

三位一体改革推進のため
NHKにおいて取組が期待される事項
(案)

放送を巡る諸課題に関する検討会
公共放送の在り方に関する検討分科会

目次

はじめに.....	1
第1章 業務	
1. 業務（総論）	
(1) 公共放送としての役割等.....	2
(2) 事業規模.....	4
2. 業務（各論）	
(1) 国内放送業務.....	6
①国内放送業務全般.....	6
②字幕・手話放送等.....	8
(2) 国際放送業務.....	10
(3) インターネット活用業務.....	11
①インターネット活用業務の役割及び費用.....	11
②放送法上の努力義務に係る取組.....	13
③受信機を持たない視聴希望者等への対応.....	14
(4) 放送サービス全体の進歩発達のために必要な業務.....	15
(5) 営業経費.....	16
(6) 業務委託等.....	18
(7) 受信契約手続等の電子化.....	20
第2章 受信料	
(1) 受信料の水準と在り方.....	21
(2) 受信料の公平負担.....	23
第3章 ガバナンス	
(1) 子会社等の在り方.....	24
(2) 改正放送法を踏まえたガバナンス強化.....	26
(3) 苦情・相談を踏まえた対応.....	28
参考資料.....	30

はじめに

平成30年9月に「放送を巡る諸課題に関する検討分科会」の「第二次とりまとめ」が行われ、NHKにインターネットを通じた放送番組の常時同時配信の実施について、一定の合理性、妥当性があるとするとともに、NHKのガバナンス改革として、適切な評価・レビュー等の確保を行うことが必要とされた。

これを受け、総務省は、常時同時配信の提供を可能とするとともに、経営委員会が、意見募集を行った上で、中期経営計画を決定することなどを内容とする放送法改正案を提出し、令和元年5月に成立、令和2年1月に施行された。

中期経営計画は、放送法に基づき、令和3年4月から始まる期間から、最初に定めることとされ、NHKによれば、本年夏頃には、案を策定し、意見募集を行う予定となっている。

改正された放送法に基づく最初の中期経営計画は、計画期間の業務や受信料への基本的考え方を定め、それに基づき各年度の業務の達成や評価を行っていく上での、基礎となるものである。

特に放送を巡る視聴環境が変化し、NHKは、衛星波の整理・削減やインターネット活用業務の拡大など、業務の変革を求められている。こうした中で策定される中期経営計画は、今後のNHKの在り方を方向付ける意義を有するものとなる。

この中期経営計画の策定に当たっては、NHKの業務遂行に責任を有する会長とともに、経営の基本方針を決定していく経営委員会は、極めて大きな役割を果たすことが期待される。

特に、経営委員会には、放送法改正により、中期経営計画について、意見募集を通じ、国民・視聴者の意見も汲み取ったうえで、議決をすることとされており、積極的な役割を果たすことが求められている。

このような認識のもと、「公共放送の在り方に関する検討分科会」は、NHKの業務・受信料・ガバナンスの三位一体の改革を推進するため、今後NHKにおいて、中期経営計画の策定等にあたって取組の具体化を期待する事項についてとりまとめた。

本とりまとめが、まずはNHK及びその経営委員会における中期経営計画の検討及びその後の評価・レビューの枠組み作りの一助となることを期待したい。

本分科会としては、引き続き、NHKの取組状況を注視していくとともに、通信・放送の融合時代に向けた受信料制度の在り方などの制度的課題について、検討を進めて参りたい。

第1章 業務

1. 業務（総論）

NHKにおいては、これまでも自主的に経営計画が策定されてきたところ、令和元年度の放送法改正において、「中期経営計画」の策定が法定化された。

放送法改正に先立って行われた、「放送を巡る諸課題に関する検討会第二次とりまとめ（平成30年9月）」においては、NHKは国民・視聴者が負担する受信料によって運営される特殊法人であり、その業務・受信料・ガバナンスの在り方について継続的に見直しを行うことが重要であることが指摘されており、経営計画については、計画の達成状況等について評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うサイクルを回すことが求められるとしている。

こうした点を踏まえ、NHKにおいては、中期経営計画の策定に向け、以下のような点について、取組を具体化させていくことが期待される。

（1）公共放送としての役割等

ア. 現状

放送法上、基幹放送事業者に対しては、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設けること（第106条第1項）や、災害の場合の放送を行うこと（第108条）が求められている。さらに、公共放送であるNHKに対しては、公衆の要望を満ちし、文化水準の向上に寄与するように、豊かで、良質な放送番組の放送を行うこと（第81条第1項第1号）、地方向け放送番組を有すること（同項第2号）及び我が国の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つこと（同項第3号）等が求められている。

こうした放送法上の要請に対し、NHKは、「経営計画2012-2014」以降の経営計画において、「公共放送としての役割を達成するため、NHK独自の評価・管理方法を確立」することを掲げており、「文化の創造・発展」「世界への情報発信」「地域社会への貢献」「インターネットの活用」などを「経営14指標」として設定し、評価している。

具体的には「経営14指標」について世論調査を実施し、国民・視聴者のNHKへの「期待度」と「実現度」を把握した上で、「期待度」に「実現度」を近づけることを目指すこととしている。

イ. 課題

NHKが公共放送として果たすべき役割をより具体化しつつ、国民・視聴者からの期待に応えられているかを測定する分かりやすい経営上の指標を設定するとともに、国民・視聴者の期待に応えるために実施する具体的取組

を明らかにして、事後的に評価し、改善につなげるP D C Aサイクルを明確化するように検討することが必要と考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

国民・視聴者に対して公共放送として目指すサービスの在り方を明確にするため、中期経営計画において、P D C Aサイクルを活用することを念頭に、公共放送として果たすべき役割をより具体化するとともに、現在の国民・視聴者からの評価に関する指標に加え、客観的かつ具体的な経営上の指標を設定することが期待される。

例えば、「地域における必要な情報の提供」や「災害時等における正確かつ必要な情報の提供」、「若年層を含めた国民へのリーチ」等について、NHKに求められる役割を具体化し、必要に応じて指標を設定することが考えられる。

また、中期経営計画で明らかにした役割や指標については、公共放送の業務の中でも求められる経営管理のプロセスを国民・視聴者に対して可視化する観点から、事業計画において関連する具体的取組を示した上で、業務報告書等において取組結果を評価し、その評価を踏まえて翌年度の事業計画に具体的取組を記載するとともに、予算に反映させていくことなどにより、中期経営計画に基づくP D C Aサイクルを明確化することが期待される。あわせて、評価をどのような体制で行うかについても明らかにすることが期待される。

さらに、昨今の情勢も踏まえ、中期経営計画において、新型コロナウイルス感染症が業務に与える影響を明らかにしつつ、事業計画において具体的取組を明らかとし、翌年度以降の事業計画において必要な見直しを行っていくことが期待される。

(2) 事業規模

ア. 現状

受信料収入は、平成 20 年度から平成 30 年度にかけ、11.5%増加（平成 20 年度：6,386 億円、平成 30 年度：7,122 億円（736 億円増））している一方、NHKの事業支出は、地上波（テレビ・ラジオ）、衛星波、インターネットなど様々なメディアで放送番組等を提供することにより 10.9%増加（平成 20 年度：6,368 億円、平成 30 年度：7,060 億円（692 億円増））している。

この事業支出の増加について、NHKは、「4K・8K放送の実施に合わせた投資」、「インターネット活用業務の強化」、「国際放送の強化」、「東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応」、「サイバーセキュリティの強化」、「いかなる事態においても放送を継続するための放送機能強化」等の社会的要請も踏まえた重点業務への対応するため、国内放送費・国際放送費が増加したことが要因としている。また、この期間中の各事業への財源の配分は、NHKが3年ごとに策定している経営計画において明らかにした、主な事業内容及び収支の見通しにのっとり行ってきたとしている。

また、NHKでは、新たな施策を行う際の原資は既存業務の廃止やコスト削減によって生み出すことを原則としているほか、毎年度の予算・事業計画案の策定に当たっては、経営計画における収支の枠組みに基づき、各部局での予算・事業計画案の作成後、経理局及び役員による検討を通じて支出を抑制する枠組みを採用しているとしている。

なお、受信料収入については、受信料額の値下げによる影響や、新型コロナウイルス感染症による営業活動への影響、世帯数の減少やテレビ保有率の低下により、長期的には減収トレンドにあるとしている。

イ. 課題

近年、メディア及び視聴環境が変化する中、NHKも当面及び長期の受信料収入の減少を見込んでいることを踏まえれば、4K・8K放送やインターネット活用業務といった新たな業務を行う一方で、既存業務について一層の合理化や効率化を行うことにより、今後の適正な事業規模を検討することが必要であると考えられる。

また、受信料額の水準等についての国民・視聴者の理解がより深まるよう、合理化・効率化の取組及びその効果と、適正な事業規模及びその考え方についてもあらかじめ明らかとすることが望ましいと考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

NHKの業務のうち、公共放送として真に行うべきものは何かとの観点か

ら検討を行い、受信料額の水準等についての国民・視聴者の理解を深めるため、中期経営計画において、地上波（テレビ・ラジオ）・衛星波・インターネットなどのメディアごとなどに必要な事業規模及びその考え方を、業務の合理化・効率化の取組及びその見込まれる効果と併せて明確化するとともに、事業規模を適正な水準に抑えて管理するための毎年度の予算編成の考え方を具体化することが期待される。

2. 業務（各論）

（1）国内放送業務

① 国内放送業務全般

ア. 現状

平成 20 年度から平成 30 年度にかけて、事業収入は 10.4%増加（平成 20 年度：6,644 億円、平成 30 年度：7,332 億円（688 億円増））している一方、国内放送費は 25.8%増加（平成 20 年度：2,726 億円、平成 30 年度：3,428 億円（702 億円増））している。NHKでは、近年の主な増加要因を、「4K・8Kの普及促進」、「字幕放送・解説放送のサービス拡充」、「放送機能の維持継続に係るサイバーセキュリティ強化の取組」等によるものとしている。

また、昨年 12 月にNHKが提出した「4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について」において、衛星波を現在の 4 波から 3 波に整理・削減すること及び令和 2 年度中を目処に整理・削減に向けた案を策定することなどを表明していたところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるオリンピック・パラリンピック東京大会の延期を受け、これらが 4K・8K放送の普及にどのように影響するかを踏まえて、案の策定を進めるものとしている。

なお、4K対応テレビ及び4Kテレビの累計出荷台数は増加しており、2 年間でおよそ 2 倍（平成 30 年 3 月：408 万台、令和 2 年 3 月：889 万台）となっている。

イ. 課題

国内放送費の伸びが事業収入の伸びを上回っているが、今後の事業構造を見直し、合理化・効率化に向け取り組むことが必要と考えられる。

特に、衛星波の削減については、時期や方法などを具体化するとともに、今後の衛星放送の在り方に関する中期的な方針を示すことも考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

公共放送としての社会的使命を果たす上での、地上波（テレビ・ラジオ）・衛星波それぞれのチャンネルの必要性や役割を明らかにすることが期待される。その上で、近年、国内放送費の伸びが事業収入の伸びを上回っていることを踏まえ、国内放送業務を合理的かつ効率的に実施するための取組内容を、中期経営計画において具体化することが期待される。

特に、衛星波の削減については、オリンピック・パラリンピック東京大会の延期を踏まえて、改めて、その削減時期及び方法を中期経営計画等の中で明らかにするとともに、衛星放送の各チャンネルの位置付けについて見直

すなど、今後の衛星放送の在り方に関する中期的な方針を具体化することが期待される。

また、地方創生などの観点から、それぞれの地域ならではの魅力の紹介や地域の活性化に寄与する放送番組の一層の充実に向けた取組を、中期経営計画において具体化することが期待される。

以上を踏まえ、必要な投資を実施しつつも、NHKが公共放送として真に行うべきものは何かという観点から、これまでの予算編成の在り方を見直し、その結果を踏まえた予算編成の考え方を中期経営計画において具体化することが期待される。

② 字幕・手話放送等

ア. 現状

放送法上、NHKを含む放送事業者は、視覚・聴覚障害者が放送番組を受受できるようにするための字幕放送・解説放送等のユニバーサル・サービスに配慮した放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならないとされている。

これを踏まえ、総務省が平成30年2月に策定した「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」において、字幕放送・解説放送・手話放送の普及目標を以下のとおり設定しているところ、平成30年度におけるNHKの取組状況は以下のとおりである。

- ・字幕放送：(目標) 字幕付与可能な全ての放送番組(教育放送については、できる限り目標に近づくよう字幕付与)
(実績) 総合：97.4%、教育：86.3%
- ・解説放送：(目標) 2027年度までに「権利処理上の理由等により解説を付与することが出来ない放送番組を除く全ての放送番組」のうち15%以上(教育放送については、2027年度までに対象の放送番組の20%以上に解説付与)
(実績) 総合：16.4%、教育：19.8%
- ・手話放送：(目標) 総合・教育：2027年度までに平均15分/週以上
(実績) 総合：8分/週、教育：4時間7分/週

また、平成30年度から令和2年度にかけて、地域放送番組について、生放送の音声からAIを活用して自動的に字幕を作成し、インターネット配信する実験を実施している。

イ. 課題

字幕放送、解説放送及び手話放送について、総務省が策定した普及目標や公共放送としての社会的使命を踏まえ、拡充に努めることが必要ではないか。特に、地域放送局において一層の充実に努めることが必要と考えられる。

また、これまで実施してきた研究成果(音声認識による字幕制作システムの研究、新たな解説放送サービスの実現に向けた研究等)の早期の実用化や通信・放送の融合時代を見据え、字幕・手話放送等の充実に向けた更なる研究推進について、具体化することが必要と考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

字幕放送、解説放送及び手話放送について、総務省が策定した普及目標や公共放送としての社会的使命を踏まえ、年度ごとの目標を中期経営計画にお

いて具体化することが期待される。

また、地域放送局における一層の充実に向けた取組を、中期経営計画において具体化することが期待される。

さらに、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や、通信・放送の融合時代を見据え、字幕・手話放送等の充実に向けた更なる研究推進について、いつまでにどのような取組を行うのかを具体化することが期待される。

(2) 国際放送業務

ア. 現状

NHKによる国際放送は、放送法上、義務付けられた業務（第20条第1項第4号）であるが、国際放送費については、平成20年度から平成30年度にかけて額及び事業支出に占める割合の双方が増加傾向にある。（平成20年度：106億円（1.66%）、平成30年：251億円（3.56%））

現在、NHKは、外国人向けの国際放送として、国際放送業務（NHKワールドJAPAN）を提供しており、年に2回、国際放送の取組状況の把握・評価のために「国際戦略調査」を実施し、国際放送に接した者の日本についての理解度を中心に、認知度、リーチなども測定している。同調査においては、北米・アジアを重点地域としているところ、北米、アジアのすべてにおいて、「NHKワールドJAPAN」の接触者の方が非接触者よりも日本への理解度が高くなっている。また、認知率及びリーチについては、アジアにおいては一定の水準となっているが、北米においては相対的に低い水準にとどまっている。

イ. 課題

国際放送を一層効果的かつ積極的に推進するため、世界各地のニーズや視聴実態を踏まえた具体的取組を示していくことも考えられる。

また、NHKの国際放送が世界の国際放送の中で占める位置付けが分かるような具体的指標を設定することも考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

中期経営計画において、国際放送において果たすべき役割やその達成状況を評価するための認知率やリーチなどの指標を明らかにしつつ、毎年度の事業計画において具体的取組を示し、業務報告書等において指標に基づき取組結果を評価した上で、翌年度の事業計画において評価を踏まえた具体的取組を記載していくことなどにより、PDCAサイクルを明確化することが期待される。

認知率やリーチなどの指標に関しては、世界の国際放送に占めるNHKの位置付けも分かるように調査し、参考として併せて示すことも考えられる。

(3) インターネット活用業務

① インターネット活用業務の役割及び費用

ア. 現状

インターネット活用業務については、NHKが定める実施基準において、「放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、(放送) 法第 15 条の目的を達成するために実施する」ことが基本原則とされている。

その費用については、令和元年 11 月に総務省が公表した「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」(以下「総務省の基本的考え方」という。)においては、

- ・同時配信や見逃し番組配信等の業務は、受信料を財源としてNHKが行う「任意業務」であり、その費用と効果が見合うものとなるよう効率的な実施が求められること
- ・令和 2 年度には、事業収支差金の赤字が見込まれており、インターネット活用業務の費用の拡大は、NHK全体の収支の悪化が懸念されること等を背景として、NHKが実施するインターネット活用業務の費用の上限について、一時的に発生する費用を除いて「受信料収入の 2.5%」を維持することが望ましいとしている。

また、外部専門家の知見を活用する等、早急にインターネット活用業務の効率性を検証する仕組みを検討し、導入することが望ましいと考えられている。

令和元年 12 月にNHKが公表した「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」に関する日本放送協会の検討結果について(以下「NHK回答」という。)においては、インターネット活用業務の「費用の抑制的管理のための具体的な仕組み」について、「IT関連の経費抑制に精通した専門家など外部の知見などを参考に、実現に向けて次期中期経営計画で示すことを目指す」としている。

「総務省の基本的考え方」及び「NHK回答」を踏まえ、令和元年 12 月に、NHKからインターネット活用業務の費用上限について、一時的に発生する費用等を除き「受信料収入の 2.5%」とすることなどを内容とする「インターネット活用業務実施基準」の認可申請があり、総務大臣は令和 2 年 1 月にこれを認可した。

イ. 課題

NHKは、通信・放送融合時代におけるインターネット活用業務の役割について明確化するとともに、当該業務の費用を抑制する具体的な仕組みを明

らかとし、早期に導入するなど、費用抑制の取組を具体化しつつ、必要な事業規模を明らかとすることが必要であると考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

インターネット活用業務については、果たすべき役割を明らかとした上で、利用状況及びユーザの評価などに基づく具体的なニーズも踏まえ、必要な事業規模及びその考え方や、既存業務の合理化・効率化に向けた取組及びその見込まれる効果について、中期経営計画において具体化に取り組むことが期待される。

また、インターネット活用業務の費用の管理について、「NHK回答」においてNHKが示しているとおり、

- ・ I T 関連の経費抑制に精通した専門家などの外部の知見を参考とする仕組みを中期経営計画の中で具体化し、早期導入することや、
- ・ そうした仕組みを予算の作成や、執行、今後の中期経営計画の検討の段階で活用すること

に取り組むことが期待される。

② 放送法上の努力義務に係る取組

ア. 現状

令和元年5月に成立した改正放送法においては、NHKのインターネット活用業務の実施に当たり、

- ・地方向け放送番組の提供に努めること
- ・他の放送事業者との協力を努めること

との努力義務を課している（第20条第14項）。

このうち、「地方向け放送番組の提供」については、NHK回答の中で、「2021年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等」を、中期経営計画の中で具体化させることとしている。

また、「他の放送事業者との協力」については、総務省が、インターネット活用業務実施基準の認可に際して、「NHKがインターネット活用業務の実施により得た知見等の成果について、民間事業者等との共有に努めること」「他の放送事業者の要望に応じ、必要な協議の場を設けること」を条件に付している。

現在、NHKは、他の放送事業者との連携・協調のための取組として、民間放送事業者がインターネットを通じて番組配信を行うTVerやradikoにおいても、番組配信を実施している。

イ. 課題

地域情報の発信の重要性に鑑み、地方向け放送番組の提供の計画について、具体化することが必要であると考えられる。

他の放送事業者との協力の更なる推進について、民間放送事業者とも協議の上、具体化していくことが必要であると考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

インターネットを通じた地方向け放送番組の提供について、費用を効率的・効果的なものとなるよう精査した上で、令和3年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等を中期経営計画において具体化することが期待される。

インターネット配信に関する他の放送事業者との連携・協調について、権利処理や配信基盤等のNHKと民間放送事業者共通の課題について適切に意見交換を行うとともに、他の放送事業者の要望に応じ、連携・協調の取組を具体化しつつ、毎年度のインターネット活用業務実施計画において、その内容を明らかにすることで更なる連携・協調につなげることが期待される。

③ 受信機を持たない視聴希望者等への対応

ア. 現状

総合テレビ及びEテレの放送番組の同時配信及び見逃し番組配信サービスである「NHKプラス」は、スマートフォンやタブレット、パソコンなどの端末を通じて提供されている。「NHKプラス」の提供に当たっては、放送受信契約の締結が確認できない者に対しては、同時配信の画面上に受信契約を確認するためのメッセージを表示するとともに、見逃し番組配信については利用できないこととしている。

令和2年5月末時点での「NHKプラス」の利用登録の申請数は73万件で、その内、59万件のID登録が完了しているが、IDの登録については、当分の間、対象を世帯の受信契約のみとしており、事業所の受信契約は対象外となっている。

また、NHKの有料のインターネット配信業務（NHKオンデマンド）においては、衛星放送の一部番組も含む見逃し番組配信が提供されており、登録会員数は令和2年3月末で約272万人となっている。

イ. 課題

受信設備を有しておらず、受信契約を締結する対象とならない者や事業所等について、同時配信や見逃し番組配信の視聴ニーズを踏まえつつ、受信料制度の趣旨や提供に要する費用も勘案した上で、今後の提供の在り方を検討することが必要であると考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

受信機を持たない者等、現在、「NHKプラス」の提供対象となっていない者への同時配信・見逃し番組配信サービス提供については、「NHKプラス」や「NHKオンデマンド」の普及状況や評価に加え、提供対象となっていない者のニーズについても評価し、十分なニーズが認められると判断される場合には、受信料制度の趣旨や提供に要する費用も勘案した上で、検討することが期待される。

(4) 放送サービス全体の進歩発達のために必要な業務

ア. 現状

NHKは、放送法上、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行うこととされており、公共放送として先導的役割を果たすことが期待されている。

平成30年度には、空間表現メディア（AR／VR）の研究や、8K番組を効率的に制作するための技術の開発、インターネットを活用して簡単かつ快適に番組を視聴できる技術（動画配信システム等）の研究を行った。

イ. 課題

通信・放送の融合時代を見据えた放送サービス全体の進歩・発達のために取り組むべき業務やその社会的還元の在り方について検討することが必要と考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

通信・放送の融合時代を見据えた放送サービス全体の進歩・発達のために、公共放送の社会的使命を踏まえ、取り組む業務やその社会的還元の考え方について、中期経営計画において具体化することが期待される。

(5) 営業経費

ア. 現状

営業経費は、平成 17 年度には受信料収入の 13.6% (819 億) を占めており、直近数年間は 10% 超で横ばいに推移し、平成 30 年度には受信料収入の 10.8% (773 億円) となっている。

また、平成 30 年度における営業経費について、平成 27 年度と比較すると、営業経費全体 (平成 27 年度 : 734 億円、平成 30 年度 : 773 億円、(5.3% 増)) のうち、契約収納促進費等 (平成 27 年度 : 264 億円、平成 30 年度 : 300 億円 (13.6% 増)) は、地域スタッフ及び法人への委託手数料 (平成 27 年度 : 327 億円、平成 30 年度 : 344 億円 (5.2% 増)) より大きく増加している。

さらに、NHK における営業経費は、諸外国 (英国 (147 億円、2.7%)、仏国 (31 億円、1.0%)、独国 (217 億円、2.2%)) と比べても高水準となっている。この点について、NHK は、諸外国では、公共放送機関が居住に関する情報を活用できる仕組みや、受信機の未設置申告制度等の制度整備がなされており、訪問活動等が原則不要であることが、その原因であると分析している。

このような状況を踏まえ、NHK では、営業経費の抑制のため、訪問によらない契約・収納活動への転換を推進している。訪問によらない取次は、平成 20 年度は取次全体の 38% (110 万件) であったところ、平成 30 年度には取次全体の 50% (178 万件) と増加している。しかしながら、新規の受信契約の取次については、訪問によらない取次の割合は 41% (90 万件) に留まっており、NHK は、訪問による取次が不可欠であるとしている。

イ. 課題

営業経費の効率化・合理化については、予算に付する大臣意見等において、繰り返し指摘されてきたところ、営業経費が高止まりしている現状について、改めて分析・検討を進め、構造的な手当ても含めた一層の効率化・合理化のための手法を、具体的に明らかにすることも考えられる。

ウ. NHK において取組が期待される事項

営業経費が高止まりしている現状を踏まえ、現在 NHK が実施している公平負担徹底のための取組や経費抑制のための施策について、定量的・定性的に分析・検証を行った上で、中期経営計画において、更なる効率化・合理化に向けた客観的かつ具体的な経営上の指標を設定することが期待される。

また、中期経営計画で設定した指標について、毎年度の事業計画において具体的取組を示し、その年度の業務報告書等において指標に基づき取組結果を評価し、更に翌年度の事業計画において前年度の評価を踏まえた具体的取組を記

載していくことなどにより、中期経営計画に基づくP D C Aサイクルを明確化することが期待される。

加えて、契約・収納活動経費について、NHKにおいて変動的費用と分類している「未契約者・未収者対応等に係る費用」に限らず、固定的費用と分類している「請求・収納、管理に係る費用」についても、情報処理システムの抜本的な見直しや、事務処理の更なる効率化などを検討し、経費を抑制することが期待される。

(6) 業務委託等

ア. 現状

NHK回答においては、事業規模の見直し、とりわけ、業務委託や施設・設備の整備の在り方などを見直すこととしている。

業務委託については、NHKは、業務委託基準において、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がない場合等やむを得ない場合を除き、競争契約を原則とすることとしている。

しかしながら、NHKによる子会社等への業務委託の金額及び受信料収入に対する比率は増加しており（平成30年度の子会社等との取引総額は1,992億円（受信料収入の28.0%）、そのうち随意契約の占める割合が高止まりしている（平成30年度には子会社等との取引総額のうち92.5%が随意契約））。

また、平成30年度のNHKと子会社等及び一般事業者との取引額は5,305億円であり、そのうち「番組関係」として1,358億円が随意契約で業務委託されている。

なお、NHKの子会社における随意契約を含めたNHKとの取引の営業利益率は、平成26年度4.2%、平成30年度2.9%と減少している一方、NHK以外との取引の営業利益率は、平成26年度2.8%、平成30年度5.8%と増加している。

NHKでは、効率性と透明性の向上に資する取組として、業務委託の際の見積に対する事前の査定や、子会社の決算後に収支実績の確認を実施しているとしている。

施設・設備の整備について、NHKは、毎年度、地方放送会館、放送番組設備や放送網設備の整備を実施しているほか、放送センターの建替えや、4K・8Kに向けた設備の整備を実施しており、平成30年度の建設費は998億円となっている。

イ. 課題

業務委託や施設・設備の整備の在り方などを検証し、事業支出の削減を具体化することが必要と考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

業務委託について、子会社等との随意契約の割合が高止まりしていることを踏まえ、番組制作とその他一般取引、子会社等と子会社等以外を分けて、それぞれ業務委託の在り方を精査・検討し、競争契約のより一層の推進のために必要な取組を中期経営計画の中で具体化することが期待される。その上で、その取組がどの程度、事業支出の削減につながるかを定性的・定量的に分析・検証

し、業務報告書等において示すことが期待される。

特に、番組制作では、原則として価格による競争が行われていないことから、これを改めて見直し、「企画競争」方式の更なる拡充など、競争性を高めるための具体的な取組を検討し、その取組状況を明らかにすることが期待される。

加えて、施設・設備の整備の在り方について、これまでに整備されたシステムを含む設備の性能や保守の実態等を分析・検証し、事業支出削減に向けた取組内容を検討した上で、その取組を中期経営計画等において具体化することが期待される。

(7) 受信契約手続等の電子化

ア. 現状

受信契約者が住所を変更し、インターネットで住所変更を行った場合、NHKは変更先の住所に書面を送付し、本人による届出であることの確認を実施している。

また、「NHKプラス」の登録が受信契約者本人により行われたことの確認は、契約住所に確認コードを記載したはがきを送付すること等で実施している。

イ. 課題

受信契約者の住所変更登録や「NHKプラス」への登録等について、マイナンバーカードの活用等、電子化の推進による手続の簡素化を検討することが必要であると考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

受信契約等における本人確認手続の電子化は、視聴者の利便性向上に資するものと考えられることから、費用対効果も考慮しつつ、具体化することが期待される。

第2章 受信料

(1) 受信料の水準と在り方

ア. 現状

我が国における世帯数は、令和5年の5,419万世帯をピークに減少に転じると推計されている。また、テレビの世帯保有率は、平成20年から平成30年の10年間で98.9%から95.1%へ減少している。特に29歳以下のテレビ世帯保有率は85%～90%程度まで減少している状況であり、各メディアの平均利用時間調査において、10代・20代では、平日のインターネット利用時間がテレビ視聴時間を上回っている。

世帯数の減少やテレビ保有率の低下に加え、受信料値下げの影響や、新型コロナウイルス感染症による営業活動への影響を考慮し、NHKは受信料収入について、長期的には減収トレンドにあるとしている。

NHKは、受信料額を算定するに当たっては、事業運営に必要な総経費に対して繰越金の使用分を含む総収入が見合うことを基本とするとともに、受信料額は、長期間にわたって安定した金額であることが望ましいことから、3～5年程度の期間で収入全体が見合うよう設定することとしている。

なお、令和元年12月には、衛星波について、現在の4波から3波に整理・削減に向けた案の策定を表明しているほか、令和2年4月には、NHKの放送番組のインターネットを通じた同時配信・見逃し番組配信を開始するなど、NHKの事業は近年変化している。

イ. 課題

受信料の水準は、一層の合理化・効率化に取り組んだ上で必要となる事業規模に見合う形で、適正に算定することが必要であると考えられる。

特に衛星付加受信料の在り方については、NHKが令和2年度中に策定予定の衛星波を現在の4波から3波に整理・削減する案を踏まえつつ、見直しを検討することが必要であると考えられる。その際には、いわゆる「受動受信」問題の影響を考慮することも必要であると考えられる。

また、人口減や若者のテレビ離れや有料の動画配信サービスの成長を含む視聴環境及び視聴形態の変化などを見据えた事業構造の見直しに対応した受信料の体系及び水準の見直しを具体化することについて、検討することも必要であると考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

中期経営計画においては、第1章1(2)で述べた必要な事業規模に加え、

繰越金の使用見通しを明らかとした上で、受信料の水準及び体系を明らかとすることが期待される。

また、令和2年度中に策定される衛星波の整理・削減に向けた案を踏まえ、削減時期及び方法並びに事業支出の見通しを明らかとしつつ、今後の衛星付加受信料の在り方について、検討することが期待される。

さらには、世帯数の減少やテレビ保有率の低下といった環境変化による将来的な受信料収入への影響について見通しを明らかとし、中長期的な事業構造と受信料の水準及び体系を含む在り方を、経営委員会も含めて前広に具体的な検討をすることが期待される。

(2) 受信料の公平負担

ア. 現状

受信料の支払率は、平成 30 年度末時点で 82%（令和元年度末時点で 83%の見込み）となっているが、都道府県別に見ると、都市部で低くなっているなど、地域差が大きい。

衛星契約については、平成元年 8 月の衛星放送の本放送・有料化以来、契約数は増加（平成元年 121 万件、平成 10 年 946 万件、平成 20 年 1,400 万件、令和元年 2,270 万件）しており、契約総数に占める割合は、平成 30 年度末時点で 52%（令和元年度末時点で 53%の見込み）となっている。

また、NHKでは契約・収納活動として訪問巡回を行っており、その年間訪問件数は約 1.4 億回（平成 30 年度実績）であるが、面接率（面接数／訪問数）は 16%、契約数（取次数／訪問数）は 2%に留まっている。NHKでは、このような事情も踏まえ、郵便転居届と複写式になっている住所変更届の備付けやガス・電力事業者等による住所変更取次など、「訪問によらない活動」を推進している。

そのほか、公平負担の徹底のための取組として、NHKでは、未契約者への民事手続や未収者に対する支払督促を実施している。

イ. 課題

受信料の公平負担を徹底するために、効率性に留意しつつ、受信料の支払率向上に向けた方策を検討することが必要と考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

受信料の公平負担のより一層の徹底に向けて、今後の社会・経済状況や営業を取り巻く環境の変化等を踏まえ、効率性に留意しつつ、引き続き、受信料支払率の目標を中期経営計画の中で示すことが期待される。

また、訪問活動による面接率や契約率が低く、今後一層の悪化も想定されることなどを踏まえ、公平負担の徹底に向けた課題を定性的・定量的に分析・検証し、優先順位をつけて整理した上で、中期経営計画において、課題ごとの対策を具体化するとともに、それらの取組を評価する客観的かつ具体的な経営上の指標を設定することが期待される。

その上で、中期経営計画で設定した指標について、毎年度の事業計画において具体的取組を示し、業務報告書等において指標に基づき取組結果を評価し、更に翌年度の事業計画において前年度の評価を踏まえた具体的取組を記載していくことなどにより、中期経営計画に基づくPDCAサイクルを明確化することが期待される。

第3章 ガバナンス

(1) 子会社等の在り方

ア. 現状

NHKでは、関連団体について、NHKグループの一員として、NHKの業務を補完・支援することを基本として、(1) NHKの業務の効率的推進、(2) NHKのソフト資産やノウハウの社会還元、(3) 副次収入によるNHK財政への寄与を事業の目的とするものとしている。

また、NHK回答において、「各子会社や各関連公益法人等の役割や業務内容などを精査して既存業務を見直すとともに、更なる経営統合も視野に入れてグループ経営改革を推し進めることを次期中期経営計画に反映させることを目指す」としている。

子会社等の在り方については、これまで、「放送政策研究会（平成13年）」や「通信・放送の在り方に関する懇談会（平成18年）」などにおいて、子会社の整理・統合を含む、子会社等の在り方に関する指摘がなされてきた。

近年では、令和元年4月、技術系子会社の「NHKアイテック」と「NHKメディアテクノロジー」が合併した。また、令和2年4月、制作系子会社の「NHKエンタープライズ」と「NHKプラネット」が合併した（子会社の数は、平成12年度の38社から11社に減少）。

このほか、平成30年度末時点の子会社13社における利益剰余金は、計964億円となっており、令和元年度に、計71億円（そのうち、NHK受取額は46億円）の配当を実施した。なお、NHKでは、「子会社の配当方針」を関連団体運営基準に明記し、公表している。

監査委員会では、関連団体運営基準に基づき内部統制の整備及び運用の状況等を点検する関連団体調査の結果について、執行部から報告を受けているほか、執行部の担当理事と子会社等の監査役・監事の情報共有のための連絡会に常勤監査委員がオブザーバーとして参加する等の取組を行っている。

イ. 課題

NHK本体で何を行い、子会社等で何を行うのかについて、役割分担を示すことを検討するとともに、子会社等の更なる経営統合等に関する計画を具体化することが必要と考えられる。また、既存の子会社等の存在意義について、競争環境に与える影響も考慮し、整理について検討することが考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

NHKグループ全体の役割分担をゼロベースで見直し、NHK本体と子会社

等の役割分担を明確化した上で、中期経営計画において、子会社等ごとのNHKグループ全体における位置づけや役割を明確にし、更なる経営統合も念頭に置きつつ、グループ経営改革に向けた取組を具体化するとともに、業務報告書等において、取組内容を評価した結果を示すことが期待される。

また、子会社等の業務の適正性を確保するため、監査委員会が、民間企業の取組事例¹も必要に応じて参考とし、外部有識者による委員会とも連携するなど、これまで以上にイニシアティブを発揮して、NHKとの随意契約を含む子会社等の業務の管理に関する執行部の取組を検証し、その検証結果を踏まえて改善を行う体制を、中期経営計画の中で具体化することが期待される。

その上で、毎年度の監査委員会の意見書等において、これらの検証結果を可能な限り具体的に示すとともに、その検証結果を踏まえた取組やその評価を業務報告書等において示すことが期待される。

¹ 一例として「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（経済産業省。令和元年6月28日）

(2) 改正放送法を踏まえたガバナンス強化

ア. 現状

令和元年5月に成立した改正放送法において、NHKの経営委員会及び監査委員会の役割の強化（第29条、第43条）、経営の透明性の確保に向けた中期経営計画の作成の法定化（第71条の2）及び情報公開の充実（第84条の2）等のガバナンス強化が盛り込まれ、同年9月にそれを受けた改正省令が制定された。

また、令和元年9月には「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」が策定され、子会社等への業務委託に関する法令解釈の明確化が行われた。

このように法令及びガイドラインが整備されたことを受け、NHKでは、経営委員会が議決した新たな「内部統制関係議決」に基づく内部統制体制の整備や経営委員会・監査委員会の体制整備、NHK及び子会社等に関する情報のオンライン公開、「子会社の配当方針」について整理等の対応がなされている。

このほか、子会社等の事業活動については、法改正以前から「関連団体事業活動審査委員会」において、子会社等への業務委託については「入札契約委員会」において、その適正性を審査している。

法令及びガイドラインが整備されたことを受け、「関連団体事業活動審査委員会」については、有識者の増員や審査対象の拡大を行ったほか、監査委員会では、「関連団体事業活動審査委員会」及び「入札契約委員会」において外部有識者から出された意見やそれを受けた対応策について、執行部から報告を受ける仕組みを構築した。

イ. 課題

改正放送法等を受けたガバナンス強化に適切に取り組めるよう、経営委員会、監査委員会それぞれにおける適切な実施体制の整備を検討することが必要であると考えられる。

このほか、改正放送法等を受けた「内部統制関係議決」や「子会社の配当方針」等について、今後はこれらの趣旨を踏まえ、ガバナンス強化に適切に取り組んでいくことが必要であると考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

経営委員会及び監査委員会は、改正放送法において職務執行の監督及び監査において、より大きな役割を果たすことが期待されていることから、必要に応じ、具体的事項の監査に外部専門家を活用するとともに、今後の実際の

業務状況を踏まえ、体制整備を検討することが期待される。

また、経営委員会は、中期経営計画に基づき、業務報告書等における取組状況の評価を踏まえて、毎年度の事業計画及び収支予算等が適切に作成されるかなど、PDCAサイクルが機能しているか検証し、必要に応じ、見直しを求めることなどにより、積極的に役割を果たすことが期待される。

このほか、NHKにおいては、特により大きな役割を果たすことが期待されている経営委員会や監査委員会も含め、改正放送法の情報公開の努力義務に基づき、一層の透明性向上を図るため、積極的に情報公開の充実に努めることなどが期待される。

(3) 苦情・相談を踏まえた対応

ア. 現状

NHKは、放送法上、苦情その他の意見について、適切かつ迅速に処理しなければならないこととされており（第27条）、その結果は、経営委員会にも報告することとされている（第39条第4項）。

NHKには、平成30年度に、約385万件の意見・問合せが寄せられた。そのうち、意向種別では、問合せが約279万件（72%）、意見・要望が約56万件（15%）等となっており、意向内容別では、受信料関係が約215万件（56%）、放送関係が約111万件（29%）等となっている。

また、NHKふれあいセンターには、平成30年度に、契約・収納業務における訪問員の説明や訪問時間に対する苦情等が約3万7千件寄せられている。

なお、意見・問合せの件数については、平成20年度は約460万件、平成25年度は約394万件、平成30年度は約385万件と、減少傾向にある。

NHKでは、視聴者からの意見・問合せを踏まえた業務改善の例を、報告書にまとめ、ホームページ等で公開するほか、訪問員に対して、訪問マナーやコンプライアンス等に関する講習会の開催や、現地での顧客対応指導を行うとともに、国民生活センター等と意見交換を実施している。

イ. 課題

視聴者から寄せられた苦情等を分析・検証した上で、抜本的な対策を講じることを可能とする仕組みを検討することが必要と考えられる。また、受信料の契約・収納業務の適正性を確保するため、委託先の業務の実態を適切に把握し、必要に応じて是正を指導するなど、その業務の適正性を確保するための体制について、不断に点検及び見直しを行うことが必要と考えられる。

ウ. NHKにおいて取組が期待される事項

視聴者から寄せられた苦情その他の意見に関する取組について、中期経営計画において適切に位置づけることが期待される。その上で、苦情その他の意見について、国民生活センター等との意見交換も踏まえ、適切かつ迅速に対応されることを確保し、経営に活かすことができるよう、これまで以上に具体的に役員に伝わる仕組みを構築することが期待される。

特に苦情については、削減に向けた抜本的な取組を具体化することが期待される。また、毎年度の業務報告書等において、取組内容を評価するとともに、評価結果をどのように対外的に公表できるかを検討することが期待される。

さらに、訪問員等への苦情等が多数寄せられており、受信料の契約・収納業務の適正性を確保するため、その体制について、苦情等を踏まえた

点検・見直しの考え方を、中期経営計画等において具体化することが期待される。

參考資料

1.	開催要綱	32
2.	開催状況	35
3.	三位一体改革に関する経緯	37
4.	個別論点に関する資料	43
	(1) 業務	44
	(2) 受信料	63
	(3) ガバナンス	72
5.	ヒアリング資料	80
	(1) 日本放送協会	81
	(2) 一般社団法人日本民間放送連盟	162
	(3) 一般社団法人日本新聞協会	169
6.	構成員の質問に対するヒアリング対象者からの書面回答	170

1. 開催要綱

放送を巡る諸課題に関する検討会

「公共放送の在り方に関する検討分科会」 開催要綱

1 背景・目的

公共放送を取り巻く視聴環境が変化する中、今後、NHK において中期経営計画が策定されることを踏まえ、三位一体改革の具体的なフォローアップや今後の公共放送の在り方を見据えた将来的な受信料制度の在り方について、国民・視聴者からの十分な理解が得られるかといった観点を踏まえた検討など、これからの公共放送の在り方についての検討が必要となっている。

上記を踏まえ、本検討分科会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「親会」という。）の下で開催される会合として、通信・放送融合時代における公共放送の在り方について総合的に検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討分科会は、「公共放送の在り方に関する検討分科会」と称する。

3 検討事項

- (1) 三位一体改革のフォローアップ
- (2) 受信料制度の在り方
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本検討分科会の分科会長は、親会座長が指名する。本検討分科会の構成員を分科会長が指名し、必要があると認められるときは、オブザーバーを分科会長が指名することができる。
- (2) 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会長代理を指名することができる。
- (3) 分科会長代理は分科会長を補佐し、分科会長不在のときは分科会長に代わって本検討分科会を招集する。
- (4) 分科会長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 分科会長は、必要に応じ、ワーキンググループ等を開催することができる。
- (6) ワーキンググループ等の構成員及び運営に必要な事項については、分科会長が定めるところによる。
- (7) その他、本検討分科会の運営に必要な事項は分科会長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本検討分科会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討分科会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本検討分科会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本検討分科会の庶務は、情報流通行政局放送政策課が行い、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

「公共放送の在り方に関する検討分科会」構成員 一覧

(敬称略、分科会長を除き五十音順)

【構成員】

(分科会長)	たがや かずてる 多賀谷 一照	千葉大学名誉教授
	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
	こづか そういちろう 小塚 荘一郎	学習院大学法学部教授
	ししど じょうじ 宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	せきぐち ひろまさ 関口 博正	神奈川大学経営学部教授
	ながた みき 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学名誉教授
	にしだ りょうすけ 西田 亮介	東京工業大学リベラルアーツ研究教育院 准教授
	はやし しゅうや 林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科教授

(計9名)

2. 開催状況

放送を巡る諸課題に関する検討会
「公共放送の在り方に関する検討分科会」開催状況

○第1回（令和2年4月17日（金）14:00～）

- (1) 開催要綱の確認等
- (2) 事務局説明
 - ・NHKの三位一体改革に関する論点(案)
 - ・受信料体系の変遷・過去の検討経緯
- (3) 意見交換
- (4) その他

○第2回（令和2年5月22日（金）10:00～）

- (1) 関係者へのヒアリング
 - ・日本放送協会
 - ・日本放送協会経営委員会
 - ・一般社団法人日本民間放送連盟
 - ・一般社団法人日本新聞協会
- (2) 質疑応答
- (3) その他

○第3回（令和2年6月9日（火）15:30～）

- (1) 事務局説明
 - ・NHKにおいて取り組むべき事項（素案）
 - ・受信料制度の在り方に関する論点（素案）
- (2) 意見交換
- (3) その他

○第4回（令和2年6月26日（金）10:00～）

- (1) 三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項について
- (2) 受信料制度の在り方に関する論点について
- (3) 諸外国の公共放送の受信料制度の状況について

3. 三位一体改革に関する経緯

三位一体改革に関する最近の総務省における検討経緯

年月	三位一体改革に関する最近の検討経緯
H27.11	放送を巡る諸課題に関する検討会 設置
H28.9	放送を巡る諸課題に関する検討会「第一次取りまとめ」の公表
H30.9	放送を巡る諸課題に関する検討会「第二次取りまとめ」の公表
R1.5	改正放送法成立
R1.11	「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」の公表
R1.12	「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」についての日本放送協会の検討結果の回答の公表
R1.12	日本放送協会「4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について」の公表
R2.2	日本放送協会令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

「放送を巡る諸課題に関する検討会」について

近年の技術発展やブロードバンドの普及など視聴者を取りまく環境変化等を踏まえ、放送に関する諸課題について、①日本の経済成長への貢献や市場・サービスのグローバル化への対応、②視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れつつ検討を行うため、平成27年11月から開催。

1. 検討の背景・目的

近年、情報通信技術の進展により、新しい放送サービス・機器の登場及び魅力ある地域情報の発信は、日本の経済成長の牽引及び地方創生の実現に貢献するものとして期待されている。また、国内はもとより諸外国においても、ブロードバンドの普及はインターネットでの放送番組の動画配信など放送コンテンツの視聴環境に変化を生じさせ、視聴者の様々なデバイス(機器)によるコンテンツの視聴ニーズも大きくなっている。

このような環境変化等を背景として、放送に関する諸課題について、①日本の経済成長への貢献並びに市場及びサービスのグローバル化への対応、②視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れた検討を行うことを目的として開催。

2. 構成員

多賀谷 一照 (千葉大学名誉教授) 【座長】	
新美 育文 (明治大学名誉教授) 【座長代理】	(第11回～)
(第11回～)	小塚 莊一郎 (学習院大学法学部教授)
伊東 晋 (東京理科大学理工学部嘱託教授)	近藤 則子 (老テク研究会事務局長)
岩浪 剛太 (株式会社インフォシティ代表取締役)	宍戸 常寿 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
大谷 和子 (株式会社日本総合研究所執行役員法務部長)	末延 吉正 (ジャーナリスト・東海大学教授)
奥 律哉 (株式会社電通総研フェロー)	鈴木 陽一 (国立研究開発法人情報通信研究機構耐災害ICT研究センター長)
(第1回～第9回)	(第11回～)
川住 昌光 (株式会社日本政策投資銀行産業調査部長(当時))	瀬尾 傑 (スマートニュースメディア研究所所長)
(第10回～)	長田 三紀 (情報通信消費者ネットワーク)
竹ヶ原啓介 (株式会社日本政策投資銀行執行役員 産業調査本部副本部長)	三尾 美枝子 (弁護士)
北 俊一 (株式会社野村総合研究所パートナー)	三友 仁志 (早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)
清原 慶子 (ルーテル学院大学客員教授(前三鷹市長))	三膳 孝通 (株式会社インターネットイニシアティブ 技術主幹)

放送を巡る諸課題に関する検討会第一次取りまとめ(平成28年9月9日)概要

公共放送としてのNHK

言論報道の多元性や放送番組の質的水準を確保するとともに、民間放送では十分に達成されない分野(過疎地や遠隔地等への確実な情報の提供、広告主等の関係から特に制作が困難な少数視聴者向け番組の制作等)の役割を果たすこと

インターネット時代におけるNHKの在り方

NHKの役割・使命自体は変わるものでなく、情報提供の在り方が多様化する中で、公共的見地から、国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保することが必要。

国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化に適切に対応して、その先導的役割を果たし、国民・視聴者の期待に応えていくことが求められる。

NHKの業務の在り方

- ・ インターネット活用業務のより一層の推進
- ・ 国際放送・地域情報の提供等の充実・強化
- ・ 既存業務の合理化・効率化

NHKの業務・受信料・経営の在り方は相互に密接不可分であり、一体的な改革の推進が必要

NHKの受信料の在り方

- ・ 公平負担の徹底、業務の合理化・効率化を推進し、その利益を国民・視聴者へ適切に還元
- ・ 視聴環境等の変化を十分に踏まえ、受信料を国民・視聴者にとって納得感のあるものに

NHKの経営の在り方

- ・ 国民・視聴者に信頼される公共放送
- ・ NHK及びNHKグループ全体として、ガバナンスの改善や経営の透明性を確保

(放送を巡る諸課題に関する検討会「第一次取りまとめ(平成28年9月9日)より」)

放送を巡る諸課題に関する検討会第二次取りまとめ(平成30年9月28日)概要

基本的な考え方

- 昨今の視聴環境の変化に伴い、NHKが放送の補完として**常時同時配信を実施すること**については、**国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があると認められる。**
- ただし、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って**適切に実施されることを確保することが必要不可欠**であり、その前提として**NHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されることが必要**である。
- 具体的には、常時同時配信の実施に伴い、**現行のセーフガード措置の見直し、地域情報の提供の確保、他事業者等との連携・協力等の確保等**について**必要な措置を講ずるとともに**、見逃し配信等の在り方等についても適切な検討が行われる必要がある。
- また、**コンプライアンスの確保、情報公開による透明性の確保、NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保等**について、**NHKのガバナンス改革を行うことが必要**。

具体的な考え方①

NHKのインターネット活用業務の在り方の見直し

常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、以下のような措置について検討。

- ① **インターネット活用業務の実施基準の認可、区分経理等の現行のセーフガード措置の見直し**
- ② **地域情報の提供の確保**
- ③ **他事業者との連携・協力等の確保**
- ④ **見逃し配信等の在り方の検討**

具体的な考え方②

NHKのガバナンス改革

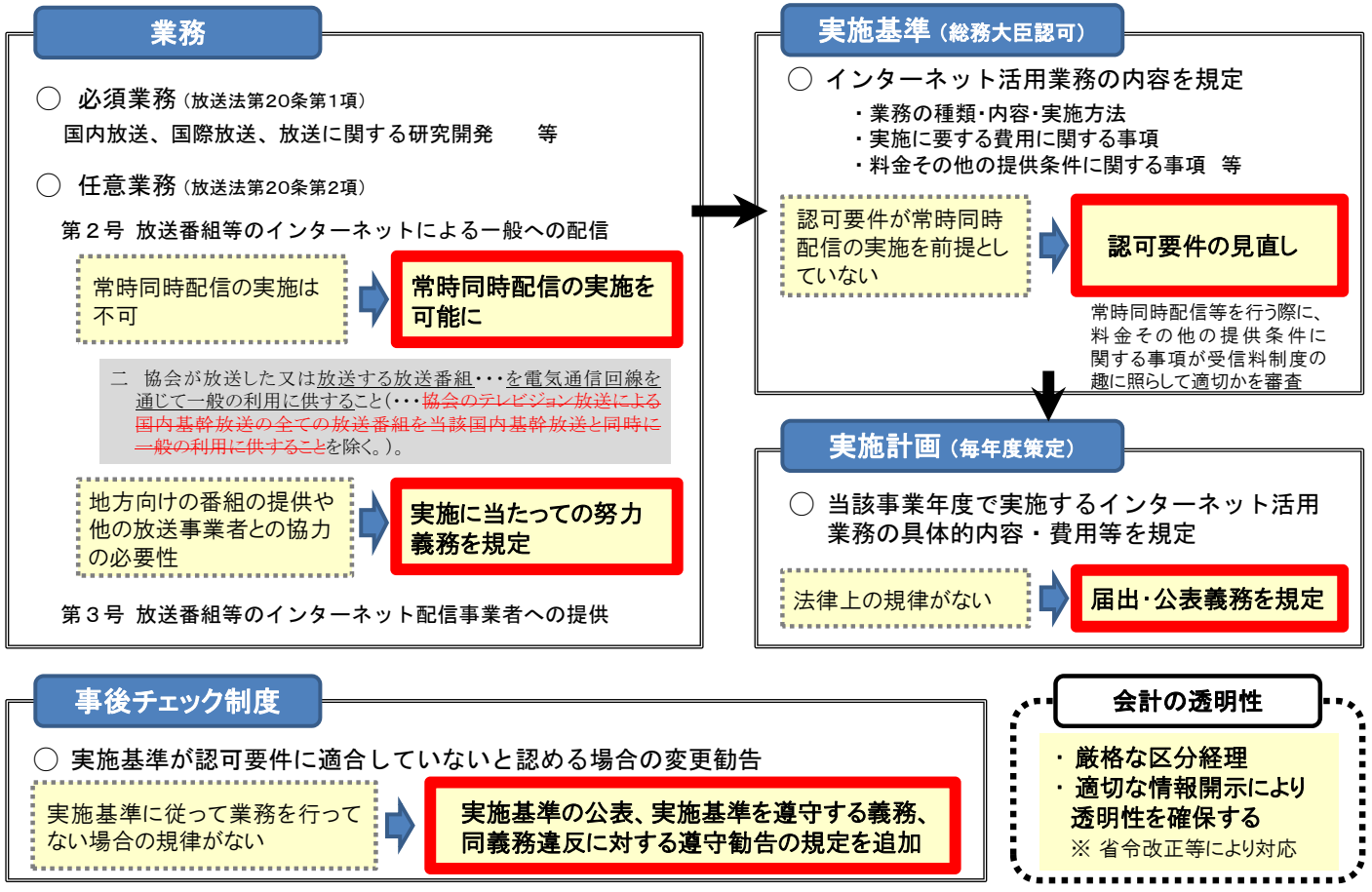
NHKに対する国民・視聴の信頼を確保するため、以下のようなNHKのガバナンス改革を行うことが必要。

- ① **コンプライアンスの確保**
- ② **情報公開による透明性の確保**
- ③ **NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保**

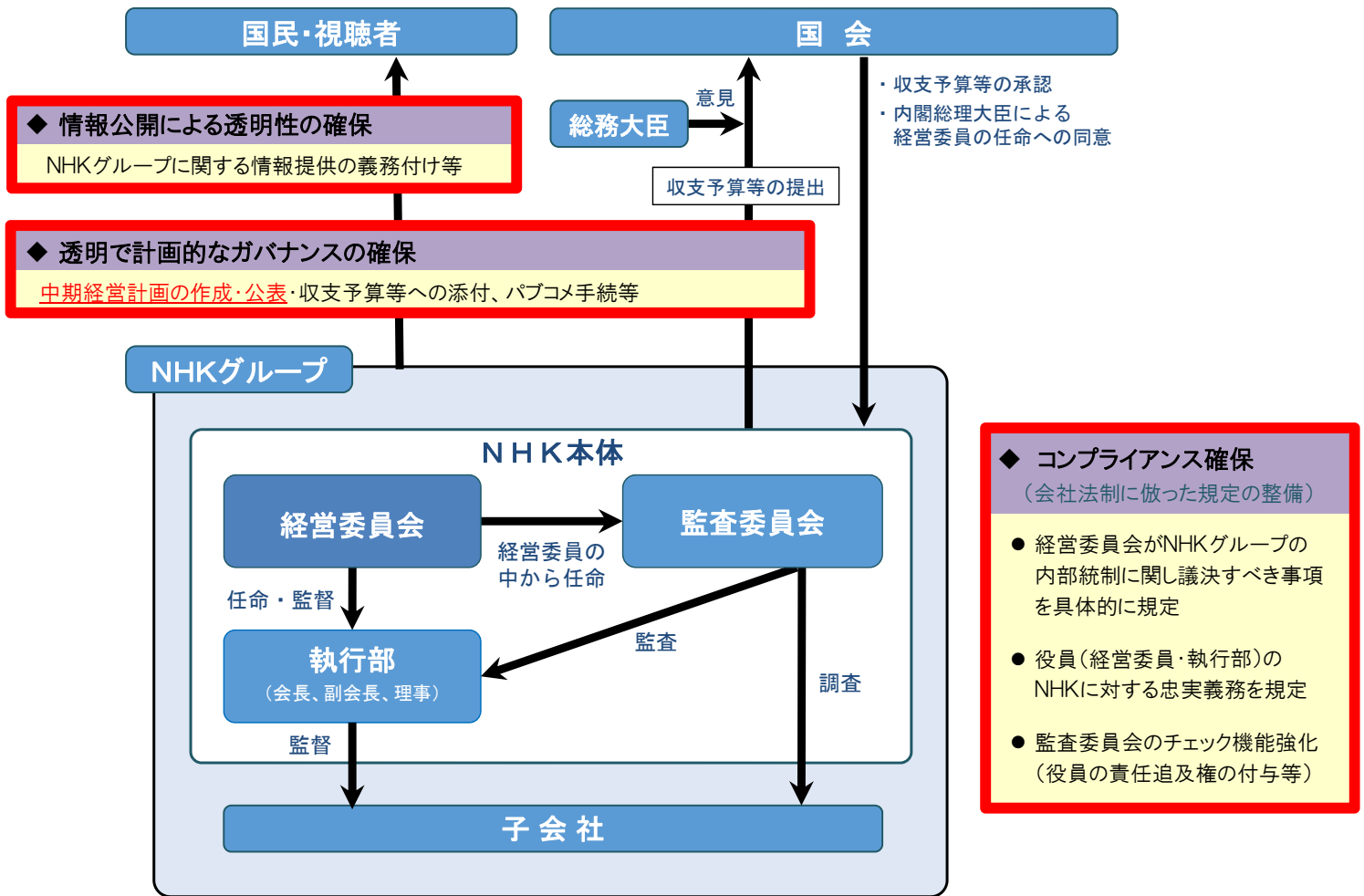
今後の進め方

- 総務省において、上記①②に係る**制度整備等の対応について、具体的な検討**を行うべき。
- NHKにおいて、制度整備等の対応に併せて、自ら、国民・視聴者などの関係者の意見を幅広く聞きながら、
 - ・ NHKのインターネット活用業務の在り方及びNHKのガバナンス改革に関し、**具体的な内容・方策等を検討し、**
 - ・ **関連団体への業務委託の透明性・適正性の向上、子会社の在り方等を見直す抜本的な改革を引き続き着実かつ徹底的に進め、**
 - ・ **既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料の在り方の見直しを進めること**が常時同時配信の実施に当たって求められる。

放送法改正 (令和元年法律第23号) のポイント① (NHKのインターネット活用業務の対象の拡大)



放送法改正 (令和元年法律第23号) のポイント② (NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実)



基本的考え方の概要①:NHKの業務全般に関する考え方

- NHKから認可申請のあったインターネット活用業務実施基準の変更案の取扱いを検討するに当たり、NHKの業務に関する総務省の基本的考え方を整理。

協会の業務に関する総務省の基本的考え方

- 協会の在り方については、国民・視聴者や関係者の意見も幅広く聞きながら「業務」「受信料」「ガバナンス」を三位一体で改革していくことが必要であり、これまでもNHKの予算等に付する総務大臣意見において、繰り返し指摘してきたところ。
- インターネット活用業務については、本年5月に成立した改正放送法案に対する附帯決議において、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、「公正競争確保の観点から、適正な規模の下、節度をもって事業を運営することが求められている」。
- 協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

基本的考え方の概要②:NHKの業務実施に当たって留意すべき事項

- NHKの業務実施に当たって留意すべき事項として、「業務」「受信料」「ガバナンス」「インターネット活用業務」それぞれにおける改革の進捗及び今後対応が必要な事項を整理。

業務全体の見直し

- コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、関連団体との取引の透明性・適正性の向上等について、取組の徹底を図ることが重要である。
- 子会社の業務範囲の適正化等、子会社の在り方を見直す抜本的な改革については、現行の取組（子会社の統合2件）に加え、さらなる取組を着実かつ徹底的に進めることが必要である。
- 4K・8Kの普及段階を見据えた衛星放送の在り方等、既存業務の見直しについて、公共放送の担い手として真に適当なものであるか早急に検討を進めることが必要である。

受信料の在り方の見直し

- 受信料については、国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要があり、受信料の公平負担を徹底するほか、業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が強く求められる。

ガバナンス改革

- 改正法を受け整備した放送法令及びガイドラインの規定に沿って、ガバナンスの強化を図り、既存業務の見直しを適切に進めることが求められる。

インターネット活用業務

- 令和2年度は、事業支出の増加と受信料値下げによる215億円の赤字を見込んでいることを踏まえ、インターネット活用業務の拡大が事業収支バランスの悪化を招くことにならないよう取り組むことが強く求められる。

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(中期経営計画)

第七十一条の二 協会は、三年以上五年以下の期間ごとに、協会の経営に関する計画（次項において「中期経営計画」という。）を定め、これを公表しなければならない。これを
変更したときも、同様とする。

2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中期経営計画の期間（前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。）

二 協会の経営に関する基本的な方向

三 協会が行う業務の種類及び内容

四 協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための
体制に関する事項

五 受信料の体系及び水準に関する事項その他受信料に関する事項

六 収支の見通し

七 その他協会の経営に関する重要事項

附則（令和元年六月五日法律第二十三号）

（中期経営計画に関する経過措置）

第五条（略）

2 この法律の施行後新法第七十一条の二第一項の規定により 最初に定める 同項に規定する
中期経営計画は、平成三十三年四月を当該中期経営計画の期間（同条第二項第一号に規定
する期間をいう。）の始期としなければならない。

4. 個別論点に関する資料

(1) 業務

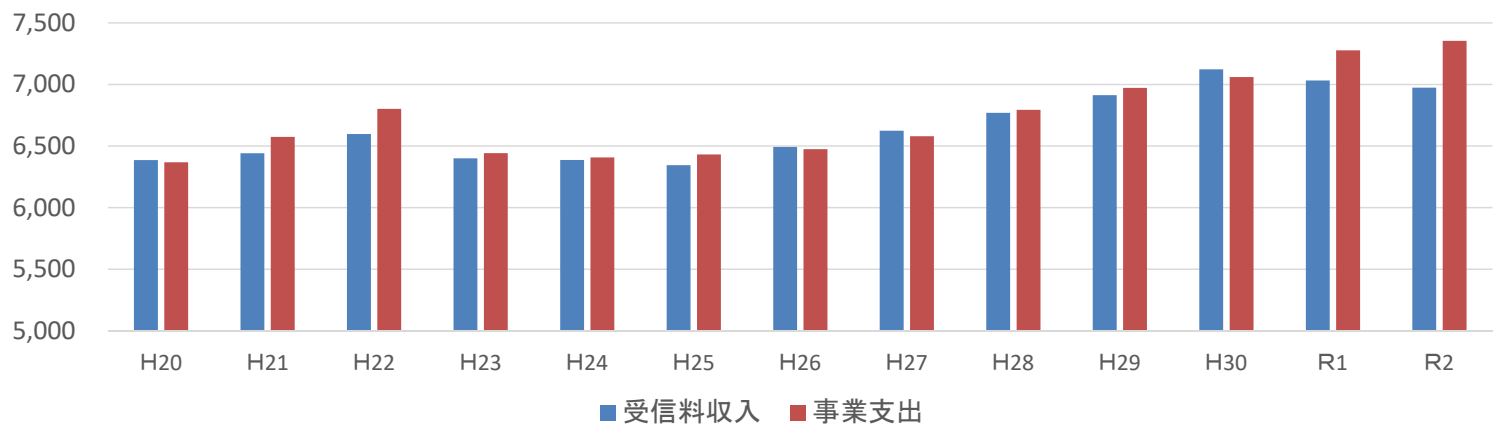
(参考)「受信料収入」と「事業支出」の推移

国内放送業務全般

(億円)

(年度)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
受信料収入	6,386	6,442	6,598	6,401	6,387	6,345	6,493	6,625	6,769	6,913	7,122	7,032	6,974
事業支出	6,368	6,575	6,801	6,443	6,408	6,432	6,475	6,580	6,793	6,972	7,060	7,277	7,354

(億円)



(NHK「決算概要」及び「収支予算と事業計画の説明資料」より作成)

※1 令和元年度及び令和2年度の数値については予算額。
 ※2 事業収入のうちの受信料収入と事業支出を比較したもの。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- 協会の令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画については、受信料の引下げや4つの負担軽減策の実施、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に関する放送・サービスの実施等に取り組むことにより、事業収支差金の赤字を見込んでいる。この点についてはやむを得ない面があるものの、今後も受信料の公平負担の徹底に向けた取組を進め、増収を確保するとともに、徹底的に支出の内容及び額を精査し支出の削減に取り組むことにより、赤字額をできる限り減少させるよう努めることを強く求める。さらに、事業の中で大きなウエイトを占める国内放送を含め業務全体を聖域なく抜本的に見直すことや予算編成の在り方も見直すこと等により、早期に事業収支差金の黒字を確保できるよう努めることを強く求める。

(参考)NHKの保有メディア

国内放送

- テレビジョン放送
 - 地上2波（総合・教育）
 - 衛星4波（BS1・BSプレミアム・BS4K・BS8K）
- ラジオ3波（第1（AM）・第2（AM）・FM）

国際放送

- テレビジョン放送（衛星）
 - 外国人向け英語放送「NHKワールドTV」
 - 邦人向け日本語放送「NHKワールド・プレミアム」
- ラジオ放送（地上波（短波・中波・FM）、衛星波）
（18言語による「ラジオ日本」）

インターネット活用業務

- NHKプラス（放送の常時同時配信・見逃し番組配信）
- その他インターネット活用業務
（ラジオのネット配信、国際配信、NHKオンデマンド等）

(参考)NHKの保有メディア予算推移

国内放送業務全般

(億円)

		平成20年度	平成30年度	令和2年度
国内放送		2,774	3,424	3,437
(主要項目)	総合テレビ	635.4	676.3	653.7
	教育テレビ	155.0	209.3	209.4
	衛星放送※1	580.4	728.4	808.7
	ラジオ	37.9	38.4	37.7
国際放送		111	260	236
(内訳)	テレビ	68.8	221.1	203.1
	ラジオ	42.3	38.9	33.3
インターネット活用業務※2		-	(118.4)	127.7
(内訳)	国内	-	-	105.9
	国際	-	-	21.8

(NHK「収支予算と事業計画の説明資料」より作成)

※1 平成20年度は「衛星ハイビジョン」「衛星第1テレビジョン」「衛星第2テレビジョン」を提供

平成30年度は「BS1」「BSプレミアム」及び12月から「BS4K」「BS8K」を提供

令和2年度は「BS1」「BSプレミアム」「BS4K」「BS8K」を提供

※2 平成30年度の数値はインターネット活用業務予算から人件費、減価償却費を除いたものであり、「国内放送」「国際放送」予算の内数。

令和2年度の数値は、令和元年度放送法改正により、インターネット活用業務の区分経理が導入されたことを受けインターネット活用業務の予算を区分して計上。

(参考)NHK経営14指標

国内放送業務全般

NHKは毎年1月と7月に世論調査を行い、NHKの役割を表す14項目の経営指標それぞれに対する期待度と実現度を尋ねることで、経営計画の進捗や経営計画で掲げる6つの「公共的価値」の実現の進捗を把握・評価していきます。

「公共的価値」

- ① 公平・公正
- ② 正確・迅速な情報提供
- ③ 多角的論点の提示
- ④ 記録・伝承
- ⑤ 文化の創造・発展
- ⑥ 多様性をふまえた編成
- ⑦ 新規性・創造性
- ⑧ 世界への情報発信
- ⑨ 地域社会への貢献
- ⑩ 教育・福祉・
人によさしい放送

- ⑪ インターネットの活用
- ⑫ 放送技術の発展
- ⑬ 受信料制度の理解促進
- ⑭ 受信料の公平負担

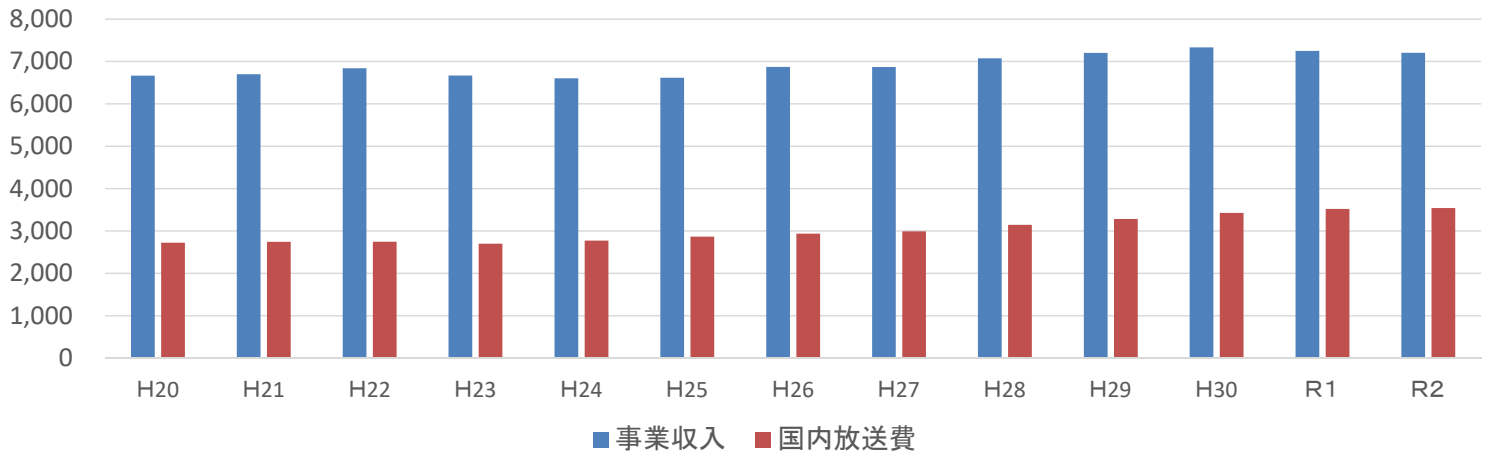
(NHK経営計画2018-2020より作成)

(億円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事業収入	6,644	6,699	6,839	6,667	6,603	6,615	6,871	6,868	7,073	7,202	7,332	7,247	7,204
国内放送費	2,726	2,746	2,749	2,702	2,774	2,868	2,938	2,992	3,147	3,285	3,428	3,523	3,543 (*)

(億円)

* 国内放送番組等配信費を含む。



(NHK「決算概要」及び「収支予算と事業計画の説明資料」より作成)

※ 令和元年度及び令和2年度の数値については、予算額。

(参考)NHK経営計画2018－2020年度における記載内容、NHKによる表明事項及び令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見(衛星放送の在り方関係)

国内放送業務全般

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針5. 創造と効率、信頼を追求

②グループ一体となり、効率的で透明性の高い組織運営を推進

(2) 業務全般の不断の見直しと効率的な経営を推進

■ 4K・8Kの普及段階を見据えた衛星放送のあり方など、2020年以降の放送・サービスについても検討を進め、経営資源の再配置に着手

NHK「4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について(令和元年12月12日)」

○ 今後、オリンピック・パラリンピック東京大会に際しての4K・8K放送の普及状況や整理・削減に対する視聴者・国民の意向等を十分に把握した上で、2020年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定する。

○ 4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、2K放送のみご覧いただいている視聴者が多いことを踏まえて、視聴者保護の観点を堅持した上で、現在の4波を「2K・4K・8K」の3波に整理・削減する。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

○ 「4 経営改革の推進」で指摘した(※) 衛星放送の在り方については、具体的な取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画に確実に反映すること。

(※) 「協会が「2020年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定する」こととしている衛星放送の在り方を含め、既存の業務全体の見直しについて、公共放送の担い手として真に適当なものであるか、国民各層や関係事業者の意見も幅広く聞きながら検討を進め、早急に一定の結論を得ること。」

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(国内放送等の放送番組の編集等)

第4条 (略)

- 2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

(参考) イギリスBBCの年間計画における指標等

- BBCでは、OFCOMとBBCが事前に協議の上、BBC理事会が、義務の達成を評価するための成果指標又は適切な場合は目標を設定するとともに、年間計画に記載しなければならないこととされている。
- BBCの年間計画(2020-21)においては、以下のような指標等を設定している。

指標等の例

- 年代別の視聴時間
 - ・16歳から34歳：週6時間以上視聴
 - ・35歳から54歳：週4時間以上視聴
 - ・55歳以上：週10時間以上視聴
- iPlayer
 - ・全世代で900～1,000万サインイン／週、35歳未満で300～400万サインイン／週
 - ・iPlayerの週間視聴時間を合計3,100～3,300万時間
 - ・iPlayerの品質スコアの平均を、全世代及び35歳未満で10点満点中8点
- BBCニュースオンライン(インターネット)
 - ・1週間で30%以上のリーチを目指す。
- 地域放送
 - ・今後数年、BBCが今まであまりコンテンツを提供してこなかったエリアの視聴者への提供に重点を置く。
- 国際放送
 - ・2030年までに、BBCと関連事業者とのプラットフォームの両方で、10億人の利用者を目指す。

- COM(目標手段契約)は、国とFTVとはじめとする公共放送の間で結ばれるもので、契約期間は3～5年である。各公共放送会社が中長期の目標を政府と協議して決め、その手段すなわち財源を国家が保障するという契約である。
- COMには、FTVの各年の予想経費や予想収益額、事業実施と成果の量的・質的な指標、有料サービスについての経済見通し等が記載されている。FTVの理事会は、同社の目標手段契約案を承認し、また同契約の毎年の執行について審議するものとする。FTV社長は、毎年、国民議会及び元老院の文化・予算担当委員会に対し、それぞれの会社の目標手段契約の執行に関する報告書を提出する。FTVの各子会社の理事会は、自社に関係するところにおいてそれぞれに、目標手段契約案及び同契約の毎年の執行について諮問される。(視聴覚法第53条)
- FTVの中長期の成果指標として、各年の番組や映画制作にかかる費用の下限の設定、15歳以上のFTVとの接触率や接触数、番組表の中の地域放送の割合、退職手当といった給与の金額、商業収入の目標値等が設定され、記載されている。
- 2016～2020年のCOMには①フィクションを中心に良質の番組を制作するため、各年に少なくとも4億2,000万EURを投資し、国内の脚本家やプロデューサーとの連携を深める、②ユーザの視聴方法の変化に合わせてデジタル化を推進、新たなビデオ配信プラットフォームを形成する。③地上デジタルで新たにニュース専門チャンネルを創設、2016年9月に放送開始という3つの中心課題が示されている。

(参考)NHK経営計画2018—2020年度における記載内容、NHKによる表明事項及び令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見(字幕・手話放送等関係)

字幕・手話放送等

NHK経営計画2018—2020年度

重点方針1.“公共メディア”への進化

③多彩なコンテンツと最新の技術で、スペシャルな感動と体験を

- 気象情報の手話CGや東京五輪時の競技データの音声化・字幕化をはじめ、高齢者や障害のある人など、だれもが快適にご覧になるための「人にやさしい放送・サービス」を、ICT(情報通信技術)も活用して構築

NHK回答(令和元年12月8日)※インターネット活用業務関係

- ユニバーサルサービスについては、視覚・聴覚障害者や高齢者、訪日・在留外国人等が、協会の放送番組を享受できるようにするものであることから、その公益性の観点から積極的な実施が求められるものである。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- 字幕放送、解説放送及び手話放送について、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、地域放送局や国会中継における字幕放送、ニーズが高い番組での解説放送などの一層の充実に努めるとともに、手話放送の充実に取り組むこと。また、音声認識による字幕制作システムの研究、新たな解説放送サービスの実現に向けた研究、CGを用いた手話アニメーションを自動生成する技術の研究など、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や放送サービスの高度化に向けた更なる研究を推進すること。

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

(参考)NHK経営計画2018－2020年度における記載内容(国際放送関係)

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針1. “公共メディア”への進化

④日本のいまを世界へ、世界の動きを日本へ

- 英語によるテレビ国際放送の名称を「NHKワールド JAPAN」に変更し、発信力をさらに強化
 - ・日本の視点を生かし、各地の魅力を伝えるなど、日本への理解を促すニュース・番組を一層充実するとともに、アジアの取材拠点も活用した国際報道を強化
 - ・重点地域の北米やアジアを中心に、放送の受信環境整備、インターネット発信や多言語化の推進などにより、認知度を向上させ、視聴を促進
- 2020年に向け、訪日外国人が災害情報や地域の情報などをスマートフォンやSNS（交流サイト）で利用できるサービスを開発・提供
- NHK国際放送の取り組みによる、日本への理解促進の状況などを多角的に把握・評価
- NHKグループで、コンテンツの国際共同制作や海外展開を推進
- 世界の情勢や世界各地の文化や生活の実情などを日本国内に的確に伝える
- 放送やコンテンツの提供以外でも、NHKが特に貢献できる国際会議などへの参加、世界の放送局と連携した映像アーカイブの保全・利活用、優れた放送技術の普及など、さまざまな形での国際貢献を推進

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- (略) 我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう **国際放送のより一層の充実・強化を図ること。**
- 特に、「NHKワールド JAPAN」については、**引き続き、国際放送子会社の強化、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、それを踏まえたインターネットの活用、海外事業者との連携等による国内外の受信環境の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ一層効果的かつ積極的に推進すること。**
- その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような**具体的指標を早期に設定し、当該指標に基づいたPDCAサイクルの強化に努めること。**また、国内においても、訪日外国人の視聴拡大に向けた取組を関係者と連携しながら進めること。
- (略) 放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。
地上デジタル放送日本方式の海外展開については、(略) 採用国における円滑なデジタル放送への移行に向けた技術支援等に積極的に協力すること。

(参考)NHKの国際放送の概要

- NHKは、国際放送を必須業務として実施(放送法第20条第1項第4号及び第5号)。
- ラジオ国際放送は、昭和10年6月に放送開始。テレビ国際放送は、平成7年4月に放送開始。

ラジオ国際放送

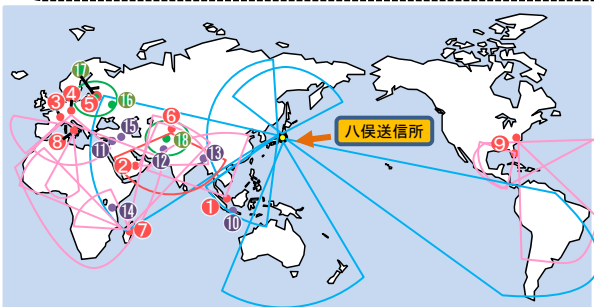
- 全世界に向けて、18言語で放送
- ※ 八俣送信所(茨城県)から直接送信を行うとともに、海外の19か所の送信施設を利用して中継送信を実施
- 令和2年度NHK予算額: 60.3億円

テレビ国際放送

「NHKワールド JAPAN」(外国人向け)

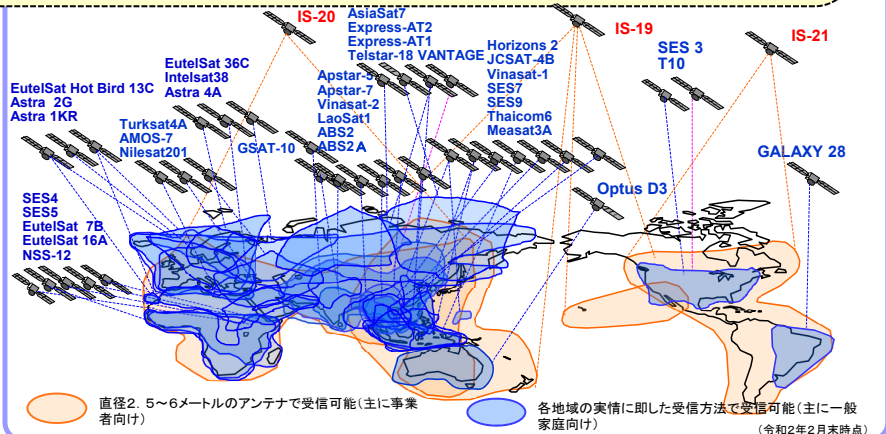
- 日本やアジア、世界の最新情報など多彩な番組を1日24時間世界に向けて英語で放送 (※衛星やケーブルテレビを通じて約160か国・地域、約3.8億世帯で24時間視聴可能)
- 令和2年度NHK予算額: 232.3億円 (※NHKワールド・プレミアム分を含む)

要請放送 ・ 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを要請することができる。
・ 放送法の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。(令和2年度予算: テレビ:26.2億円、ラジオ:9.7億円)



① シンガポール中継局	⑩ インドネシア中継局(ジャカルタ他)
② ダバヤ中継局	⑪ ヨルダン川西岸中継局(ラマラ他)
③ フランス中継局	⑫ アフガニスタン中継局(カブール他)
④ ドイツ中継局	⑬ バングラデシュ中継局(ダッカ他)
⑤ オーストリア中継局	⑭ タンザニア中継局(ダルエスサラーム他)
⑥ ウズベキスタン中継局	⑮ イラク中継局(バグダッド他)
⑦ マダガスカル中継局	⑯ モスクワ中継局
⑧ パチカン中継局	⑰ リトアニア中継局
⑨ アメリカ中継局	⑱ タジキスタン中継局

※ 日本語は「NHKワールド・ラジオ日本」として放送



「NHKワールド・プレミアム」(邦人向け)

- 在留邦人向けの日本語放送
- NHKのニュース・情報番組に加え、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を配信

業務の概要

(1) 常時同時配信及び見逃し番組配信の実施

- 総合テレビ及び教育テレビの常時同時配信※及び見逃し番組配信(放送後1週間)を実施

※令和元年度は設備負荷や利用状況の確認のため1日17時間程度を予定
令和2年4月以降当分の間、提供時間を限って実施

- 常時同時配信の画面上に、受信契約確認のメッセージを表示し、確認が取れた者は常時同時配信と見逃し番組配信を利用可能とする

- 東京オリパラ大会に際しては、競技とその関連番組の同時配信のメッセージ表示を解除

(2) その他新規業務の実施(実施計画で詳細を具体化)

- 放送法上の努力義務(地方向けの放送番組配信※・民放との協力)に係る業務、字幕、手話等をウェブサイトで提供する業務、東京オリパラ大会に関する情報等を特設サイト等で提供する業務を実施

※令和2年度中に令和3年度以降の計画を公表

(3) 有料サービスの見直し

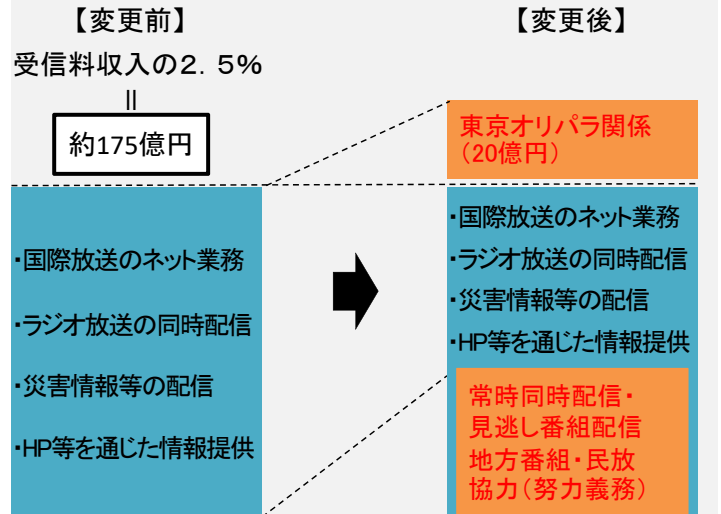
- 見逃し番組配信の開始に伴い、NHKオンデマンドで実施している「地上波・衛星波の番組を放送終了後2週間提供するサービス(見逃し番組サービス)」と、「過去の放送番組を提供するサービス(過去番組サービス)」は、一本化して新たなサービスとして提供

費用の概要

- インターネット活用業務の実施に要する費用について、令和2年度の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る費用を除き、「受信料収入の2.5%」を上限

- 令和2年度に実施する新規業務である

- ① 地方向け放送番組の見逃し番組配信
 - ② 国際放送のネット業務における自動翻訳による多言語字幕
- の執行時に上限を超過した場合、経営委員会の議決を経て、3億円の範囲内で予算の流用可



NHK経営計画2018-2020年度

重点方針5. 創造と効率、信頼を追求

- ② グループ一体となり、効率的で透明性の高い組織運営を推進

(2) 業務全般の不断の見直しと効率的な経営を推進

- 「公共的価値」の実現の観点から業務全般を不断に見直し、効率化を進めるとともに、重点業務に経営資源を集中

NHK回答(令和元年12月8日)

- 費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて、IT関連の経費抑制に精通した専門家など外部の知見などを参考に、実現に向けて次期中期経営計画で示すことを目指す。

インターネット活用業務実施基準の認可条件(令和2年1月14日)

- インターネット活用業務の費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて検討し、令和2年度中に一定の結論を得て、早期に導入すること。

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(業務)

第二十条 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報(これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送に該当するものを除く。)

14 協会は、第二項第二号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

(参考)NHKによる表明事項

NHK回答(令和元年12月8日)

- 改正放送法に盛り込まれた努力義務を踏まえ、民間放送事業者との連携・協調に資する取り組みの具体的な内容は、毎年度の実施計画に記載する。また、民間放送事業者の求めに応じ、意見交換の場を検討するなど、放送で培ってきた民間放送事業者との二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携・協調の実施を目指す。
- 地方向け放送番組の提供について、2021年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等は、次期中期経営計画の中で具体化させる。2020年度については、協会が実施基準(案)の認可申請に先立って行った意見募集や放送を巡る諸課題に関する検討会において、地方向け放送番組の配信を求める意見があることや、地域情報の発信の重要性に鑑み、早期に地方向け放送番組の見逃し番組配信サービスの実施を想定しており、実施計画において内容や経費を具体化させる。

インターネット活用業務実施計画 (2020年度)

4.1 地方向け放送番組の提供

放送法上の努力義務に係る取組みとして、地方向け放送番組の提供を行うよう努めます。

2020年度は、地上テレビ見逃し番組配信の中で、全国向けに再放送した地方向け放送番組を提供します。また、南関東エリア以外の地域で放送された地方向け放送番組の一部の提供を行うこととし、この提供のために必要となる設備について、整備を行います。この設備を用いて提供を行う際には、「2.3 2号受信料財源業務の料金その他の提供条件」に記載したひとつのIDで同時に視聴できる配信ストリームの上限の数とは別に、配信ストリームの上限の数を設定することがあり、その数は5とします。

地方向け放送番組を配信する費用は、2020年度は2億円です。

4.2 他の放送事業者が行う配信業務への協力

放送法上の努力義務に係る取組みとして、他の放送事業者との連携・協調を深める観点から、他の放送事業者が行う当該業務に相当する業務の円滑な実施に協力するよう努めます。

2020年度は、在京民放5社が運営する民放公式テレビポータル「TVer (ティーバー)」を経由して、一部の既放送番組を提供します。NHKが「TVer」経由で提供する番組については、すべてNHKオンラインでも提供するほか、一部はNHKオンデマンドの無料番組としても提供することがあります。

また、民放ラジオ局などが参加するインターネットラジオ「radiko (ラジコ)」を経由して、ラジオ第1放送とFM放送の放送中番組を提供します。

ラジオ第1放送とFM放送の放送中番組を「radiko」を通じて提供する際、ラジオ第1放送については、提供対象地域をブロックごとに制限します。具体的には、全国を8つのブロックに区分し、個々のブロック内では、東京発の放送番組または大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、松山の各拠点放送局発の放送番組のうち、いずれかひとつを配信します。なお、FM放送については、ブロックごとの制限は行わず、東京発の放送番組を全国に向けて配信します。

(参考)インターネット活用業務実施基準の認可条件(抜粋)

インターネット活用業務実施基準の認可条件(2020年)

1. インターネット活用業務の実施に当たっては、国民・視聴者が放送番組を視聴する上で、有効なものとなるように取組み、当該業務の実施により得られた知見等の成果については、放送サービスの向上の観点から、民間放送事業者等の関連事業者との共有に努めること。

2. 本案第10条に定める他の放送事業者との連携・協調については、他の放送事業者の要望に応じ、必要な協議の場を設けること。

- 改正後の放送法第20条第14項に定める努力義務に係る取組として、(i)地方向けの放送番組の提供及び(ii)他の放送事業者との連携を実施することとしている。
- 上記の各業務の具体的な内容は、毎年度定める実施計画及び令和2年度中に定める中期経営計画において明らかにすることとしている。

(i) 地方向けの放送番組の提供

- ▶ 地方向け放送番組の提供に向けた設備整備については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにする
- ▶ 令和2年度については、地上テレビ見逃し番組配信により地方向け放送番組を提供する
- ▶ 令和3年度以降の拠点放送局※における業務の具体的な内容については、中期経営計画において明らかにする

※ 拠点放送局

札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、松山、福岡の7局

(ii) 他の放送事業者との連携

- ▶ 他の放送事業者との連携・協調を深める観点から、他の放送事業者が行う当該業務に相当する業務の円滑な実施に協力するよう努めることとしている

- 現在は、ラジオ番組について「radiko」※1、テレビ番組について「TVer」※2に参加



※1 令和元年度から正式なサービスとして実施 (R1及びFMが対象)



※2 令和元年8月からNHKの一部番組を配信

(参考)NHKプラスについて

- ◆ NHKプラスはインターネットでNHKの地上波放送番組(総合テレビ・教育テレビの放送番組)を視聴できる動画配信サービス。
- ◆ NHKプラスは利用者に対価を求めることなく実施されるが、同時配信の画面には、受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージが表示され、利用者が情報提供を行うとメッセージは消える。受信契約が確認できなかった者には、メッセージが再表示されるとともに、見逃し番組配信が利用できなくなる。
- ◆ また、事業所等住居以外の場所に設置された受信設備の放送受信契約については、当分の間、NHKプラスを利用できないこととしている。

放送同時配信



※画面はイメージです

どこでもNHKの番組を楽しめる
総合テレビやEテレの番組を放送と同時に視聴できます。

追いかけて再生

放送中に、番組の冒頭や途中に戻って視聴できます。

見逃し番組配信



※画面はイメージです

いつでもNHKの番組を楽しめる
総合テレビやEテレの番組を放送終了後から7日間視聴できます。

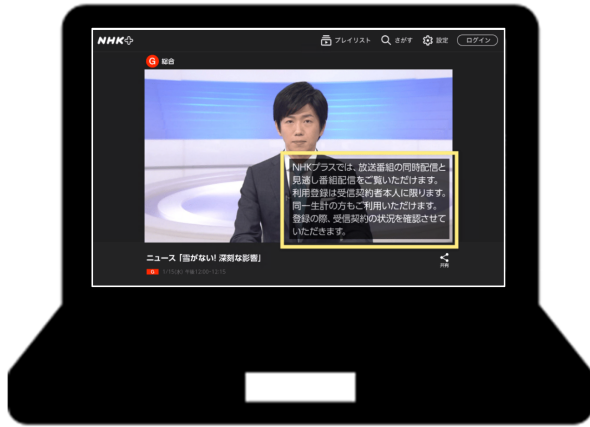
プレイリスト

ジャンルやテーマ別に見逃し番組を並べ、番組を見つけやすくなりました。

(NHKプラス リーフレットより作成)

※同時配信については、令和2年3月は原則7:00-24:00
令和2年4月以降は原則6:00-24:00で提供

- 同時配信の画面には、受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージが表示される。利用者が情報提供を行うとメッセージは消える。
- 受信契約が確認できなかった者には、メッセージが再表示されるとともに、見逃し番組配信が利用できなくなる。



(メッセージの内容)

NHKプラスでは、放送番組の同時配信と見逃し番組配信をご覧いただけます。利用登録は受信契約者本人に限ります。同一生計の方もご利用いただけます。登録の際、受信契約の状況を確認させていただきます。

(NHKホームページより作成)

※ NHKインターネット活用業務実施基準(令和2年1月14日総務大臣認可)において、「当該メッセージは、受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさで表示するものとする。」とされている。

(参考)放送事業の基盤強化に関する取りまとめ(案) 抜粋

放送事業の基盤強化に関する取りまとめ(案)

第4章 ローカル局の事業の拡大・多様化の推進

3. ローカル局の経営基盤強化と環境整備等

(2) 環境整備のため取り組むべき事項

③ インターネット等の活用の推進

これまでNHKとローカル局を含む民間放送事業者との間では、鉄塔の共用などインフラ面での協力とともに、地域の課題や歴史文化と向き合う観点から番組を共同で制作するなどの協力を行ってきた。また、2019年4月から正式なサービスとして、radikoを通じたNHKラジオ第1、NHK-FMの配信や2019年8月から民放公式テレビポータルとして共同配信を行うTVerを通じたNHKの番組の一部の配信をNHKが開始するとともに、2020年2月に民放が出資する動画配信プラットフォームを提供するJOCND株式会社にNHKが出資するなど、インターネット分野での協力も進められている。NHKは、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行うことをその目的の一つとしており(放送法(昭和25年法律第132号)第15条)、インフラ面や番組制作における民放との協力をその自律的な判断の元に進めるとともに、2020年1月に一部施行された改正放送法を踏まえ、インターネット配信に係る協力も一層取り組んでいくことが望まれる(放送法第20条第14項)。さらに、NHK放送技術研究所ではAIを活用した自動手話や自動字幕生成などの技術開発が行われており、これらの技術は、NHKのみならず我が国の放送サービスの全体の高度化、普遍化に資するものである。NHKの持つこのような先導的な知見・技術を広く放送サービス全体に活用することは、様々なサービスが地域住民に提供され、放送サービスの向上に大きく寄与するとともに、ローカル局の経営基盤の強化にも貢献することとなると考えられるため、その具体化を進めることが適当である。

(参考)NHK経営計画2018－2020年度における記載内容及び 令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見(営業経費の効率化・合理化関係)

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針4. 視聴者理解・公平負担を推進

(2) 支払率の向上をめざし最大限努力するとともに、受信料の値下げを含む還元策を実施

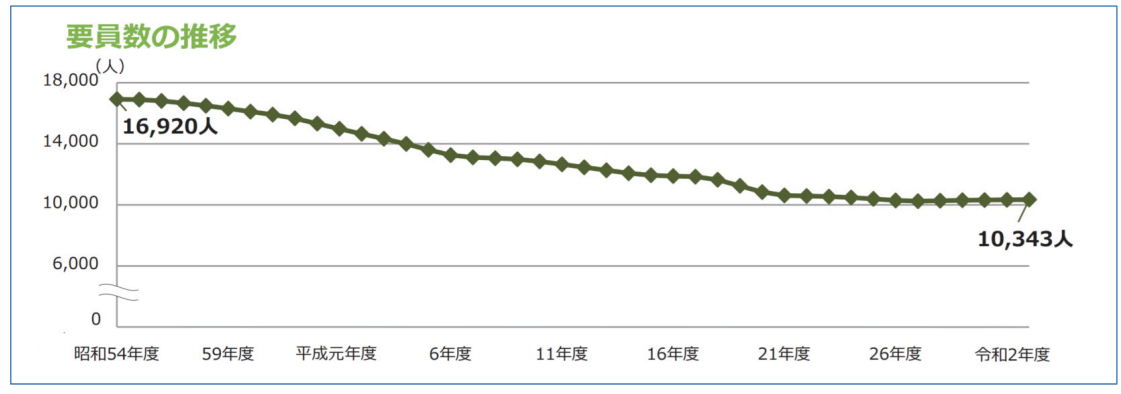
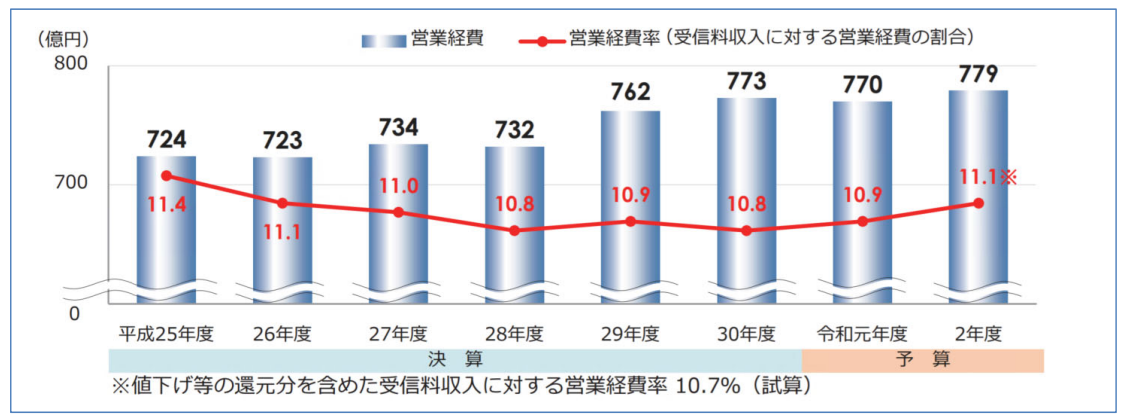
■ 受信料の公平負担に向けて、より効率的な契約・収納手法を開発・実施するなど営業改革をさらに推進

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

○ 受信料の公平負担の徹底に向けて、(略) 未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。また、(略) 高止まりしている上記の対策に要する営業経費について、一層の効率化に向けて不断の見直しを行い、削減を図っていくこと。






(参考)営業経费率・要員効率化

- 営業経費及び営業経费率(受信料収入に対する営業経費の割合)の推移は以下のとおり。
- NHK全体の要員数は緩やかに減少している。



(参考)諸外国の公共放送における受信料等の徴収費用

営業経費

	英国 	仏国 	独国 	韓国 	日本 
名称	受信許可料	公共視聴覚負担金	放送負担金	受信料	受信料
放送主体	BBC	フランステレビジョン	ARD、ZDF	KBS	NHK
徴収主体	BBC※1	政府(経済財政省) 注:住民税とともに(法人は付加価値税として)徴収	ARD、ZDF※2	KBS 注:電力公社に委託	NHK
料額(年額) ※3、※4	22,168円	17,920円	27,073円	2,958円	地上 15,120円 衛星 26,760円※5
受信料収入 ※3、※6	5,294億円	フランステレビジョン: 3,135億円 (全体: 4,153億円)	ARD、ZDF: 9,835億円 (全体: 10,325億円)	650億円	7,122億円
徴収費用 (徴収費用/ 徴収額全体)※3、※7	147億円 (2.7%)	31億円 (1.0%)	217億円 (2.2%)	65億円 (10.0%)	773億円 (10.8%)
徴収率※8	93.4%	90.73%	98.8%	99.9%	82.1%
支払者	受信機を設置又は使用する者	受信機の設置者	全ての住居占有者及び事業主 注:受信機の有無問わず	受信機の設置者	受信機の設置者
TV以外の受信機範囲	TV以外の受信機について、配信アプリを利用する場合には、徴収対象	PC、携帯電話等により、視聴可能であっても、TVを持っていない場合、受信料の徴収対象外	—	携帯電話やカーナビは受信料の徴収対象外	ワンセグ機能付携帯電話、カーナビも徴収対象
強制徴収	×	○	○	○	×
罰則等	○	○	○	○	×

※1 TVライセンスの商標使用を認められた民間事業者に徴収を委託。
 ※2 ARD、ZDF等が共同で「負担金サービス」という団体を設立し、一元的に徴収を実施。
 ※3 邦貨換算は、2018年の年間平均レートを使用
 (1ポンド= 143.48円、1ユーロ=128.92円、1ウォン=0.0986円)
 ※4 料額(2019年度)について、現地通貨では次のとおり。英国…154.50ポンド、仏国(海外県等を除く)…139ユーロ、独国…210ユーロ、韓国…30,000ウォン
 ※5 NHKの年間受信料額は前払割引前の口座振替、クレジットカード払いの月額(地上=1,260円、衛星=2,230円)に基づき算定。

※6 受信料収入(2018年度)について、現地通貨では次のとおり。英国…3,690百万ポンド、仏国…3,221百万ユーロ(全体。内数:フランステレビジョン…2,432百万ユーロ)、独国…8,009百万ユーロ(全体。内数: ARD、ZDF…7,629百万ユーロ)、韓国…6,595億ウォン
 ※7 徴収費用(2018年度)について、現地通貨では次のとおり。英国…102.6百万ポンド、仏国…24.3百万ユーロ(フランステレビジョン)、独国…168.5百万ユーロ(ARD・ZDF相当)、韓国…658億ウォン
 ※8 徴収率について、日本、英国は2018年度、韓国は2017年度、仏国、独国は2016年度の徴収率を記載。なお、仏国の2016年度の越年徴収率(当該年度以前に既に発生している負担金の徴収率)は、99.5%。

(参考)NHK経営計画2018—2020年度における記載内容

営業経費

NHK経営計画2018—2020年度

重点方針5. 創造と効率、信頼を追求

②グループ一体となり、効率的で透明性の高い組織運営を推進

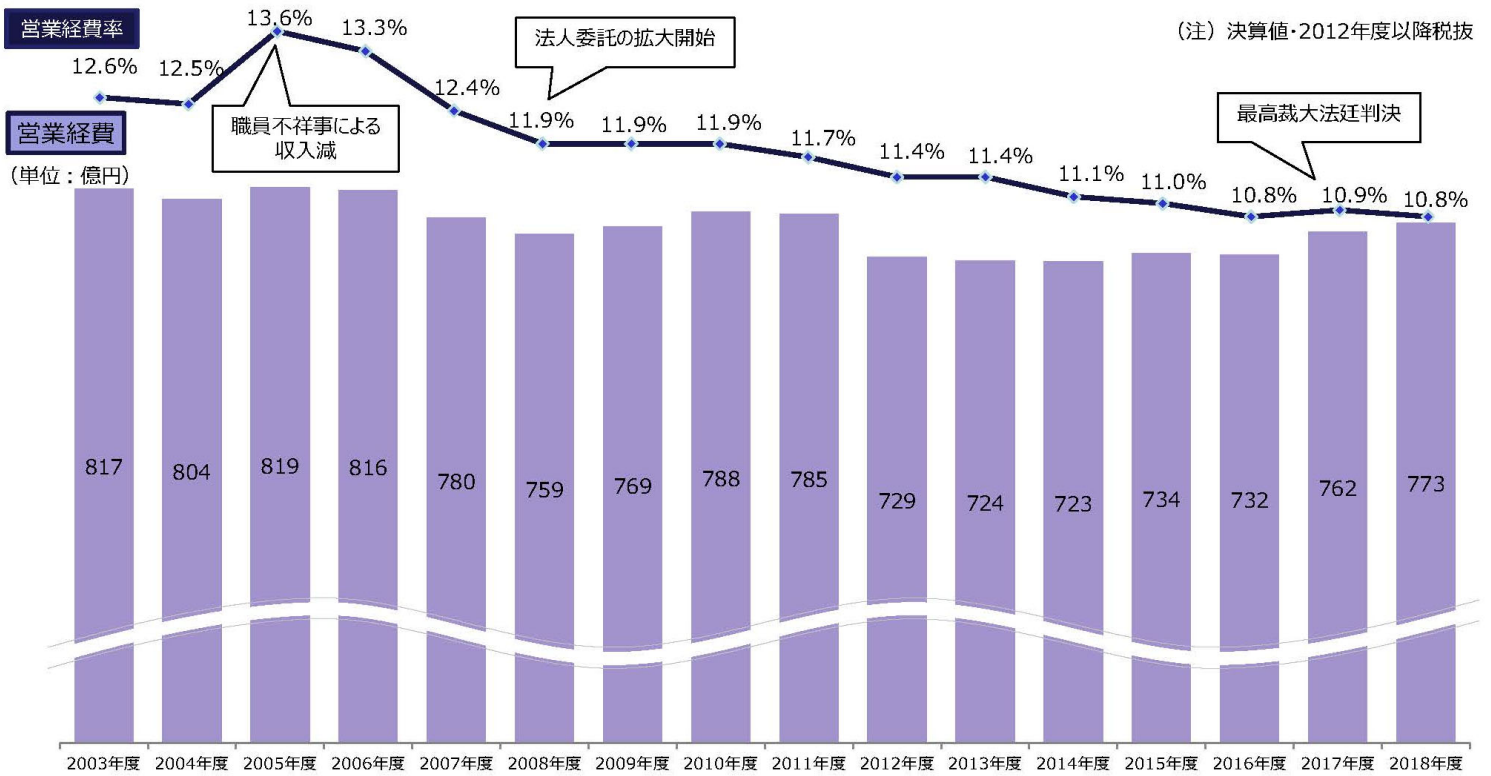
(1) NHKグループ一体となって、受信料の価値をさらに高める質の高い放送・サービスを提供

■ 本体と関連団体の役割を明確にし、事業統合や再編も含め具体的な検討を進め、より効率的なグループ体制にシフト

(2) 業務全般の不断の見直しと効率的な経営を推進

■ 「公共的価値」の実現の観点から 業務全般を不断に見直し、効率化を進めるとともに、重点業務に経営資源を集中

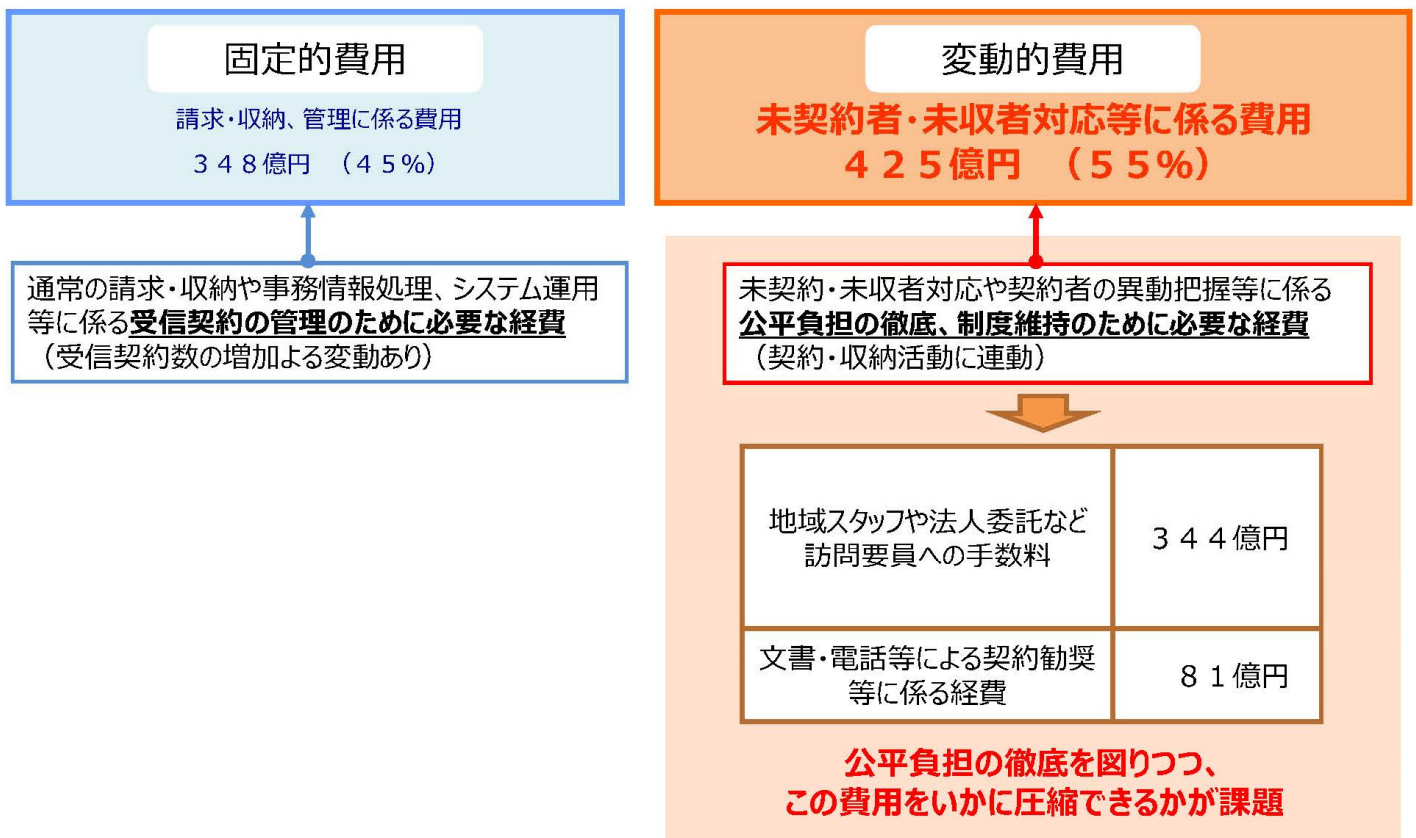
■ 関連団体との取引については、さらなる適正化を推進



(R2.5.22 第2回公共放送の在り方に関する検討分科会NHK提出資料より作成)

(参考) 契約・収納活動経費(営業経費)の内訳

※2018年度決算



(R2.5.22 第2回公共放送の在り方に関する検討分科会NHK提出資料より作成)

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

(略)

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

- 八 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと。
- 九 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

(略)

6 協会は、第一項第三号の業務を行うについて、放送に関係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するものとし、同号の業務による成果は、できる限り一般の利用に供しなければならない。

(参考)NHKによる表明事項及び

業務委託等

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見(業務委託等の見直し関係)

NHK回答(令和元年12月8日)

- 業務委託や施設・設備の整備の在り方などを検証し、事業支出の削減を着実に進め、次期中期経営計画は、こうした収支改善の取り組みを十分に反映させた計画とすることを旨とする。
- 各子会社や各関連公益法人等の役割や業務内容などを精査して既存業務を見直すとともに、さらなる経営統合も視野に入れてグループ経営改革を推し進めることを次期中期経営計画に反映させることを旨とする。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- 「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」に関する協会の検討結果(令和元年12月8日)において、業務委託や施設・設備の整備の在り方等の検証による事業支出の削減(略)等、次期中期経営計画に反映することとしている事項(略)については、具体的な取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画に確実に反映すること。

NHKプラスを利用するためには



1 まずはアクセス

案内ページへアクセスするかアプリをダウンロードしてください

●案内ページへアクセス

<https://nhk.jp/plusinfo>

●アプリをダウンロード

スマートフォンをかざしてQRコードを読み取ってください

2 利用申込み

申込み画面から必要な情報を入力してください

申込み画面

- 規約同意
- 入力してください
- メールアドレス
- 放送受信契約情報
- 受信契約者氏名
- 住所
- 電話番号(任意)
- お客様番号(任意)

設定してください

- ログインID
- パスワード 等

利用申込み

利用申込みは必ず受信契約者ご本人様よりお願いいたします。

利用申込み直後から視聴できます!

3 確認コード入力

放送受信契約の確認がとれ次第、契約住所にハガキが届きます

受信契約者様

※契約確認がとれない場合は、登録メールアドレスにご連絡いたします。
※ハガキの到着には1~3週間かかります。

ハガキの案内に沿って、入力画面で確認コードを入力します

入力画面
確認コードを入力してください

確認コード送信

利用登録完了

受信契約者

入力は受信契約者ご本人様よりお願いいたします。

NHKプラスを利用するためには、ハガキによる契約確認が必須

(NHKプラス リーフレットより作成)

(参考)マイナンバーカードについて

- ▶ マイナンバーカードはマイナンバーが記載された顔写真付のカード
- ▶ マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示される。
- ▶ 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
(カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に委任して実施)

マイナンバーカードの表面



- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、新しい情報が追記される

失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日から30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

○ おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

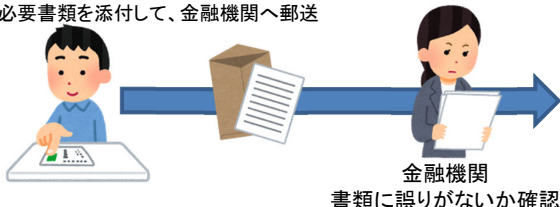
- インターネット等によるオンライン手続や取引において、電子証明書により安全・確実な本人確認を行うための公的サービス。(公的個人認証法)
- なりすまし・改ざんや送信否認の防止を担保、高いセキュリティを確保。

【参考】行政機関のほか、民間事業者33社(大臣認定事業者14社、同事業者を利用している事業者19社)がサービスを提供 ※令和2年1月14日現在

<金融機関等の口座開設時の例>

【従来】 対面による本人確認又は本人確認書類の写しの郵送による提出

来店で申込又は申込書に記入の上、本人確認書類等必要書類を添付して、金融機関へ郵送



郵送コスト、
タイムラグが発生!

<公的個人認証サービス
利用によるメリット>

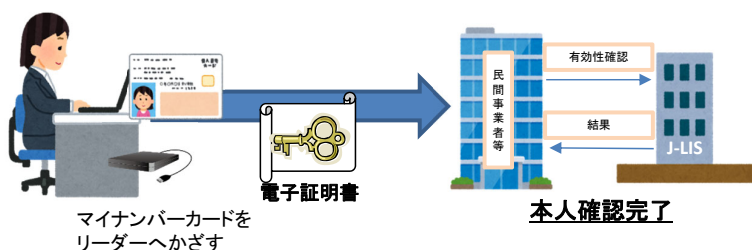
安価で迅速な顧客登録
(アカウント開設)

顧客情報の「異動なし」の把握
と「更新の契機」の把握

確実な登録ユーザーの確認
(ID・パスワード式のログイン
に比べ、格段に強固なセキュリ
ティ機能)

お客様カードの代替
(独自のメンバーズカードの発
行が省略可能)

【公的個人認証サービス利用】 オンライン上で本人確認

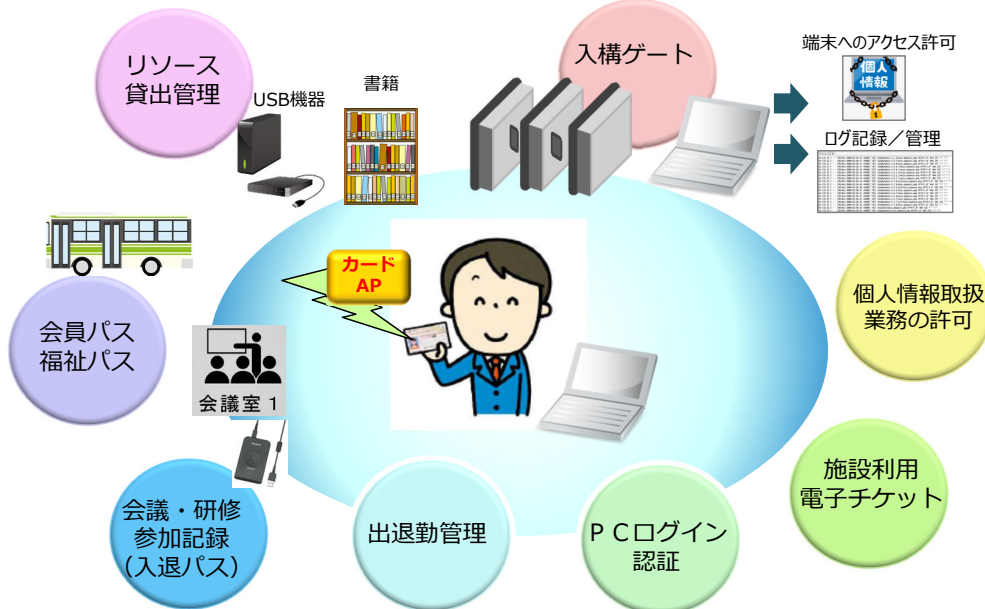


安価で即時に
サービスの利用可!

(参考) マイナンバーカードのICチップ内の空き領域の活用について

- マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することで、顧客向けの様々なサービスに利用することができる。
- カードAPを搭載するシステム及び情報を読み書きするソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で提供しており、個別にカードAPを搭載するシステムを用意する必要がないため、導入及び運用コストが削減できる。
- カードAPを搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになる。

<マイナンバーカードの空き領域の活用例>



<空き領域の活用によるメリット>

マイナンバーカードを使用する
ため新規のカード作成は不要

国際規格に準拠、セキュリティ
の高いマイナンバーカード利用

経費を抑え使い勝手の良いクラ
ウドも利用可能

複数のサービスをマイナンバー
カード1枚に集約できる

カードの有効期限が10年間、
長期にわたり継続利用できる

(2) 受信料

受信料制度の概要

受信料の
水準と在り方

■ 受信契約の締結義務(放送法第64条)

(受信契約及び受信料)

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。(略)

- 2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
- 3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

<受信料額>

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,260円	7,190円	13,990円
衛星契約	2,230円	12,730円	24,770円

(注)口座・クレジット払の受信料額を記載。また、衛星契約は、地上+衛星の受信料額。

- 平成18年12月1日から「家族割引」を導入
- 平成20年10月1日から訪問集金を廃止(口座振替等に統一)
- 平成21年2月1日から、2契約目以降の受信料を半額に割り引く「事業所割引」を導入、「家族割引」の対象を拡大
- 平成24年10月1日から地上、衛星契約ともに120円を引下げ
- 平成26年4月からの消費税引上げに伴い、受信料額を変更
- 令和元年10月1日からの消費税率引上げ時に受信料額を据え置き
- 令和2年10月1日から地上、衛星契約ともに2.5%引下げ予定

□ 受信料の額は国会が予算を承認することによって定める(放送法第70条第4項)

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第70条第4項 第64条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによって、定める。

受信料の法制上の位置付け

○ 臨時放送関係法制調査会答申(昭和39年9月)

“国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべき”

○ 内閣法制局長官答弁(昭和55年3月17日 参・予算委)

“公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります”

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(受信契約及び受信料)

- 第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。
- 2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
- 3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。

(参考)NHK経営計画2018－2020年度における記載内容及びNHKによる表明事項

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針4. 視聴者理解・公平負担を推進

- (2) 支払率の向上をめざし最大限努力するとともに、受信料の値下げを含む還元策を実施
- 受信料の負担軽減策として、受信料免除・割引などの施策を実施
 - 計画策定後の中長期の収支見通しを踏まえて、受信料の値下げを実施
 - 「受信料制度等検討委員会」の答申などを踏まえ、より視聴者のみなさまの理解を得られる受信料制度を研究

NHK「4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について(令和元年12月12日)」

- 4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、2K放送のみご覧いただいている視聴者が多いことを踏まえて、視聴者保護の観点を持した上で、現在の4波を「2K・4K・8K」の3波に整理・削減する。
- 今後、オリンピック・パラリンピック東京大会に際しての4K・8K放送の普及状況や整理・削減に対する視聴者・国民の意向等を十分に把握した上で、2020年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定する。
- 整理・削減を見据えて、来年度から4K・2Kの“一体制作“を加速させること等により、事業支出の削減を着実に進めつつ、4K放送の普及推進と外部の制作体制の4K化を促すことにより、整理・削減の実施に向けて、みずから積極的に環境を整えていきたい。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- 繰越金の現状や、事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続いていること等を踏まえると、「NHK経営計画2018-2020年度」に盛り込んだ平成30年度の受信料収入見込みの6%相当の還元にとどまらず、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、既存業務の見直しの徹底とともに不断に検討していく必要がある。
- 受信料については、国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要があり、(略) 業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が強く求められる。 (略) 既存業務全体についての見直しを徹底的に進め、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、引き続き検討を行うこと。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。

(参考)NHK放送受信契約数

受信料の
公平負担

(万件)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
◆世帯契約数(契約率)	3,596 (77.3%)	3,634 (78.2%)	3,671 (79.3%)	3,709 (80.2%)	3,765 (81.2%)	3,815 (82.8%)
(参考)総世帯数	5,393	5,423	5,450	5,473	5,494	5,512
(参考)対象世帯数	4,652	4,649	4,629	4,626	4,639	4,607
◆事業所契約数	277	292	307	321	341	354
◆総契約数	3,873	3,926	3,978	4,030	4,106	4,169

◆衛星契約数	1,788	1,871	1,949	2,018	2,095	2,162
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

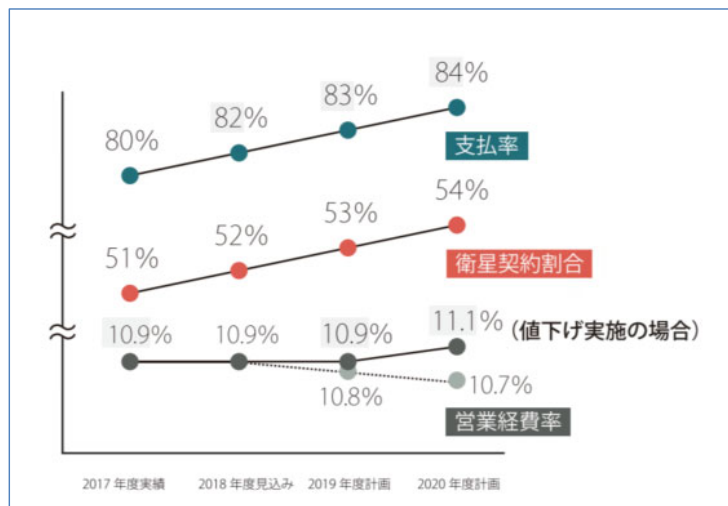
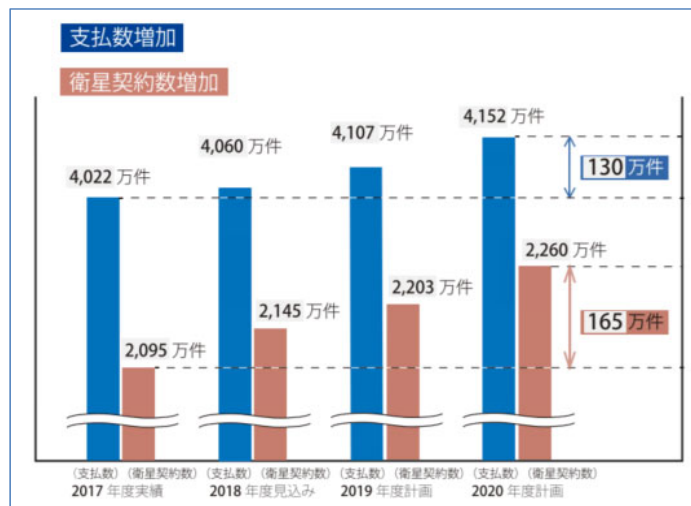
◆半額免除契約数	54	53	55	55	57	57
◆全額免除契約数	268	274	280	285	291	302

※ 「総世帯数」「対象世帯数」「世帯契約率」はNHKの推計

※ 「世帯契約数」「事業所契約数」はNHKの内部統計資料

※ 「受信契約総数」「衛星契約数」「半額免除契約数」「全額免除契約数」はNHKの業務報告書

- ◆ 受信契約は2020年度には4,152万件（衛星契約は2,260万件）に達する見込みであり、2017年からの直近3年間で130万件（衛星契約は165万件）程度増加。
- ◆ 受信料の支払率は2020年度には84%に達する見込み。



(NHK経営計画(2018-2020年度)2018年11月修正版より作成)

(参考)ワンセグ受信機の受信契約に関する訴訟

概要

- ◆ ワンセグ機能付き携帯電話を保有しているだけでは、携帯電話を一定の場所に置いておらず、放送法第64条に定める受信設備の「設置」に当たらないことから、受信契約の締結義務がないとして、NHKを相手に受信料返還等を求める訴訟が複数提起されていたが、すべてNHK勝訴の判決が確定している。

争点

平成30年3月26日東京高裁判決（NHK勝訴）の争点は以下のとおりであり、最高裁も上告を棄却。

争点①：「設置」に「携帯」が含まれるか。

- ・放送法第64条では、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」とされている。
- ・放送法上の「設置」とは、受信設備が一定の場所に設け置かれた状態にあること等に限らず、「法定当時からラジオの携帯型受信機を携行する場合も含めていたと解され、その解釈は法改正を経ても変更されていないと解するのが相当。受信設備が携帯使用されるかどうかにより、受信料を負担するかどうかが決まるのは、不公平な結果を生ずる。」

争点②：「放送の受信を目的としない受信設備」にワンセグ機能付き携帯電話が該当するか。

- ・法第64条1項ただし書では、「放送の受信を目的としない受信設備」のみを設置した者は受信契約義務が免除されることとされている。
- ・法第64条1項ただし書の「放送の受信を目的としない受信設備」に該当するか否かについて、「放送の受信を目的としない受信設備」か否かは、当該受信設備が設置されている目的が客観的に放送の受信を目的としないものと認められるかによって判断すべきであって、設置者の主観的な目的によって左右されるものではないと解すべきであり、ワンセグ機能付き携帯電話が客観的に放送の受信を目的としないものと認めることはできない。

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針4. 視聴者理解・公平負担を推進

(2) 支払率の向上をめざし最大限努力するとともに、受信料の値下げを含む還元策を実施
 ■ 「支払率(2017年度・80%)」「衛星契約割合(同・51%)」の毎年度1ポイント向上をめざす

■ 受信料の公平負担に向けて、より効率的な契約・収納手法を開発・実施するなど営業改革をさらに推進

■ 支払率の低い大都市圏での重点対策の実施

■ 受信料の負担軽減策として、受信料免除・割引などの施策を実施

■ 計画策定後の中長期の収支見通しを踏まえて、受信料の値下げを実施

■ 「受信料制度等検討委員会」の答申などを踏まえ、より視聴者のみなさまの理解を得られる受信料制度を研究

(参考)NHKによる表明事項及び令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見(受信料関係)

NHK回答(令和元年12月8日)

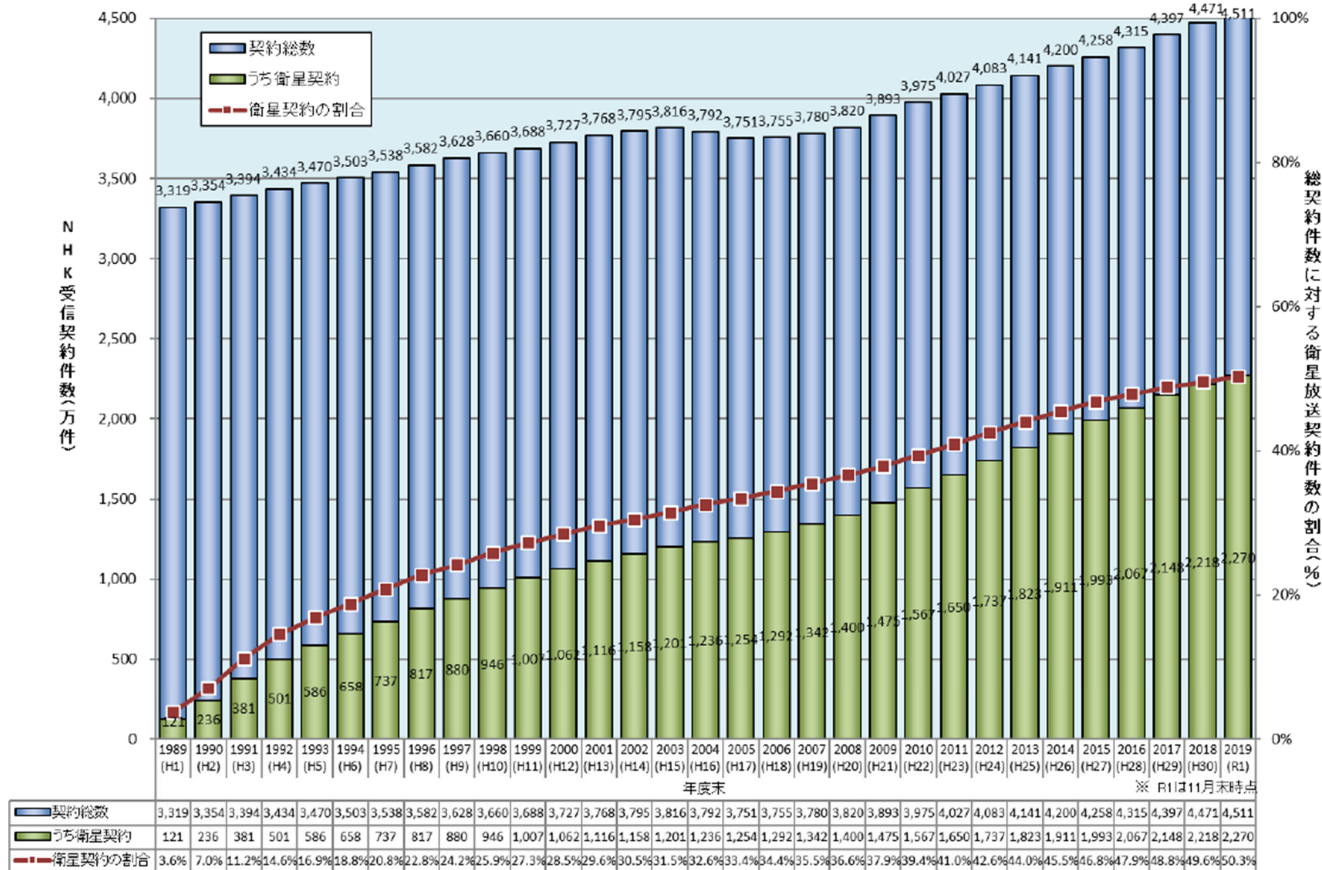
- 世帯数の減少局面を迎える中、公平負担の徹底を図る一方で、事業規模の適正水準での管理を進め、中長期の事業計画や収支見通しをふまえながら、適正な受信料の在り方を引き続き検討する。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- 受信料の公平負担の徹底に向けて、(略) 未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。また、(略)高止まりしている上記の対策に要する営業経費について、一層の効率化に向けて不断の見直しを行い、削減を図っていくこと。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。

(参考)NHKの受信契約件数の推移

受信料の公平負担



NHK 受信料・受信契約数に関するデータ (<http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/known/jyushinryo.html>) より

※「契約総数」及び「衛星契約数」は受信料の免除世帯も含む数値

(「衛星放送の現状[令和元年度第4四半期版]」(令和2年1月1日)より抜粋)

(参考)都道府県別の受信料の世帯支払率

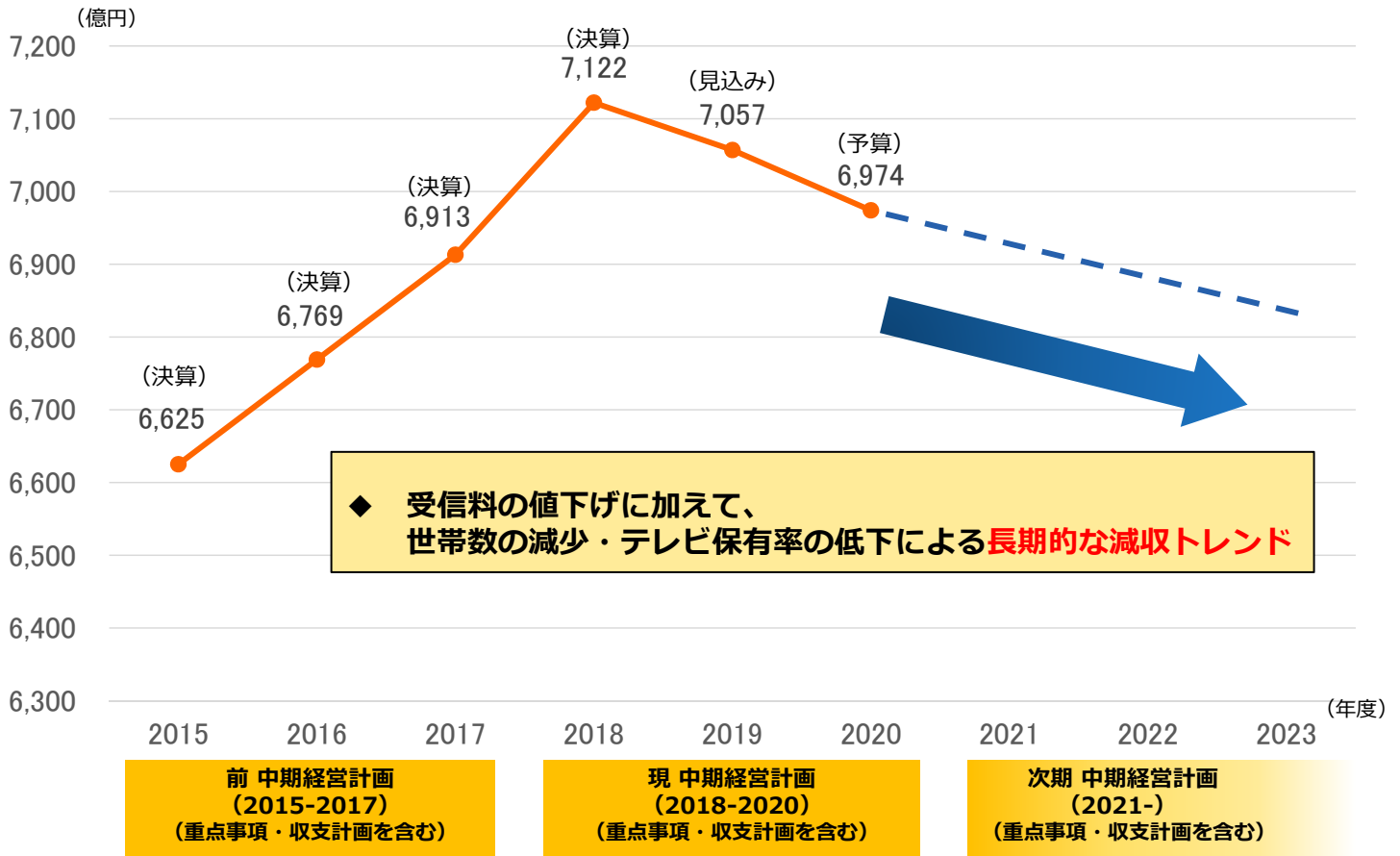
受信料の公平負担

都道府県	支払率	都道府県	支払率	都道府県	支払率
全国	81.2%	富山	93.7%	島根	94.9%
北海道	73.1%	石川	89.0%	岡山	87.1%
青森	93.7%	福井	92.2%	広島	88.7%
岩手	93.6%	山梨	88.2%	山口	91.3%
宮城	83.4%	長野	88.8%	徳島	84.5%
秋田	98.3%	岐阜	92.2%	香川	86.0%
山形	94.9%	静岡	89.4%	愛媛	87.3%
福島	90.9%	愛知	85.7%	高知	84.7%
茨城	88.1%	三重	88.2%	福岡	77.5%
栃木	88.0%	滋賀	82.7%	佐賀	88.8%
群馬	86.5%	京都	78.4%	長崎	85.8%
埼玉	82.6%	大阪	67.5%	熊本	82.5%
千葉	81.6%	兵庫	78.4%	大分	82.3%
東京	69.7%	奈良	82.0%	宮崎	85.8%
神奈川	81.0%	和歌山	88.8%	鹿児島	88.2%
新潟	97.1%	鳥取	93.5%	沖縄	51.0%

(NHK「2018年度末受信料の推計世帯支払率(全国・都道府県別)」について(令和元年5月28日)を基に作成)

(参考)受信料収入の推移と見通し

受信料の
公平負担

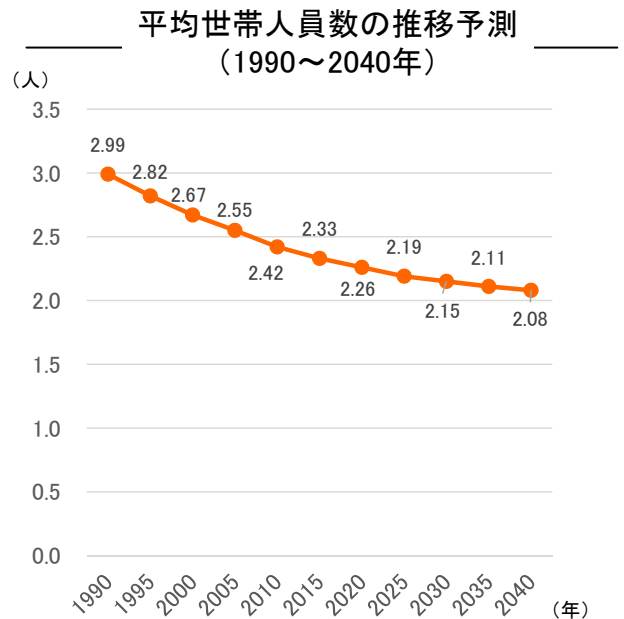
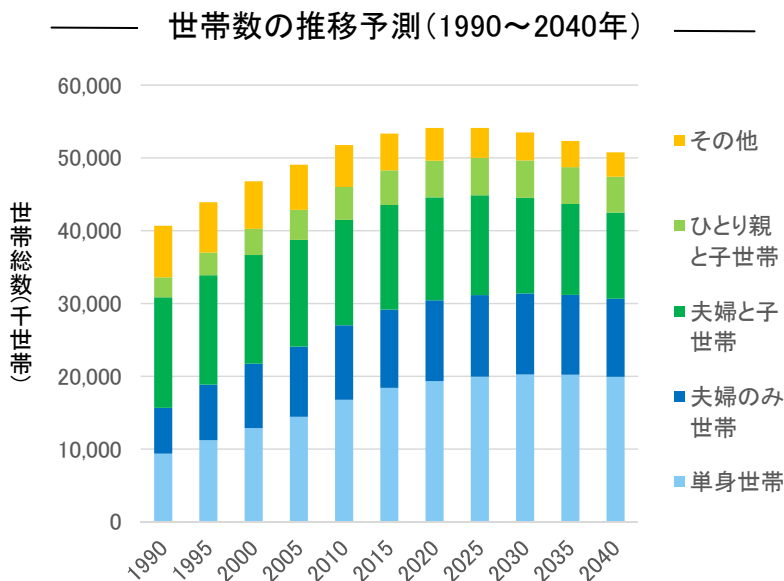


(R2.5.22 第2回公共放送の在り方に関する検討分科会NHK提出資料より作成)

(参考)世帯数の減少

受信料の
公平負担

○ 総世帯数は、2023年をピークに減少に転じる一方で、単身世帯数は増加を続けた後、2032年以降に減少に転じると予測されている。また、平均世帯人員数も、減少が予測されている



(注)2018年時点の調査のため、2020年以降は予測値
出所:国立社会保障・人口問題研究所の推計値

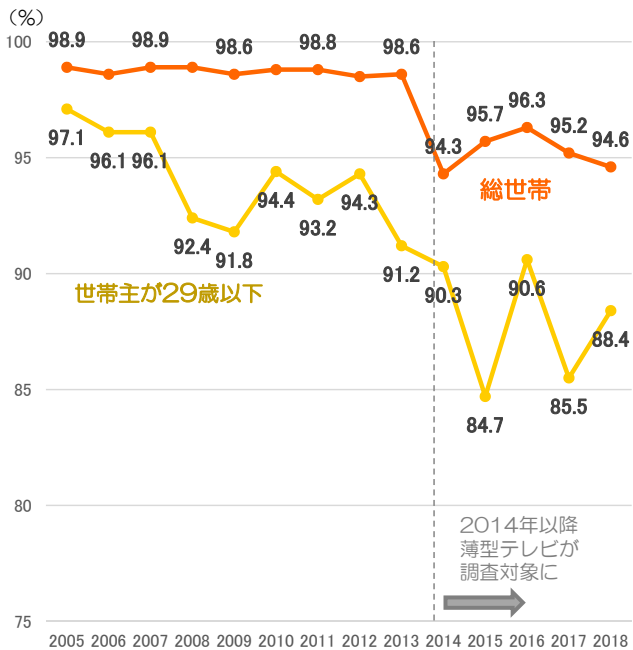
(R2.5.22 第2回公共放送の在り方に関する検討分科会NHK提出資料より作成)

(参考)テレビ保有率の低下

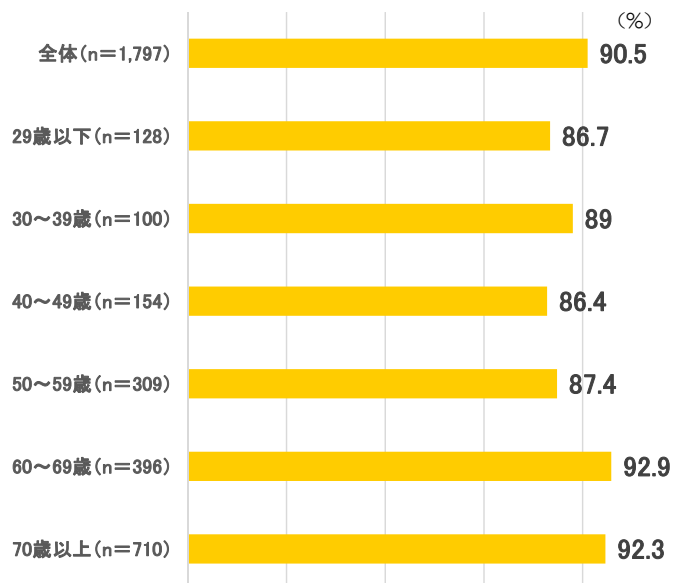
受信料の
公平負担

- 若年層を中心に、テレビ保有率は低下傾向。世帯主が29歳以下の場合88.4%である
- 単身世帯については、59歳以下の保有率が9割を切っている

カラーテレビの保有率の推移



年代別 単身世帯の保有率(2018年3月)

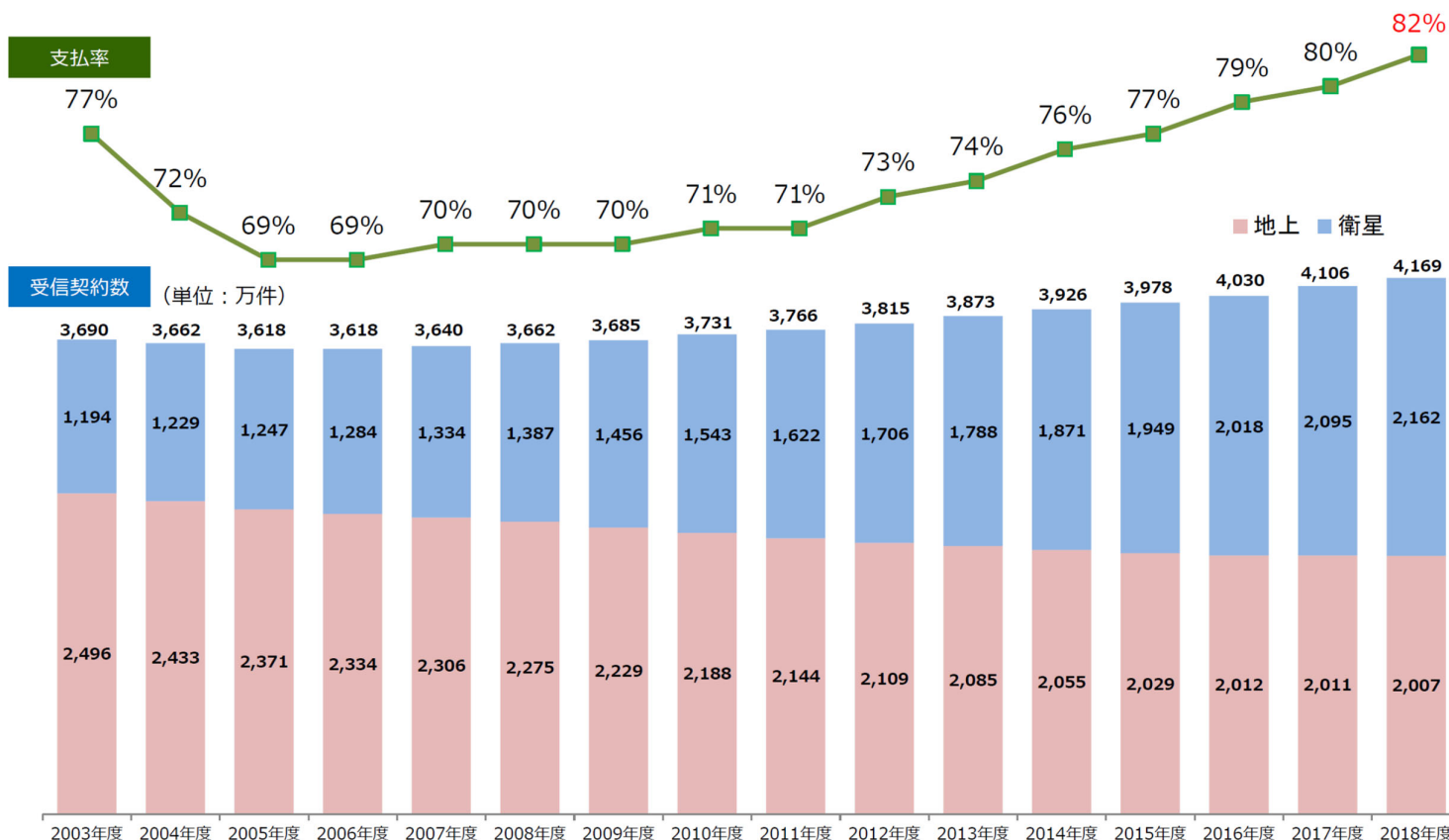


出所:内閣府「消費動向踏査」

(R2.5.22 第2回公共放送の在り方に関する検討分科会NHK提出資料より作成)

(参考)受信料の支払率と受信契約数の推移

受信料の
公平負担



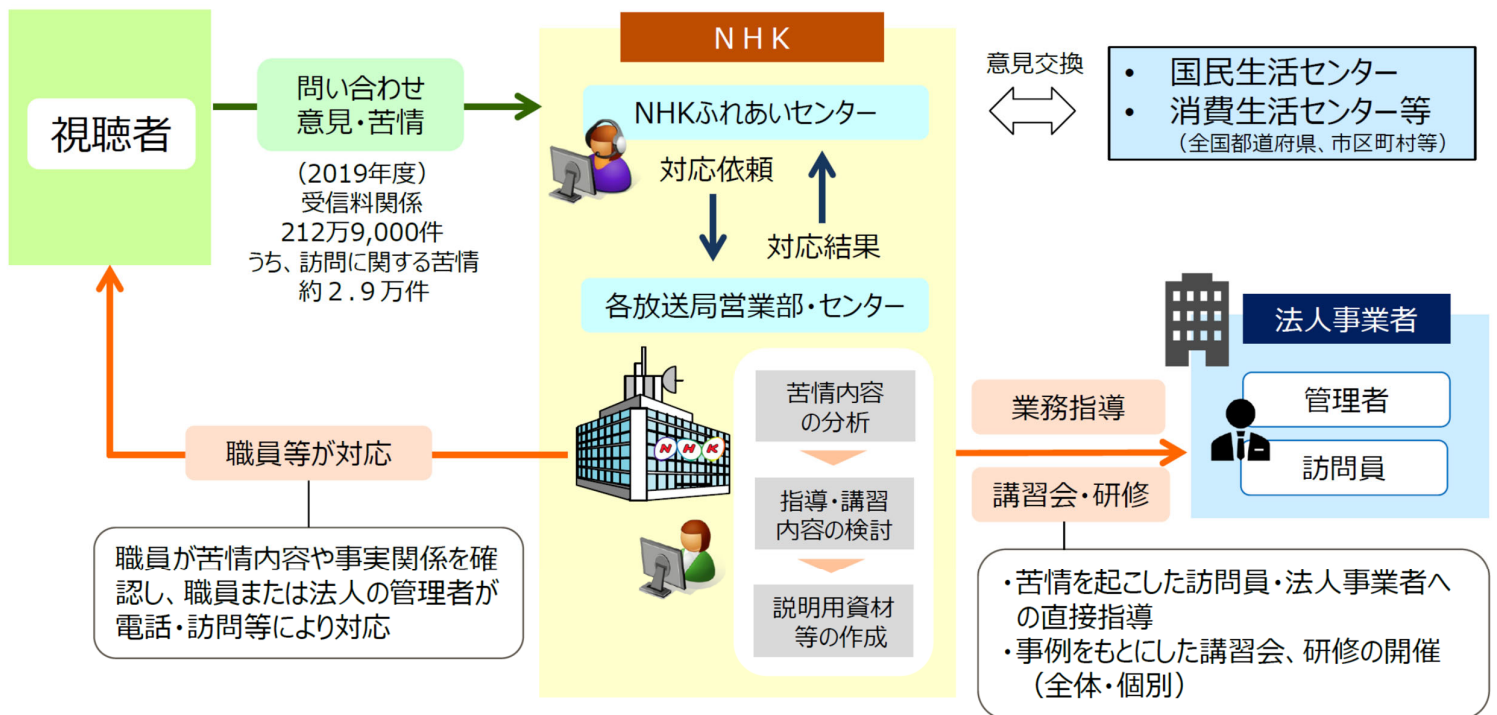
(R2.5.22 第2回公共放送の在り方に関する検討分科会NHK提出資料より作成)

	点検・把握活動	面接活動 (コンタクト)	受信機設置確認	契約・支払いの説得
困難性	把握の困難性 1軒1軒訪問して転居の有無等について確認すること(訪問巡回)が必要	面接の困難性 在宅率の低下、オートロック式共同住宅の増加等を背景に、契約勧奨のために訪問しても、 面接することが困難	確認の困難性 視聴者の申告に基づくテレビ設置(衛星受信機を含む)確認となり、 確実な設置把握が困難	説得の困難性 説明を尽くしても、未視聴等を理由に 受信契約締結に応諾いただけない場合がある
主な制度的背景	NHKでは視聴者の氏名・住所等を知りえない(住所・氏名等が分かれば、郵便等による対策が可能)	NHKでは視聴者の氏名・住所等を知りえない(住所・氏名等が分かれば、郵便等による対策が可能)	NHKでは受信機設置の有無を知りえない(CASメッセージによる自主的な設置申出は限定的)	NHKでは、強制的な契約・支払いは求められない
2018年度実績値	年間訪問件数 1.4億回	面接率 (面接数/訪問数) 16%		契約率 (取回数*/訪問数) 2%

* 新規契約、住所変更、衛星契約への変更、支払再開の合計数

(R2.5.22 第2回公共放送の在り方に関する検討分科会NHK提出資料より作成)

(参考) 受信契約に関する視聴者対応について



(R2.5.22 第2回公共放送の在り方に関する検討分科会NHK提出資料より作成)

(3) ガバナンス

(参考)NHK子会社一覧

子会社等の在り方

NHK子会社(11社)

業務分類	会社名/代表者名	事業内容	役員数 (うち常勤数)/ 従業員数	売上高	NHK出資率 (子会社保有 分を含む)
番組制作	NHKエンタープライズ 安齋 尚志	○協会の委託による放送番組の企画、制作、購入 ○協会の放送番組に係る、コンテンツ等の著作物の発行、頒布 ○協会の放送に関連した催し物や公共的な各種催し物の企画、実施および施行 ○委託による放送用施設等の運営管理、および整備に関する技術援助の業務 等	22人(15人) 約760人	-	81.4% (99.1%)
	NHKエデュケーショナル 掛川 治男	○協会の委託による教育・教養番組の制作、購入 ○放送大学学園番組の制作 ○主として教育に関する映像ソフトの制作、販売 ○主として教育に関する催物の企画、実施 等	12人(7人) 275人	258億円	67.0% (100.0%)
	NHKグローバルメディア サービス 正野 元也	○協会の委託によるニュース、スポーツ番組の制作、購入 ○協会の委託による回線コーディネーション業務 ○協会の委託による字幕番組の制作 等	15人(8人) 417人	248億円	72.7% (100.0%)
	日本国際放送 城本 勝	○協会の委託による外国人向けテレビジョン国際放送番組の制作、送出、受信環境整備 ○外国人向け独自番組の制作、放送、販売 等	13人(4人) 85人	81億円	51.3% (64.1%)
技術	NHKアート 下川 雅也	○協会の委託による放送番組の制作に係る美術業務 ○コンピューターグラフィックソフトの企画、制作 ○展示装飾等の一般美術業務 等	11人(6人) 263人	173億円	65.4% (100.0%)
	NHKテクノロジーズ 大橋 一三	○放送番組等の制作、送出、送信、配信、受信に係る技術業務 ○番組制作設備や放送設備、共同受信施設の整備及び保守 ○コンピュータや情報通信、情報セキュリティに係るシステム・ソフト開発、サービスの提供 等	22人(14人) 約2,000人	-	70.5% (84.4%)
視聴者 理解促進	NHKプロモーション 風谷 英隆	○協会の放送番組に関連した催物の企画、実施 ○各種催物の企画、実施 等	10人(4人) 53人	86億円	60.6% (100.0%)
	NHK出版 森永 公紀	○協会の放送番組に係るテキストの発行 ○協会の放送番組に関連する図書、雑誌の出版 ○各種書籍、ビデオ、CD-ROM等の発行 ○音楽著作権の管理 等	11人(7人) 223人	142億円	67.3% (91.0%)
	NHK文化センター 泉谷 八千代	○教養、趣味、実用、健康等の各種講座の運営を通じた協会の放送番組の利用促進 ○各種講演会等の企画、実施 等	7人(3人) 138人	71億円	10.0% (88.5%)
管理・営業	NHKビジネスクリエイト 福井 敬	○協会の建物、設備等の総合管理業務 ○協会子会社等入居ビルの所有、管理、運営 ○協会及び子会社等所有の車両の運行管理 ○放送に関する情報処理 ○経理、人事、給与、福利厚生に関する事務 等	14人(8人) 519人	103億円	14.2% (76.1%)
	NHK営業サービス 長谷 欣之	○協会の委託による受信料関係の事務、情報処理、受信相談の受付 等	11人(7人) 757人	117億円	83.4% (99.0%)

令和2年4月1日
「NHKエンタープライズ」
と「NHKプラネット」
が合併

平成31年4月1日
「NHKアイテック」と「NHK
メディアテクノロジー」が
合併

※「日本放送協会平成30年度業務報告書」を基に作成(平成31年3月31日時点)。各社の代表者名は、令和2年4月1日時点。
※「NHKエンタープライズ」及び「NHKテクノロジーズ」については、各社ホームページ等より作成(NHKエンタープライズは令和2年4月1日時点 NHKテクノロジーズは平成31年4月1日時点)。

●「放送政策研究会第一次報告」(平成13年12月21日)抜粋

第2章 NHKの子会社等の在り方

2 検討すべき課題と方向性

(3) 経営の透明性の確保

③このため、経営の透明性、アカウンタビリティへの要請にできる限り応える観点から、次のような措置を講じることが適当と考える。

エ 各子会社の事業内容等を改めて見直し、子会社等間における事業内容の重複など見直すべき業務があれば廃止しつつ、整理・統合を行う。

●「通信・放送の在り方に関する懇談会報告書」(平成18年6月6日)抜粋

3. 対応の方向性

(5) NHKの抜本改革

③NHK本体と子会社の見直し

ガバナンスや経営の効率性に対する意識が職員に浸透しにくい中で、NHKがグループ全体として肥大化し、不祥事が続発するとともに非効率性が浮き彫りになっている現状を踏まえると、NHKグループ全体を抜本的に見直してスリム化する必要がある。

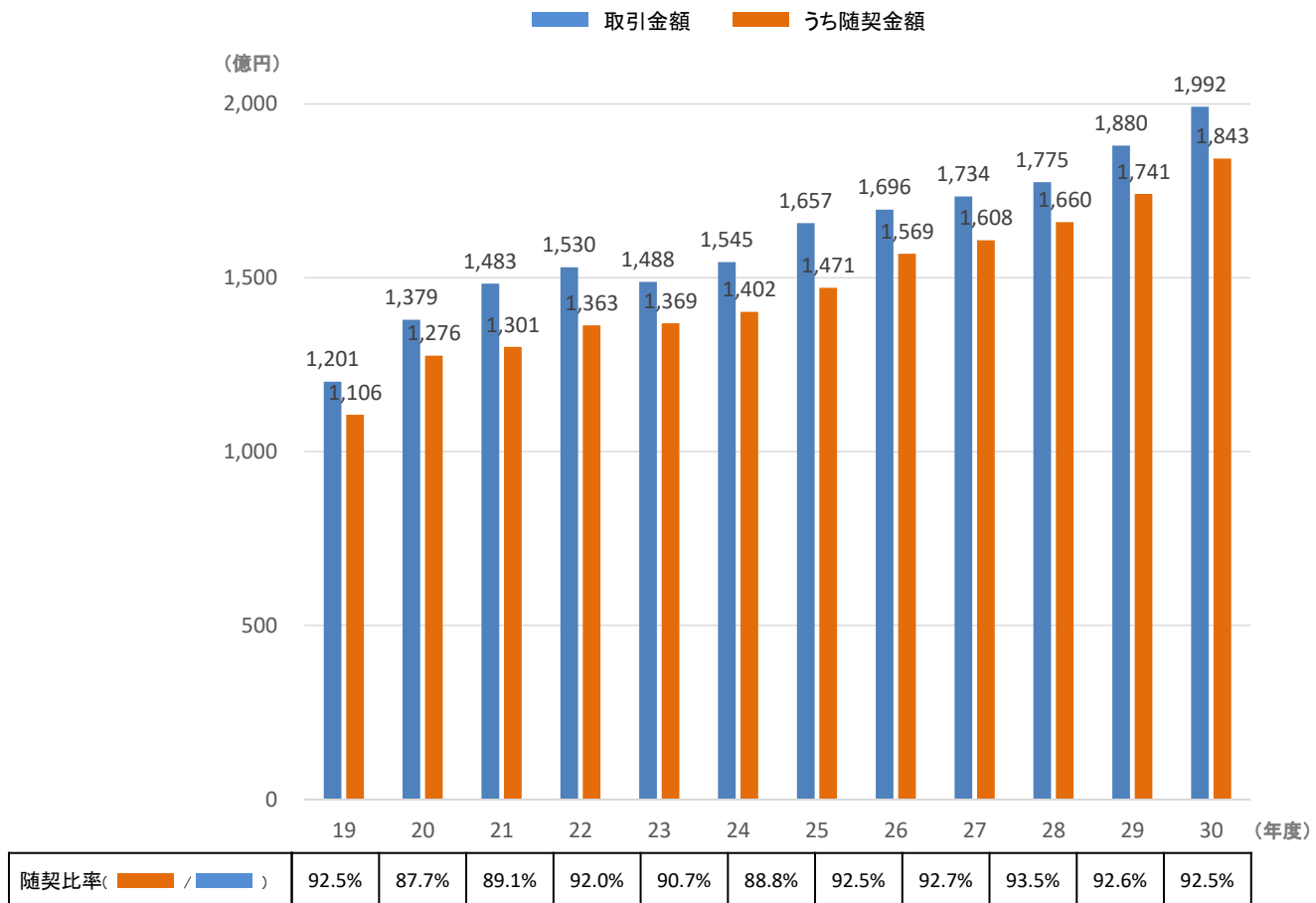
(略)

次に、NHKの全ての子会社については、本体からの出資の継続の必要性等を厳しく精査した上で、子会社の抜本的な整理・統合に着手し、子会社の数を大幅に削減すべきである。また、行政の側でも、子会社への出資時のみならず、子会社の活動を必要に応じて適宜 規律できるようにすべきである。更に、NHK本体と子会社の関係の抜本的な見直しが必要であり、様々な外注を行うに際して子会社に集中的に発注する体制を改めるべきである。

(参考)令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見(子会社関係)

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- (略) なお、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元については、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(令和元年9月6日公表)を踏まえ、協会への還元の考え方を明らかにし、子会社にその考え方に沿った配当を行わせるなど、適切に実施すること。



(各年度のNHK財務諸表及び「NHKと関連団体との取引について」を基に総務省作成)

(参考)中期経営計画の法定化に関する考え方

改正放送法を踏まえたガバナンス強化

(放送を巡る諸課題に関する検討会 第2次取りまとめ抜粋)

- 現在、NHKの業務、その財源となる受信料水準・体系等やNHKグループのガバナンス等については、NHKの自主的な取組として、定期的に経営計画を策定し、経営委員会が議決しているが、NHKがどのような業務をどのような規模で行うべきか、そのためには費用がどれほどかかるのか、また、その費用について国民・視聴者にどのような受信料水準・体系で負担を求めるべきか、受信料収入の向上等に伴い受信料を国民・視聴者にどのように還元すべきか、さらに、NHKグループの適正なガバナンスをどのように確保していくのか等の点について、国民・視聴者に対し、案や積算等の根拠を示して透明性のある形で議論が行われて、合理的なものとして納得感が得られる結論が示されているとは必ずしも言えない。
- そのため、NHKが中期的な経営計画を策定するに当たって、NHKは、上記のような点を含む経営計画の案を、積算等のその根拠とともに、国民・視聴者に対し示し、広く意見を求めるとともに、経営委員会は、経営計画の議決に当たって、その意見を踏まえて議論を行うこととするといった、プロセスの透明性を確保するための制度的な仕組みについて検討すべきである。
- また、計画策定後には、計画が適正に実施されたかどうかだけではなく、計画自体の適正性についても評価・レビューがなされる必要があり、計画の達成状況等について適切に評価・レビューを行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うというサイクルを適切に回すことが併せて求められる。また、毎事業年度の収支予算や事業計画の策定プロセスにおいても、そのような見直しを適切に行うことが必要である。
- さらに、このような計画の策定・見直しや、評価・レビューが適切に行われることを確保するためには、その主体となるべき経営委員会を専門家等によりサポートする体制の充実についても検討すべきである。

NHK経営計画2018－2020年度

重点方針5. 創造と効率、信頼を追求

②グループ一体となり、効率的で透明性の高い組織運営を推進

(1) NHKグループ一体となって、受信料の価値をさらに高める質の高い放送・サービスを提供

■ グループ一体の人事施策を推進し、グループを牽引する人材を育成するなど、マネジメント力を強化

■ 地域の期待に応える放送・サービスを実現するため、グループ一体で地域放送局を支える体制を構築

③「信頼されるメディア」をめざし、グループでリスクマネジメントを強化

(2) コンプライアンスを徹底するとともに、リスク対策を強化

■ 公共放送人としての倫理教育を徹底し、不祥事を起こさない組織風土を醸成

(参考)NHKによる表明事項及び

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見(ガバナンス関係)

NHK回答(令和元年12月8日)

- 監査委員会の強化、グループ経営に関する内部統制関係議決、経営に関する情報提供など、改正放送法および省令の規定を踏まえた対応を、改正放送法の施行日までに完了させる。さらに、グループ経営に関する内部統制関係議決や「日本放送協会の子会社の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえて、業務の執行体制を速やかに整備する。

令和2年1月17日総務大臣答弁

- NHKのガバナンス改革については、(略)「総務省の基本的考え方」において、(略)NHKに検討を要請いたしました。これに対して、(略)NHKから、「業務の執行体制の見直し」、「競争契約の推進」、「子会社の資本政策の見直し」を通じたガバナンス改革に取り組むという回答がございました。総務省といたしましては、ガバナンス改革の具体的な取組内容を早期に明らかにしていただき、次期中期経営計画に反映することが必要だと考えております。

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- (略)なお、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元については、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(令和元年9月6日公表)を踏まえ、協会への還元の考え方を明らかにし、子会社にその考え方に沿った配当を行わせるなど、適切に実施すること。

- NHKのガバナンスについては、放送法改正を受け、放送法施行規則の改正及び「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」の策定により、NHKグループのコンプライアンスの確保、経営の透明性の確保及び子会社等運営の適正化について、具体的に規定。

■ コンプライアンスの確保: NHKグループ全体におけるコンプライアンスの確保が必要

● 内部統制の強化

- ・ 経営委員会がNHKグループの内部統制に関し議決すべき事項(子会社の取締役等の法令・定款への適合性確保、子会社の取締役等の職務執行に関する報告の体制等)を具体的に規定
- ・ 内部統制システムの構築・運用に当たってはNHKの役職員、子会社の役職員に職務執行の効率性が厳格に求められることに十分に留意する旨を規定 【ガイドライン】

● 忠実義務の法定

- ・ 役員(経営委員・執行部)の適切な職務執行を担保するため、法令及び定款並びに経営委員会の議決に対する忠実義務を規定
- ・ 監査委員会は執行部の職務執行が忠実義務を含む放送法などの関係法令に沿って適切に行われているかを監査する必要があることを規定 【ガイドライン】

● 監査委員会の機能強化

- ・ 監査委員による経営委員会の招集権限、監査委員会の職務執行に係る費用請求権の付与等を規定
- ・ 監査委員会の補助者として、現行で規定されている職員に外部の専門家等を加える旨等を規定 【省令】

■ 透明性の確保: NHKグループの経営や業務の実態についての透明性の確保が必要

● 中期経営計画の作成等を法定

- ・ 収支予算等の国会審議の際に、3年～5年の期間の中期経営計画を添付させる旨を規定

● NHKによる意見公募(パブリックコメント)を新設

- ・ 経営委員会は、議決事項の議決に当たって国民・視聴者の意見を広く求める旨を規定
- ・ 意見公募の対象については、中期経営計画、インターネット活用業務の実施基準、受信契約の条項及び受信料の免除の基準等を含める旨を規定 【省令】
- ・ 意見公募の手続については、案や関連資料を30日以上インターネットで公表すること等を規定 【省令】

● 情報公開の充実

- ・ NHKの組織、業務及び財務並びに子会社等に関する基礎的な情報の提供等について規定
- ・ 提供する情報の範囲に、中期経営計画やNHK・NHKグループの内部統制の運用状況、懲戒処分に関する公表基準等を含める旨を規定 【省令】
- ・ 子会社・関連会社・関連公益法人等を情報提供の対象とする旨を規定 【省令】

■ 子会社等運営の適正化: NHKの子会社等の事業運営の効率性、適正性の確保が必要

● 子会社等の業務範囲及び子会社等への業務委託について、現行法令の解釈等を明確化

- ・ 子会社等の業務範囲を放送法施行令に定める範囲とし、業務委託については競争契約を原則とすることに加え、監査委員会が運用状況を適切にモニタリングすることが適当である旨を規定 【ガイドライン】

● 子会社に蓄積された利益剰余金の還元の在り方を規定

- ・ 子会社の利益剰余金の適切な規模を不断に検討し、子会社の配当方針を適正かつ明確に定めることが適当である旨等を規定 【ガイドライン】

●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

□ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして総務省令で定める事項

2・3 (略)

●放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

(監査委員会の職務を執行するための事項)

第十七条 法第二十九条第一項第一号口に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項

二 前号の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項

三 監査委員会の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

四 次に掲げる体制その他の監査委員会への報告に関する体制

イ・ロ (略)

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六 (略)

七 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(参考)NHKによる表明事項

NHK回答(令和元年12月8日)

- 監査委員会の強化、グループ経営に関する内部統制関係議決、経営に関する情報提供など、改正放送法および省令の規定を踏まえた対応を、改正放送法の施行日までに完了させる。さらに、グループ経営に関する内部統制関係議決や「日本放送協会の子会社の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえて、業務の執行体制を速やかに整備する。
- グループガバナンスについては、協会の内部監査室による関連団体調査を一層強化するとともに、関連団体においても、内部監査体制の充実や外部の公認会計士の監査役・監事への就任など、近年着実に整備してきたグループ統制の仕組みを確実に運用し、さらに実効性を一層高める取り組みを強化していく。
- 業務委託については、放送番組の質の確保や、番組制作等のノウハウの維持発展の方針を堅持すると同時に、委託による費用の効率性や手続きの透明性を高めるため、外部のプロダクションなどを対象とした番組企画競争を一定の目標を定めたいうで一層広げるなど、一般取引だけでなく番組関係においても、競争契約をさらに推進していく。
- 子会社の利益剰余金については、経営委員会による内部統制関係議決において利益剰余金の協会への還元の在り方の考え方を明らかにしたうえで関連団体運営基準に配当方針を明記し、引き続き高率の配当を求め通常配当を実施させるとともに、特例配当も含め協会への還元を着実に実行する。また、子会社の資本政策の見直しを進め、グループ外企業の株式保有率を下げるなど、協会への効果的な配当につながる施策を推進する。

●放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

(意見の求め)

第十八条 法第二十九条第三項の規定による意見の求めは、次に掲げるところにより協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者を対象とする会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによつて行うものとするほか、次項から第九項までの規定によつて行うものとする。

- 一 会合は全国各地方で、毎年六回以上行うこと。
- 二 会合には、少なくとも一人の経営委員会の委員のほか、会長、副会長又は理事が出席すること。
- 三 会合においては、経営委員会の委員が協会の基本方針その他協会の運営に関する重要な事項を説明すること。

2～9 (略)

(参考)関連団体 各団体の役割



●放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(苦情処理)

第二十七条 協会は、その業務に関して申出のあつた苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(経営委員会の権限等)

第二十九条

2 (略)

3 経営委員会は、第一項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令で定めるところにより、広く一般の意見を求めるものとする。

(経営委員会の運営)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

4 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第二十七条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

5・6 (略)

(参考)令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見(コンプライアンス関係)

令和2年度NHK予算等に対する総務大臣意見

- (略) 委託先の業務の実態を適切に把握し、必要に応じて是正を指導するなど、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、不断に点検及び見直しを行うこと。

5. ヒアリング資料

1. 日本放送協会

公共放送の在り方に関する検討分科会（第2回） ご説明資料

2020年5月22日
日本放送協会

新型コロナウイルスへの公共放送・公共メディアとしての対応

■ 行動指針を策定・公表

➤ 「公共メディア・NHKの行動指針」

(2020年3月24日公表)

今こそNHKは、受信料で支えられる公共メディアとして、放送に加えて、いつでも、どこでも、見逃した情報もご覧いただけるインターネットの利点も生かし、次の6つの柱を軸に、真に役立つ放送・サービスを届けるという使命に応えてまいります。

- 正確な情報を迅速に届け、安全・安心を守ります
- 経済・社会活動への影響の軽減に貢献します
- 学びの機会を増やして、幅広い層の“教育”に貢献します
- 良質な娯楽番組や文化・芸術活動を届け、社会的不安の軽減に貢献します
- 日本国内の正しい情報を世界に発信し、国際社会にも貢献します
- 必要な放送・サービスを届ける機能の維持に万全を尽くします



新型コロナウイルスへの公共放送・公共メディアとしての対応

◆ 放送の取り組み

➢ 「命と暮らしを守る」報道

テレビ・ラジオ・インターネットとあらゆる伝送路を使い、最新の情報や各種の支援策など、海外を含めて、連日さまざまな情報を伝えている

➢ 家庭で学び楽しむためEテレ（教育テレビ）で特別編成

一斉休校措置を踏まえて、Eテレではマルチ編成のサブチャンネルで学習に役立つ番組を特別編成。休校期間の延長に対応して、Eテレで放送している教科番組を活用した授業スタイルの番組「フライデーモーニング・スクール」という番組を開発し、4月から放送を開始。

◆ 指定公共機関として事業継続を図る取り組み

➢ 県間移動が制限されるなか、管理部門からの現場支援等を行い、グループ分けなども駆使して、この難局に“オールNHK”でニュースや関連番組の放送を増やし対応

- ✓ 3密（密閉・密集・密接）を作らないよう、グループを分けた勤務やリモート収録、遠隔編集業務支援などを推進
- ✓ 取材や出演の際は、できる限り電話やネットを活用
- ✓ 受信料の契約・収納業務は当面、全国の地域で訪問活動を自粛



新型コロナウイルスへの公共放送・公共メディアとしての対応

◆ インターネットの取り組み

➢ 「NHKプラス」（4月から本格サービスを開始）

インターネット常時同時・見逃し番組配信サービス「NHKプラス」では、新型コロナウイルスについて取り扱った番組を集めたプレイリストや、子どもたちが自宅で楽しく過ごせるよう親子で視聴できる番組を集めたプレイリストなどを用意。NHKプラスの利用登録申請数は約61万件に（4月末現在）

➢ 教育ポータルサイト「NHK for School」

教育コンテンツを集めたポータルサイト「NHK for School」でも、子どもたちが家庭で学び楽しむことができるよう特設ページを開設するなどして対応。教育現場やご家庭からも感謝の声が寄せられている

➢ 「NHKスペシャル」を英語化して国際発信

新型コロナウイルス関連の「NHKスペシャル」を英語化して、テレビの国際放送「NHKワールドJAPAN」で放送するとともに、VODでも配信し、海外に向けて日本の状況や取り組みを正確に伝え、多数の視聴を得ている

➢ 民放公式テレビポータル「TVer」にも「NHKスペシャル」などを展開
「TVer」の多様性にも寄与

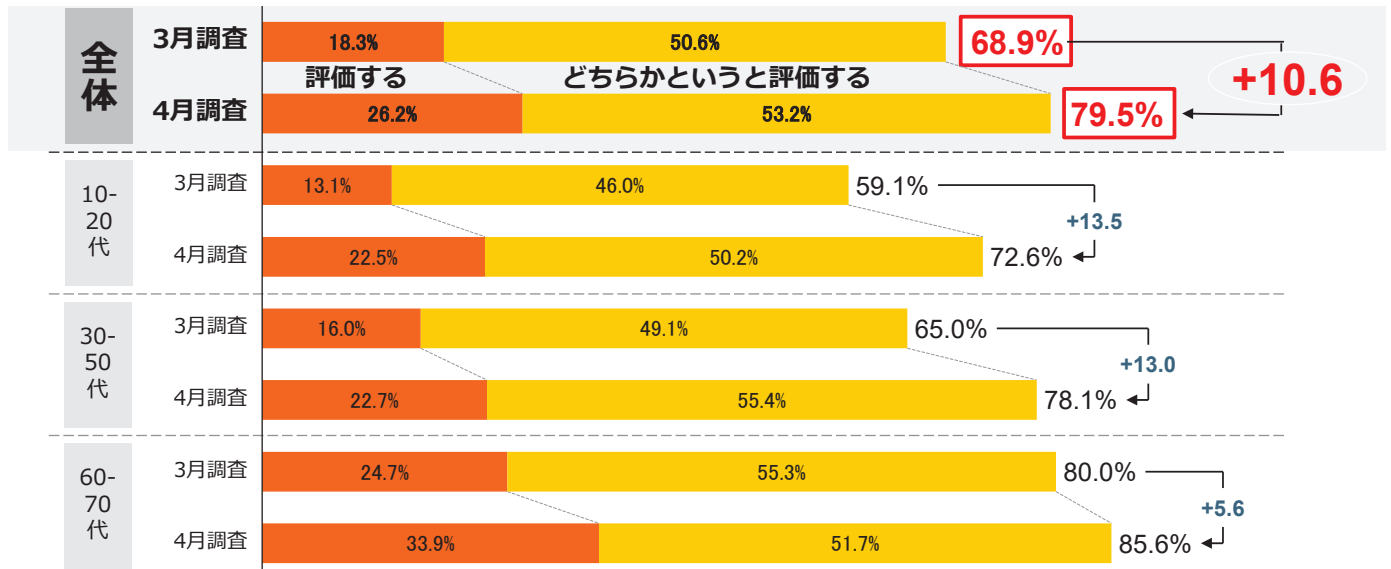


新型コロナウイルスへの公共放送・公共メディアとしての対応

■ NHKの対応を評価する人は3月の調査で約7割、4月の調査では約8割に上昇

NHKの新型コロナウイルス対応に関するネット調査（3月・4月）

（設問）NHKは、新型コロナウイルスの発生・感染拡大を受けて、テレビやインターネットで関連するニュース・情報を多く放送・提供するとともに、休校対応に伴い自宅にいる子どもたちや保護者に向けた情報やサービスを幅広く提供しています。あなたは、このNHKの対応について、どのようにお考えですか。



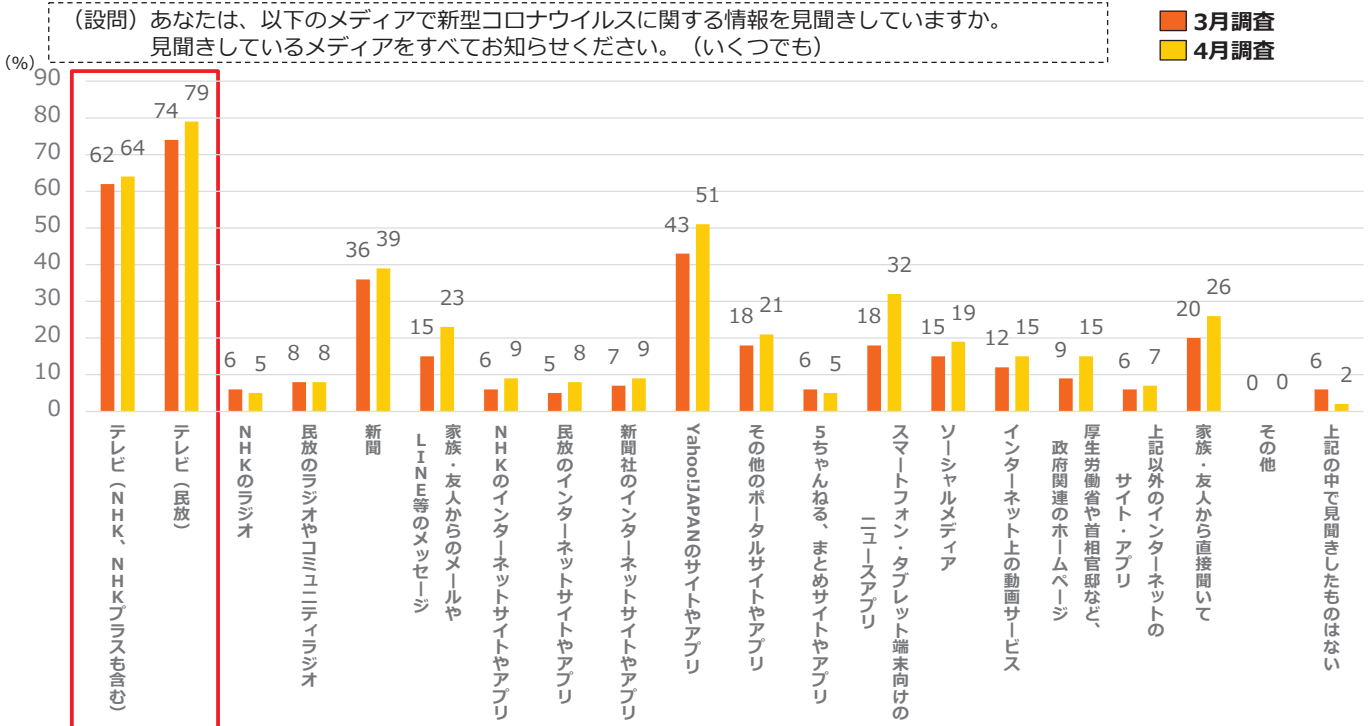
※2020年3月20日～21日、4月17日～19日に全国で実施したインターネット調査（15歳～79歳の男女を対象、最終有効サンプル数：3月・3,629、4月・3,095）

NHKと民放の二元体制で視聴者に必要な情報を提供

■ NHKと民放のテレビが、主要な情報取得先となっている

情報を取得しているメディア

（設問）あなたは、以下のメディアで新型コロナウイルスに関する情報を見聞きしていますか。見聞きしているメディアをすべてお知らせください。（いくつでも）



NHKと民放の二元体制で視聴者に必要な情報を提供

■ NHKテレビは、情報の信頼性・詳細性・安心安全など、 民放テレビは、情報の分かりやすさ・幅広さなどで高評価を得ている

各メディアへの評価（全年代合計・4月調査）

（設問）あなたが、新型コロナウイルスに関する情報を見聞きしているメディアについて、どのように感じていますか。
あてはまるものをすべてお知らせください。（それぞれいくつでも）

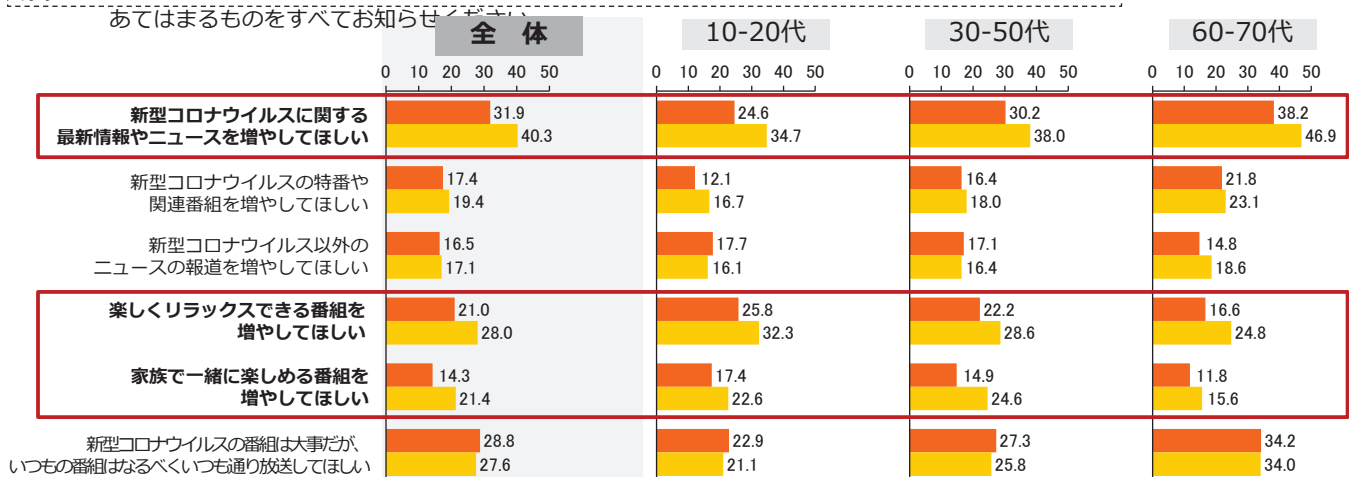
	最新の情報が得られる	情報が信頼できる	情報がわかりやすい	詳しい情報が得られる	幅広い情報が得られる	安心・安全につながる伝え方をしている	求める情報にたどり着きやすい
テレビ（NHK、NHKプラスも含む）	71%	49%	32%	30%	24%	16%	8%
テレビ（民放）	67%	23%	37%	25%	29%	10%	6%
NHKのラジオ	70%	39%	33%	19%	16%	15%	7%
民放のラジオやコミュニティラジオ	60%	25%	34%	18%	18%	14%	6%
新聞	45%	49%	37%	37%	32%	13%	10%
NHKのインターネットサイトやアプリ	72%	44%	36%	26%	24%	18%	15%
民放のインターネットサイトやアプリ	64%	20%	23%	19%	26%	9%	9%
新聞社のインターネットサイトやアプリ	66%	31%	29%	28%	26%	7%	12%
Yahoo!JAPANのサイトやアプリ	74%	15%	24%	20%	26%	5%	13%
スマートフォン・タブレット端末向けのローースアプリ	73%	18%	26%	19%	24%	6%	9%

新型コロナウイルスへの公共放送・公共メディアとしての対応

■ NHKの編成への期待として、「新型コロナ関連の最新情報・ニュース」への期待が上昇 一方で、「楽しくリラックスできる、家族で楽しめる番組」への期待も上昇

NHKの編成に期待すること（%、MA）

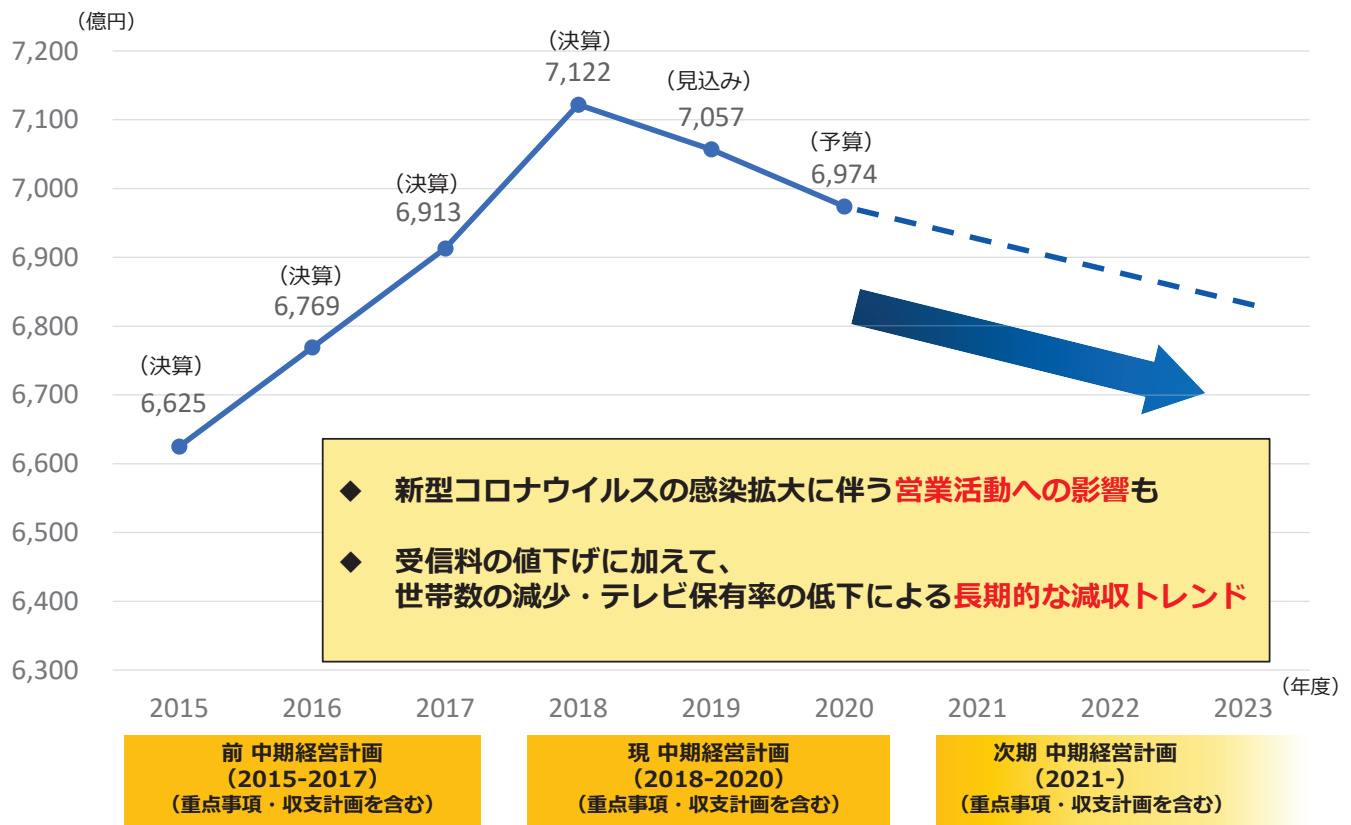
（設問）新型コロナウイルスの感染拡大に関連して、あなたはどのような番組や情報をNHKに期待しますか。



■ 取材・制作環境に制限がある中でも、創造力を発揮し視聴者ニーズに対応

- ・完全テレワークによる新作ドラマの制作（「今だから、新作ドラマ作ってみました」等）
- ・閉館中の美術館をリモートで体感する番組の制作（「おうちでミュージアム（ごごナマ）」）

今後の経営環境：受信料収入の推移と見通し



業務全体の見直しの考え方

■ 「総務省の基本的考え方」に関する日本放送協会の検討結果について (2019.12.8)

- オリンピック・パラリンピック東京大会終了後、次期中期経営計画の初年度である2021年度以降については、事業規模の見直しを加速させる。とりわけ、業務委託や施設・設備の整備の在り方などを検証し、事業支出の削減を着実に進め、次期中期経営計画は、こうした収支改善の取り組みを十分に反映させた計画とすることを目指す。なお、2020年度中に策定する次期中期経営計画については、改正放送法に基づく経営委員会の意見募集の手続きに間に合うよう早急に策定を進める。
- 4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、視聴者保護の観点を堅持した上で現在の4波 (BS1・BSP・BS4K・BS8K) を3波に整理・削減する。(中略) 音声波の在り方は、非常災害時に果たす役割や民間放送事業者の動向などを踏まえつつ、公共放送として求められる役割なども考慮し、引き続き検討する。今後、協会が公共メディアとして果たすべき役割と、それを踏まえたテレビ・ラジオ・インターネットなど保有するメディアの在り方について検討を続ける。

次期中期経営計画での業務の考え方

- 次期中期経営計画においても、既存業務の徹底した見直しを進め、事業規模の見直しを加速させながら、重点投資が必要なものについてきちんと投資するなど、メリハリのある経営を行う。計画期間中に取り組む事業内容と事業規模を示し、収支の見通しを策定する
- その際に、受信料で支えられているNHKが果たすべき役割とは何かを明確にした上で、「**NHKらしさの追求**」というキーコンセプトのもと、計画期間中に重点的に取り組む施策の方向性を示す
- 例えば、ジャンル管理の徹底により「NHKならではの」コンテンツ・サービスに経営資源の集中を図ることや、衛星波を含むメディアの在り方に関して一定の方向性を示すことなどの検討を進めている
- 必要な投資は実施する（老朽化した各地の放送会館の建て替え・補修、新放送センターの設備整備等）

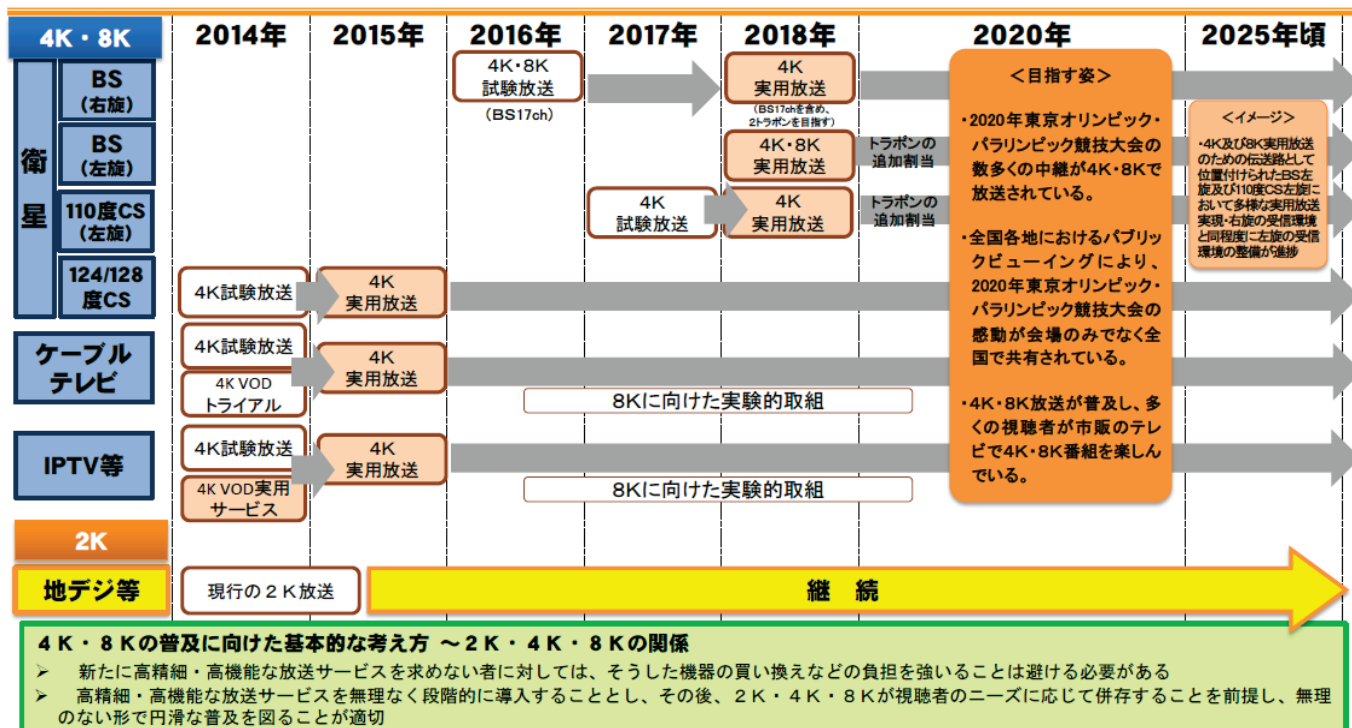
衛星放送の在り方について

■ 「4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について」（2019.12.12）

- 4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、2K放送のみご覧いただいている視聴者が多いことを踏まえて、視聴者保護の観点を堅持した上で、現在の4波を「2K・4K・8K」の3波に整理・削減する。国の「4K・8K推進のためのロードマップ」を踏まえて、オールジャパンで取り組む中で、公共放送として先導的な役割を果たしていきたい。
- 整理・削減にあたっては、視聴者が4K放送をご覧いただける視聴環境が整うことや、外部を含めたコンテンツの制作体制が2Kから4Kに円滑に移行することが前提と考えている。今後、オリンピック・パラリンピック東京大会に際しての4K・8K放送の普及状況や整理・削減に対する視聴者・国民の意向等を十分に把握した上で、2020年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定する。
- また、整理・削減を見据えて、来年度から4K・2Kの“一体制作”を加速させること等により、事業支出の削減を着実に進めつつ、4K放送の普及推進と外部の制作体制の4K化を促すことにより、整理・削減の実施に向けて、みずから積極的に環境を整えていきたい。

衛星放送の在り方について

【参考】4K・8K推進のためのロードマップ～第二次中間報告（2015年7月）



(出典：総務省 4K放送・8K放送 情報サイト)

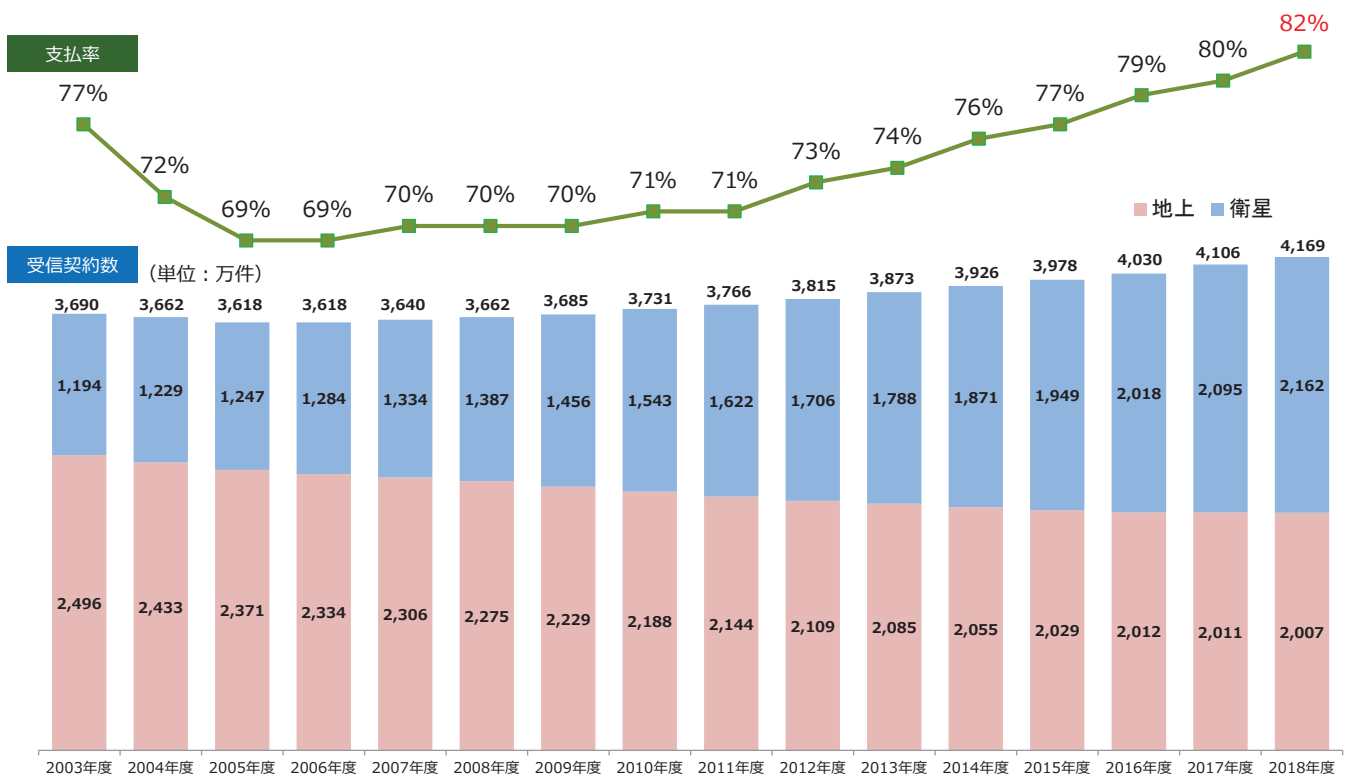
業務改革の新たな取り組み

■ 会長直属の特命プロジェクト設置について

- NHKにおいて長年積み重なってきた課題等を洗い出し、解決に向けた具体策を示して、放送・サービス、業務における改革を推進するため、2020年5月11日に会長直属の特命プロジェクトを設置した
- これまでNHK内で検討されてきた改革提案の精査を行いながら、優先すべきテーマを絞り込み、NHKの課題解決に向けた計画立案や、NHKの業務や支出等の見直しに関する計画の立案などを行う
- NHKの未来を見据え、大胆で、実現可能であり、しかも持続可能な改革提言を短期間のうちに取りまとめ、必要なものは次期中期経営計画に反映させるよう検討を行う

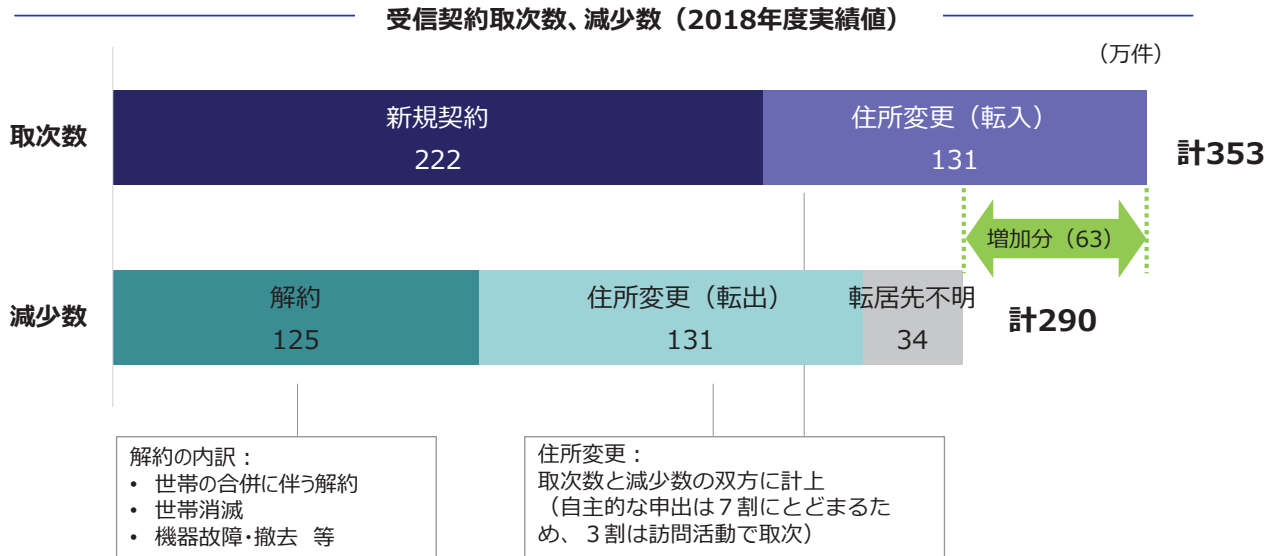
受信料の公平負担の徹底と 営業経費の抑制

受信料の支払率と受信契約数の推移

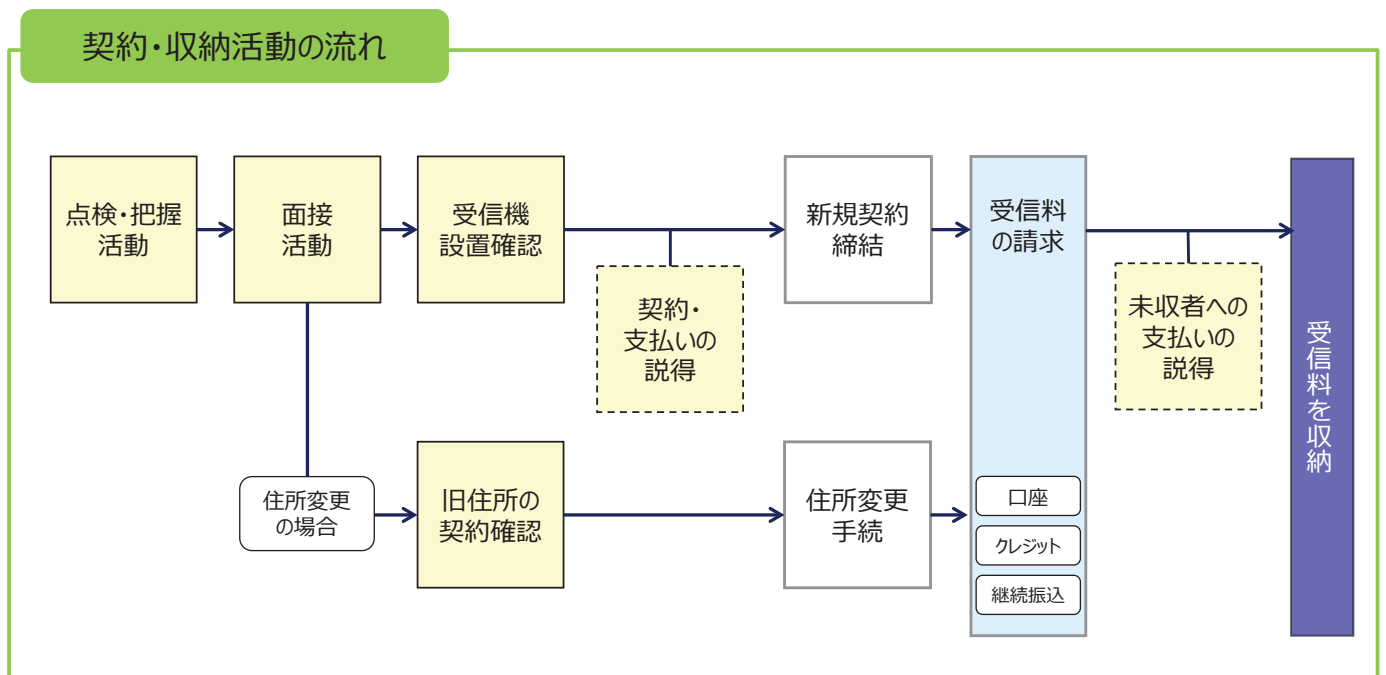


受信契約取次数と契約増加

- 受信契約数の増加に向けては、減少数を上回る取次数の確保が必要
- 支払率の向上に向けて、未収の削減（未収者からの収納等）の活動も必要



契約・収納活動の流れ



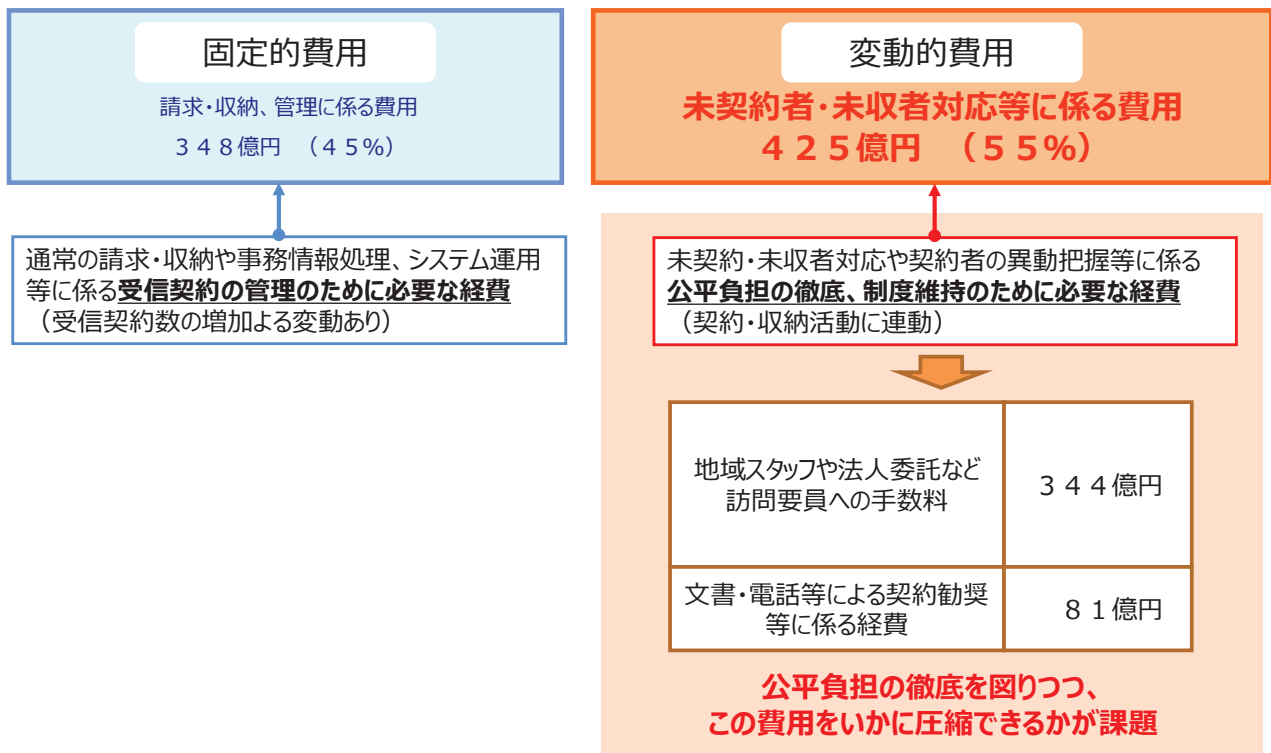
訪問活動における困難性

	点検・把握活動	面接活動 (コンタクト)	受信機設置確認	契約・支払いの説得
困難性	把握の困難性 1軒1軒訪問して転居の有無等について確認すること（訪問巡回）が必要	面接の困難性 在宅率の低下、オートロック式共同住宅の増加等を背景に、契約勧奨のために訪問しても、 面接することが困難	確認の困難性 視聴者の申告に基づくテレビ設置（衛星受信機を含む）確認となり、 確実な設置把握が困難	説得の困難性 説明を尽くしても、未視聴等を理由に 受信契約締結に承諾いただけない場合がある
主な制度的背景	NHKでは視聴者の氏名・住所等を知りえない（住所・氏名等が分かれば、郵便等による対策が可能）	NHKでは視聴者の氏名・住所等を知りえない（住所・氏名等が分かれば、郵便等による対策が可能）	NHKでは受信機設置の有無を知りえない（CASメッセージによる自主的な設置申出は限定的）	NHKでは、強制的な契約・支払いは求められない
2018年度実績値	年間訪問件数 1.4億回	面接率 (面接数/訪問数) 16%		契約率 (取次数*/訪問数) 2%

*新規契約、住所変更、衛星契約への変更、支払再開の合計数

契約・収納活動経費（営業経費）の内訳

※2018年度決算



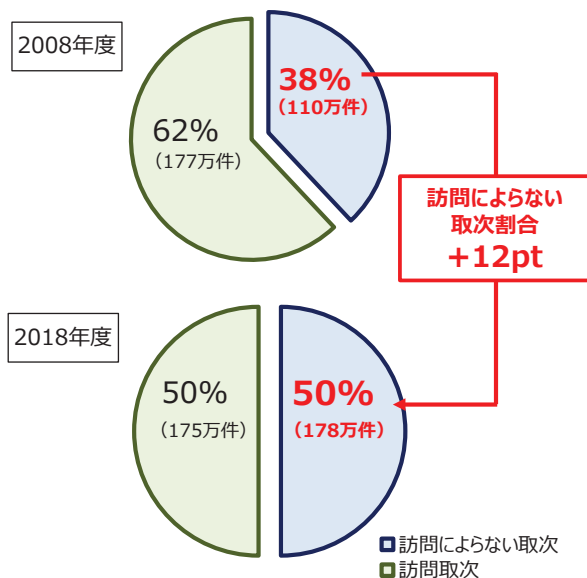
「訪問によらない活動」の推進

■ 「訪問によらない活動」の取組事例

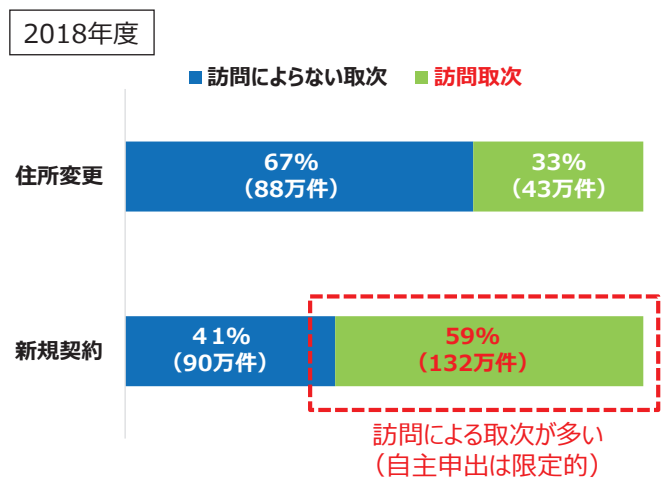
	主な取次効果
インターネット営業センター「受信料の窓口」	新規契約・住所変更・衛星契約・支払変更
郵便転居届とのワンライティング化	住所変更
ガス・電力事業者等による住所変更取次	住所変更
不動産会社・CATV事業者との連携	新規契約・住所変更・衛星契約
専用投函資材による契約勧奨	新規契約・住所変更
CASメッセージを活用した衛星契約勧奨	衛星契約
多様な支払窓口の拡大	収納（未収抑止）

営業改革の推進による取次割合の推移等

取次割合の推移



受信契約に関する届出方法の内訳



主な海外の公共放送の制度整備

収納活動の流れ	点検・把握活動	面接活動 (コンタクト)	受信機設置確認	支払いの説得
イギリス	郵便局の住所情報を活用して把握	原則、文書により対応 (受信許可料未払者に対し再三の警告を経て実施)	警告を経て実施される 面接時に実施	受信機設置確認後、TV Licensingによる告発を経て、 罰金・罰則あり
フランス	住居税支払者情報等を活用して把握	住居税と一括納付のため 不要	国民・視聴者から 未設置を申告 することが必要	未払いおよび虚偽の未設置申告者への 罰金・罰則あり
ドイツ	住民登録情報を活用して把握	全世界一律で課せられるため 不要	全世界一律で課せられるため 不要	未登録・未払い時の 罰金・罰則あり
イタリア	電気料金支払者情報を活用して把握	電気料金と一括収納のため 不要	国民・視聴者から 未設置を申告 することが必要	未払いおよび虚偽の未設置申告者への 罰金・罰則あり
韓国	電気料金支払者情報を活用して把握	電気料金と一括収納のため 不要	国民・視聴者から 未設置を申告 することが必要	未払者・未登録者には 罰金・罰則あり

諮問第2号「公平負担の徹底のあり方について」答申

■ NHK受信料制度等検討委員会

諮問第2号「公平負担徹底のあり方について」（平成29年2月27日）

今後、さらなる公平負担の徹底と営業経費の抑制を図るため、諸外国の公共放送の取り組み事例等を踏まえ、国内の諸制度との整合性、視聴者・国民の理解等の観点から、適切な制度整備のあり方について、見解を求める。

(検討の背景)

- ・ 受信設備を設置した者のうち約20%が受信料未払いと推定され、受信料を支払っている多数（約80%）の者にとって不公平な状態
- ・ 公平負担の徹底の結果としての受信料収入の増加は、放送サービスの充実や視聴者・国民の負担軽減等という形で還元につながる
- ・ 住環境・生活時間帯の変化により、訪問活動による受信者の把握や面接が、視聴者・国民の生活様式に合わない状況も生じてきている

【答申（平成29年9月12日）の概要】

■ 「居住情報の利活用制度」

本制度は、**視聴者・国民にとって、訪問を受けることなく契約手続きを簡便に行えるという利点**がある。あわせて、公平負担の徹底という目的には、**公益性・合理性が認められることから、制度を整備する妥当性がある**。ただし、照会情報は氏名住所に限るなど、十分な安全管理措置が必要。

■ 「受信設備の設置状況の設置確認制度」

本制度は、**受信設備を設置していない者にとって、申し出ることにより訪問による契約勧奨を受けることがなくなるという利点**がある。あわせて、公平負担の徹底という目的には、**公益性・合理性が認められる**。また、視聴者からの申し出以外にNHKは受信設備の設置状況を確認する方法がないことから、**制度を整備する妥当性がある**と考えられる。

■ 「不払い等を抑止する制度」

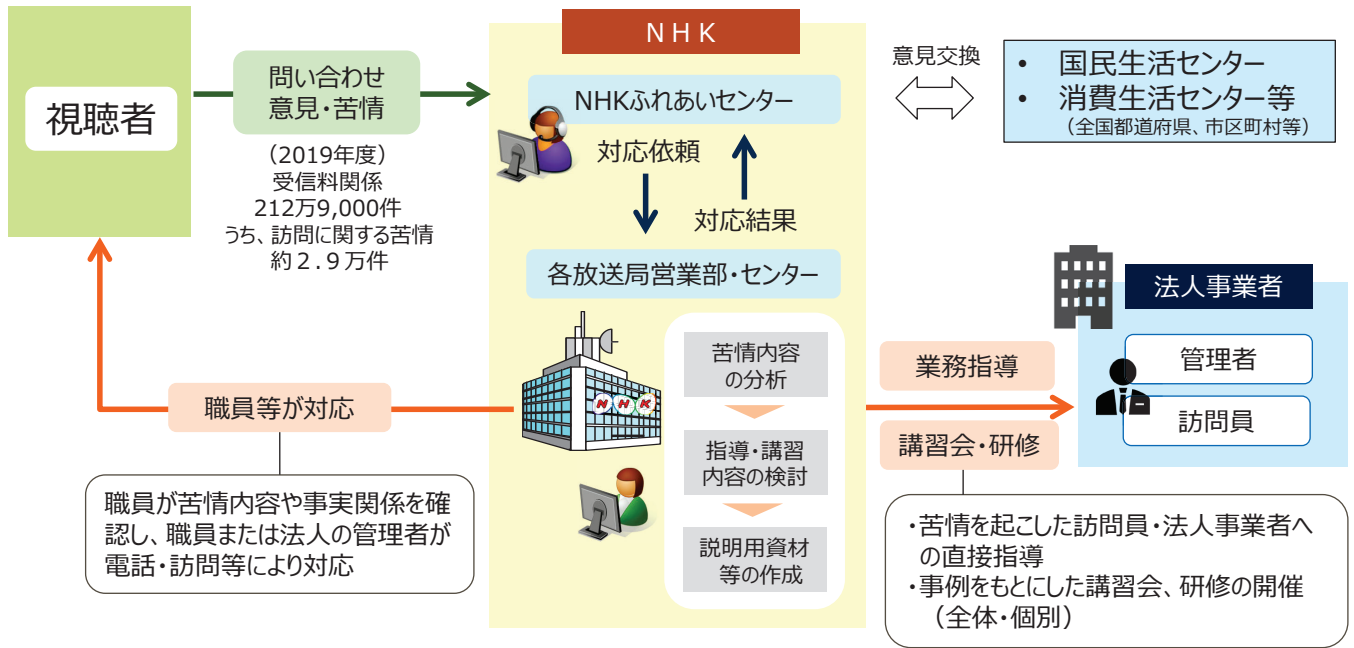
罰則を伴う支払義務化は慎重に検討すべき。既に放送受信規約に規定されている**割増金の運用の検討が妥当**。

■ 「公共料金等との一括支払い制度」

事業者に受信料の収納業務を行う義務を法的に課す形は困難。現在、NHKが一部で行っているように、**各事業者との自主的な取り組みを推進する形が妥当**。

受信契約に関する視聴者対応について

■ 受信契約に関する視聴者対応の流れ



NHK グループ経営について

NHKグループ経営改革の方向性

◇グループ全体で、公共メディアとしての存在価値を最大化する施策を策定し、視聴者に説明する

グループガバナンスの強化（経緯）

- 2015（平成27）年度、子会社における不祥事発覚を契機に内部統制関係議決を修正し、「グループ経営改革の方針」を立て、諸施策スタート
- 放送法が改正され（令和元年）、子会社の内部統制に関する規定が追加されたことも踏まえ、改革を継続

関連団体 事業の目的

関連団体は、NHKグループの一員として、公共放送NHKの業務を補完・支援することを基本として、以下をその事業目的とする。

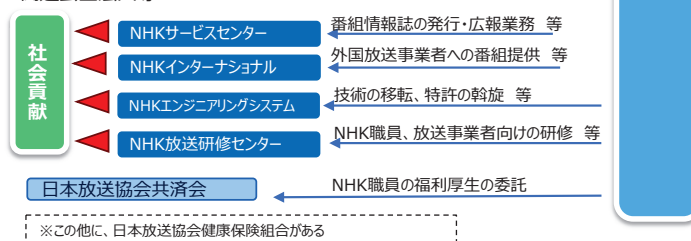
- (1) NHKの業務の効率的推進
- (2) NHKのソフト資産やノウハウの社会還元
- (3) 副次収入によるNHK財政への寄与

関連団体 各団体の役割

■ 子会社・関連会社

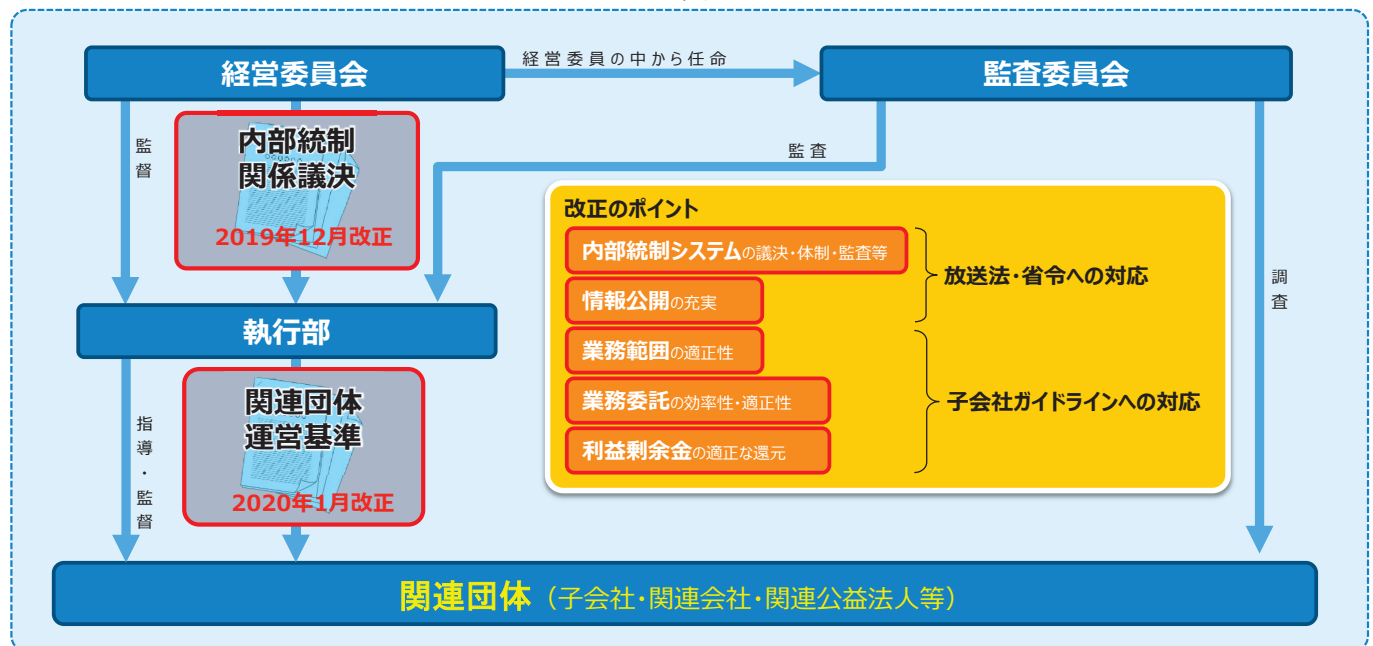


■ 関連公益法人等



放送法改正への対応①

NHKグループ



放送法改正への対応②

情報提供の内容

- 改正放送法施行規則 第55条の2に定められた関連団体に関する13項目を公表
- 従来公表していた文書に加え、**2019年12月に一部の文書を新たに公表**

新たに公表した主な項目

- **子会社の取締役等に対する報酬、退職金の支給の基準**
…NHKが定める各団体共通の基準に加え、各団体が毎年の事業報告書に記す役員報酬（総額・対象人数等）を公開
- **子会社の職員に対する懲戒処分に関する公表の基準**
…共通事項として、NHKの公表基準に準ずるものを公表

情報提供の範囲

- 「子会社のみ」に公表が求められている項目についても「**子会社以外**」も可能な限り公表できるよう努める

情報提供の方針

- NHKグループ事業運営について広く理解してもらえようより**利用しやすく分かりやすい情報提供**となるよう努める

「NHK関連団体について」トップページ

<https://www.nhk.or.jp/kanrenjigyo/>



グループ経営改革の主要課題①

1 経営統合も視野に入れた業務の見直し推進

子会社等の役割や業務内容などについては、引き続き精査し、既存業務を見直すとともに、団体間での重複業務の合理的なあり方についても検討する。効果が見込める経営統合については積極的に検討し、グループ経営改革を推し進めることを次期中期経営計画に反映させることを目指す。

新型コロナウイルス感染拡大で顕在化した財政基盤強化の必要性など、経営課題についても加味して検討。

（参考：近年の統合事例）

- 2019年4月、技術分野の「NHKアイテック」と「NHKメディアテクノロジー」を統合し、「NHKテクノロジー」を設立した。役員体制や管理部門の重複業務などを整理するとともに、情報セキュリティやインターネット展開など、今後求められる新たな業務への対応を目指している。
- 2020年4月、番組制作分野の「NHKエンタープライズ」と「NHKプラネット」を統合し、新体制での「NHKエンタープライズ」となった。統合前の両社が担ってきたコンテンツ制作・展開と地方局支援のノウハウを融合させ、新たなNHKの地域サービスの開発と充実を目指している。

※これにより、関連団体は24団体に（1998年度は65団体）

グループ経営改革の主要課題②

2 業務委託の効率性と透明性の向上

放送法において、NHKによる業務委託は、**効率的に行われ**、かつ、**業務の円滑な遂行に支障が生じないようにする基準を定め**て行うこととされている。(23条2項)

▼関連団体との取引

- ・番組関係 番組1本ごとに内容や制作手法が異なり、価格による競争になじまず、随意契約が多い。競争性を高めるため、「企画競争」方式を導入し、拡充している。
- ・その他一般取引 役務提供や物品購入などの一般取引においては、競争契約が基本。

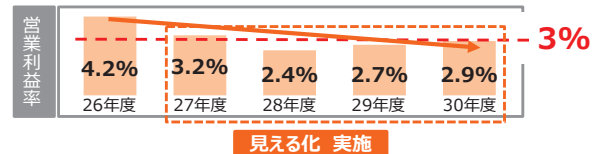
▼外部制作会社との協力

- ・関連団体プロデューサーの統括による外部プロダクションが制作→公共放送の品質管理とノウハウの提供
- ・関連団体も外部の演出力を吸収

▼効率性と透明性の向上

- ・見積に対する事前の査定に加えて、子会社の決算後に収支実績をNHKが確認する「見える化」を実施。
⇒随意契約を含めたNHK取引の営業利益率 **3%程度**に委託額のさらなる適正化を行うPDCAサイクル

【子会社からみたNHK取引における営業利益率の推移】



グループ経営改革の主要課題③

3 利益剰余金の適切な管理と還元

放送法改正を踏まえた対応

- 利益剰余金の適切な管理について「内部統制関係議決」に記載
⇒NHKとNHK子会社との間の取引については受信料が財源になっており、**子会社の利益剰余金については、NHKが株主としての権利を行使して配当の形で還元させ、NHKの経営資源として活用し、受信料を負担した視聴者のみなさまへ還元していく。**
- 配当方針を「関連団体運営基準」に明記し、公表

配当方針の内容

- ・各子会社の財務状況、事業計画、株主構成などを勘案したうえで、実施、規模等を決定すること
- ・配当の原則
- ・特例的な配当の実施
- ・理事会、監査委員会および経営委員会への報告

配当可能原資の管理

- 「配当可能原資*」を計画的に還元

168億円 → 101億円 4年で3分の2程度に圧縮
(2015年度) (2019年度)

* 配当可能原資 = 利益剰余金から事業継続に必要な内部留保を除いたもの

固定資産や運転資金、目的積立金（社屋の老朽化対策や基幹システム開発といった将来的に必要となる投資等）などを除外

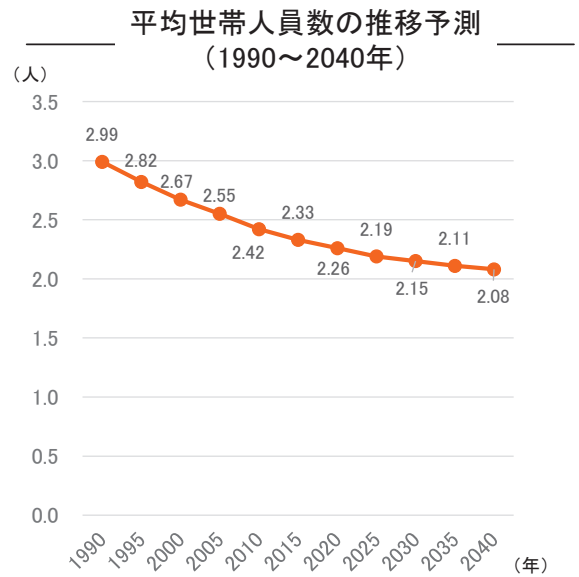
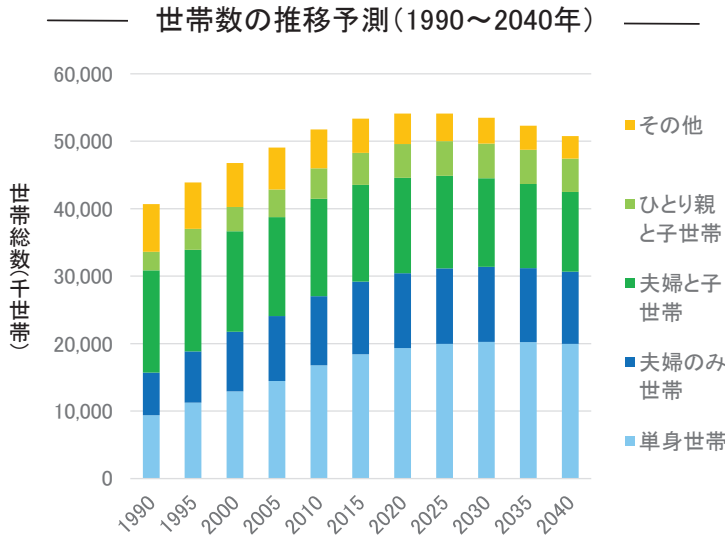
次期中期経営計画の策定に向けた対応について

- 次期中期経営計画については、今年1月に施行された改正放送法において、経営委員会による意見募集を実施することが新たに義務付けられたところ
- このため、広く一般の意見をうかがうための案を今年の夏ごろには取りまとめて、内容を公開して意見募集にかけることが必要と考えており、検討作業を急いでいる
- 意見募集を実施する際には、新型コロナウイルス感染症の影響を見つつ、その時点での収支の考え方をお示ししたい

(参考)

今後の経営環境：世帯数の減少

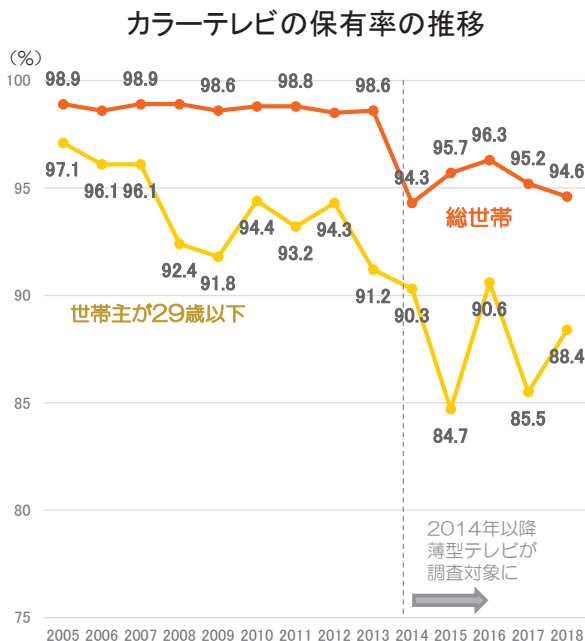
- 総世帯数は、2023年をピークに減少に転じる
- 一方で、単身世帯数は増加を続けた後、2032年以降に減少に転じると予測
- 平均世帯人員数も、減少が予測されている



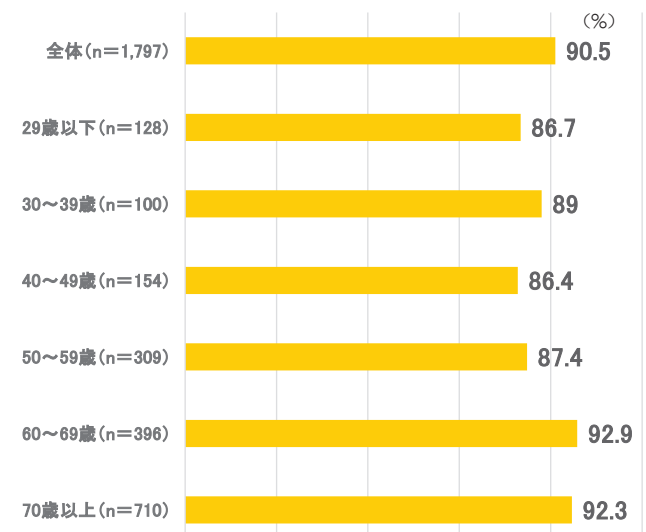
(注) 2018年時点の調査のため、2020年以降は予測値
出所:国立社会保障・人口問題研究所の推計値

今後の経営環境：テレビ保有率の低下

- 若年層を中心に、テレビ保有率は低下傾向。世帯主が29歳以下の場合には88.4%に
- 特に単身世帯については、59歳以下の保有率が9割を切っている



年代別 単身世帯の保有率(2018年3月)



出所：内閣府「消費動向調査」

公共メディアとしての役割

■ 「常時同時配信・見逃し番組配信の実施にあたって」（2020年1月15日公表・一部抜粋）

- NHKは、放送と通信の融合が進み、メディアや視聴者の環境が大きく変化する中であっても、公共放送・公共メディアとしての役割を果たし続けていくためには、常時同時配信と見逃し番組配信のサービスを実施することが不可欠と考え、その実施を求めてきました。新たなサービスの開始は、NHKが、これからも信頼される「情報の社会的基盤」としての役割を視聴者のみなさまの身近なところで果たし続けていくための、大切な一歩だと考えています。
- なぜいま、NHKが「常時同時配信」を行うのか。それは、放送を太い幹としつつ、インターネットも適切に活用して、多様な伝送路で、視聴者・国民のみなさまに、公共性の高いコンテンツや情報を「いつでも、どこでも」受け取っていただける環境を整え、視聴できる機会を増やすことが、NHKの存在意義にも関わる重要な使命だと考えているからです。（中略）なぜ「見逃し番組配信」のサービスを実施するのか。それは、NHKの豊富なコンテンツを、スマートフォンやタブレットなどを使って、視聴者のみなさまがそれぞれの場所や環境、スタイルで楽しみ、日々の暮らしに役立てていただくという、新たな価値を提供したいと考えているからです。

文書全文：<https://www.nhk.or.jp/net-info/data/document/information/200115-02-minogashi-jisshi.pdf>

NHKに求められる役割をどう効率的に果たすか

■ いただいた受信料からどれだけの価値を生み出せるかを、現経営計画では測定

- 売上・利益をもたない非営利組織の公共放送では、効率性・生産性の証明が難しいことから、NHK総体として、受信料に見合う価値を提供できているのかという視点でVFM（Value for Money）を測定し、公表している
- 現3か年経営計画においても、「NHKが生み出した価値を測るVFMは1以上を確保する」という目標を設定
- 調査開始以来、VFMは毎回、1以上を確保している

最近のVFMの推移

2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末
1.82	1.85	1.80	1.80	1.81

VFMの算出方法

$$\text{VFM} = \frac{\text{NHKが生み出した価値額（視聴者の支払意思額の合計※）}}{\text{NHKの事業支出額（決算）}}$$

※視聴者の支払意思額の合計＝
地上放送および衛星放送に対する支払意思額 × 契約数の合算

受信料の在り方の見直しの考え方

■「総務省の基本的考え方」に関する日本放送協会の検討結果について（2019.12.8）

- 受信料の値下げを確実かつ適切に実施し（負担軽減策とあわせて422億円規模、2018年度の受信料収入の6%相当を還元）、支出の見直しを図ることにより、財政安定のための繰越金を適正な水準（欧州連合では公共放送の財源として支出の10%程度とするガイドラインを定めているが、日本の場合はこれに地震等の災害リスクが高いことを追加要素として勘案し設定することが必要）に管理していく。
- 世帯数の減少局面を迎える中、公平負担の徹底を図る一方で、事業規模の適正水準での管理を進め、中長期の事業計画や収支見通しをふまえながら、適正な受信料の在り方を引き続き検討する。

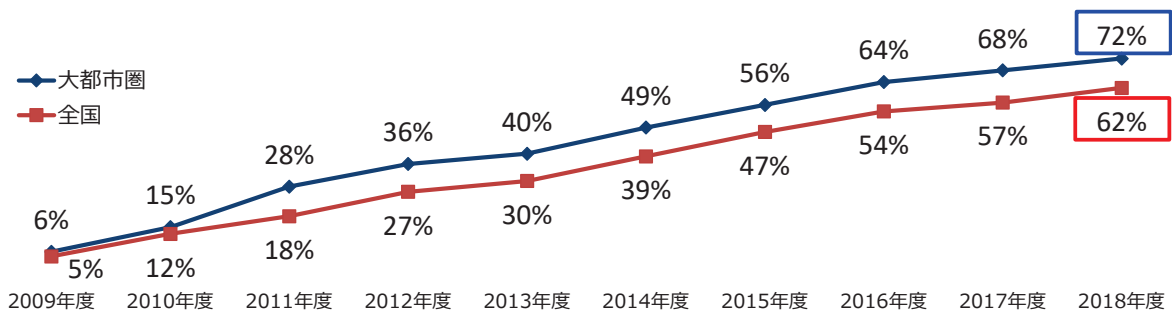
『「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」に関する日本放送協会の検討結果について』 <https://www.nhk.or.jp/net-info/data/document/standards/191209-01-kentoukekka.pdf>

法人委託の拡大による効率的・効果的な訪問活動の推進

法人委託のメリット

- 民間事業者の提案・ノウハウ等を活用した効率的・効果的な契約・収納活動が期待できる
- 公開競争入札等により経費の削減が期待できる

法人委託による世帯カバー率の推移



訪問によらない活動の推進①

郵便転居届とのワンライティング化

- 郵便転居届とワンライティングで、NHK住所変更届を記入できる用紙を全国の郵便局に設置

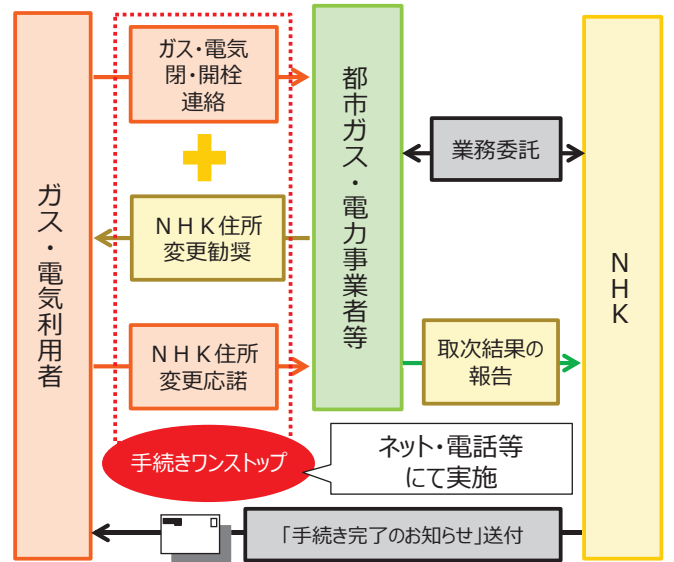
ワンライティング住所変更届



※郵便転居届届出時に、住所変更手続きの案内を希望された方には、日本郵便株式会社より住所変更依頼通知の送付も実施している

ガス・電力事業者等による住所変更取次

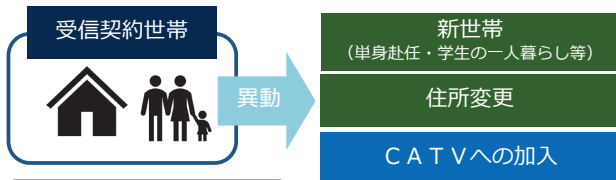
- ガスや電気の使用開始と終了の連絡時に、ガス・電力事業者等による住所変更勧奨を実施 ※現在9事業者等と連携



訪問によらない活動の推進②

不動産会社・CATV事業者との連携

- 世帯の移動やCATV加入の機会に合わせ、視聴者が簡便に受信契約に関する手続きを行えるよう、各種事業者に業務を委託し、手続き窓口を拡大



業務委託先事業者

不動産会社 (賃貸・分譲)	賃貸の仲介や分譲手続きにあわせた 受信契約・住所変更取次業務	約350社
引越し会社	引っ越しにあわせた受信契約・住所変更 取次業務	9社
CATV 事業者	ケーブルテレビ加入者からの受信契約 取次・受信料収納とりまとめ業務	約350施設

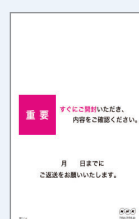
専用投函資材による契約勧奨

- 面接が困難な世帯等からのお手続き向上に向けて、受信契約が確認できず、入居者名等が不明な住居等への専用投函資材を活用したポスティングによる契約勧奨を実施

受信契約が確認できない住居等へのポスティング



専用資材例



投函専用封筒



受信契約に関する
ご説明リーフレット



受信契約・
住所変更届

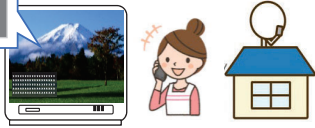
訪問によらない活動の推進③

CASメッセージを活用した衛星契約勧奨

- 衛星放送の画面に表示し、受信機設置の連絡を促すCASメッセージの消去受付時（電話）において、衛星契約を勧奨・取次

消去連絡時の契約取次イメージ

NHKではBS設置の場合、衛星契約をお願いをしています。衛星契約がお済でない方はお断りをお願いします。リモコンの赤外線センサーが正常に動作していることを表示します。0120-555797



メッセージ消去連絡



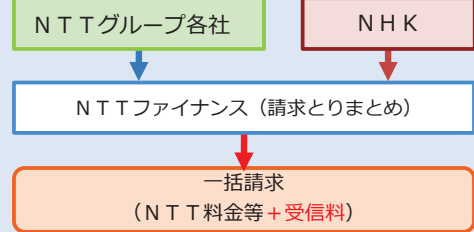
※電話以外で設置確認メッセージ消去連絡があり、一定期間経過後も衛星契約でない場合は、衛星契約の締結を促す「契約案内メッセージ」を衛星放送の画面に表示

多様な支払窓口の拡大

- 受信料のお支払いに関するお客様の利便性向上と、収納率の向上に向けて、多様な支払窓口を拡大

NTTによる受信料一括請求

NTTグループ各社の電話料金等と一括して受信料を請求



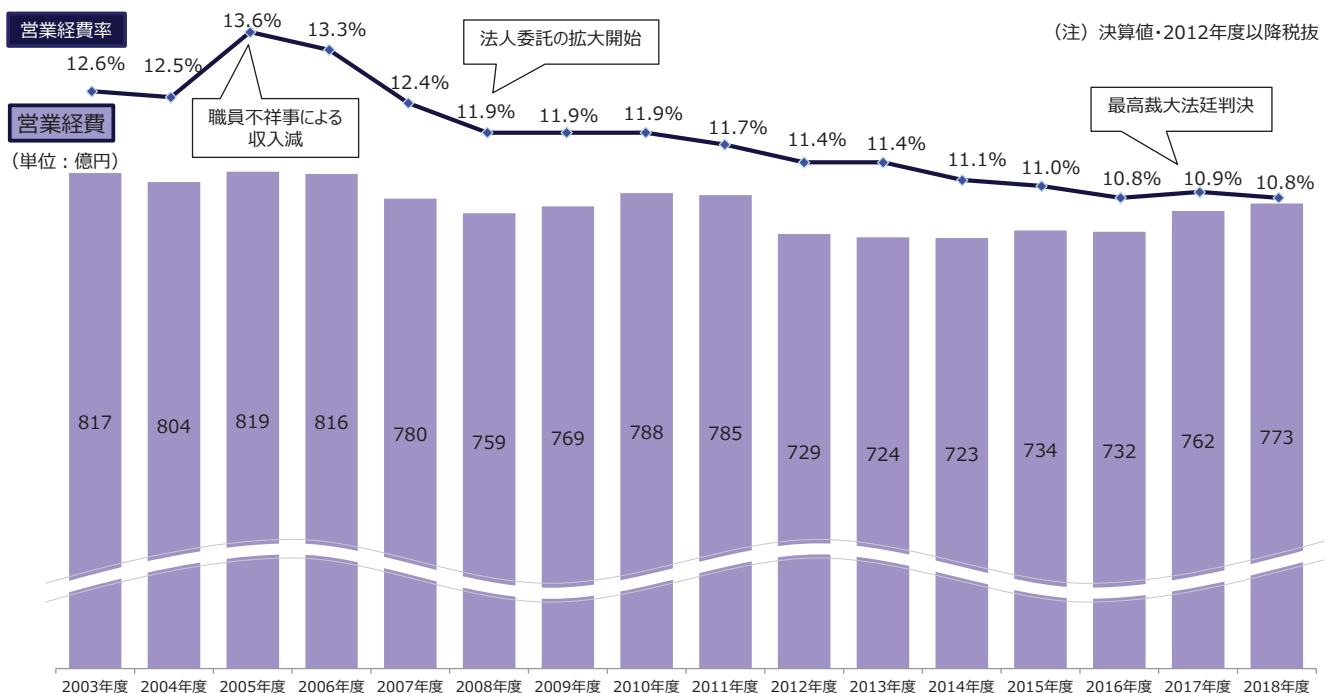
モバイル決済サービスによる支払い

24時間どこでもスマホ等でお支払いが可能となるモバイル決済サービスと連携 ※現在5事業者と連携

連携しているモバイル決済サービス



契約・収納活動経費（営業経費）の推移



NHK ヒアリング項目

1-1 業務全般

最近 10 年間に於ける事業支出の増加の内訳について、説明をお願いしたい。

(決算の推移)

区 分												(億円)
	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2008-2018 増減
事業収入	6,644	6,699	6,839	6,667	6,603	6,615	6,871	6,868	7,073	7,202	7,332	687
受信料	6,386	6,442	6,598	6,401	6,387	6,345	6,493	6,625	6,769	6,913	7,122	735
その他の収入	258	256	241	266	216	269	377	243	304	289	209	△48
事業支出	6,368	6,575	6,801	6,443	6,408	6,432	6,475	6,580	6,793	6,972	7,060	691
国内放送費	2,726	2,746	2,749	2,702	2,774	2,868	2,938	2,992	3,147	3,285	3,428	702
国際放送費	106	119	127	129	144	162	175	227	234	242	251	144
契約収納費	593	602	627	599	575	574	577	592	589	622	644	51
受信対策費	16	77	172	207	107	46	32	14	9	8	9	△7
広報費	34	37	45	48	48	49	50	50	53	56	59	24
調査研究費	99	86	77	74	79	85	94	99	95	94	83	△15
給与	1,244	1,223	1,236	1,230	1,220	1,184	1,159	1,134	1,109	1,103	1,115	△128
退職手当・厚生費	540	608	565	587	635	632	609	621	645	653	487	△52
共通管理費	122	119	121	116	121	122	130	131	131	143	151	29
減価償却費	697	749	689	704	670	675	677	692	748	742	807	109
財務費	155	160	167	1	0.4	0.8	2	0.0	1	0.0	0.2	△155
特別支出	31	42	220	41	29	28	27	23	26	20	21	△10
予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(項別の主な増加理由)

・国内放送費：

多様で質の高い番組・コンテンツ、

安全・安心に向けた報道機能等の充実・強化

4 K・8 Kの制作力強化と普及促進

字幕放送や解説放送等の人にやさしい放送サービスの拡充

放送の維持継続・情報漏洩防止のためのサイバーセキュリティ強化

緊急報道対応設備の整備・保守などのシステム経費の増 等

・国際放送費：

国際発信力の強化に向けた特集番組・独自番組の強化

インターネット視聴の利便性の向上

番組の多言語化 等

- ・契約収納費：
 - 受信契約の取次増加等による委託手数料の増
 - 受信契約件数の増加による収納にかかる手数料の増 等
- ・広報費：
 - 迅速で的確な意向集約や視聴者満足度の向上のための
 - コールセンターやシステムの整備、更新 等
- ・共通管理費：
 - 働き方改革に向けた施策やシステム整備 等
- ・減価償却費：
 - 4 K・8 Kの推進に向けた設備・機器の継続的な整備による増 等

地上波、衛星、ラジオ、インターネットなど様々なメディアで放送番組を提供するに当たり、各メディアに対する近年の国民・視聴者のニーズをどのように捉えているのか。

放送文化研究所が毎年行っている調査によると、1週間のうち5分以上NHKのテレビやラジオの番組に接触した人の割合は、ここ5年で漸減する傾向にある。テレビの波別では、2019年度第4四半期の最新のデータ（リアルタイムリーチ）は、総合テレビが65.1%、Eテレが30.2%、BS1が12.6%、BSプレミアムが17.2%となっている。一方でインターネットサービスについては、放送局や番組のHPに接触した人の割合が増加する傾向が見られる。（出典：2019年度第4四半期業務報告、2019年6月全国放送サービス接触動向調査）

また、情報を得るために欠かせないものは、「テレビ」と答えたのは60歳代では55%、70歳代では69%と最も多いが、10代から50代ではいずれも「スマートフォン」が過半数を越えて最も多くなるなど、メディアに対する国民のニーズも変化しているものと承知している。（出典：放送文化研究所「メディア利用動向調査」2019年11月実施）

4月に本格サービスを開始したNHKプラスの利用登録の申請数はおよそ61万件、ID登録完了に至ったのはおよそ46万件となっており、堅調に利用者が増加している。昨年の調査では、放送局の同時配信に利用意向のある人が約4割と潜在的なニーズは高いと認識している。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、ニュース・情報番組もよく見られているが、NHKのホームページやニュース防災アプリなどの利用も増えてきている。

ラジオについては、一昨年の北海道胆振東部地震で起きた全道停電の際に、情報取得手段として最も利用されたという調査結果もあるなど、災害時の情報伝達手段としても根強いニーズがあることも分かっている。（出典：編成センター「北海道胆振東部地震メディア利用動向インターネット調査」2018年10月実施）

メディア環境の変化によって視聴者のニーズも変化している。テレビを大きな幹としつつも、災害時に頼られるラジオや、いつでもどこでも情報を得られるという特性を生かしたインターネットサービスも積極的に提供し、公共メディアとして正確で迅速な情報や、豊かな文化に貢献する番組をお届けしていきたい。

中期経営計画において、地上波、衛星、ラジオ、インターネットなどの今後事業規模の見通しを示した上で、それに応じた受信料の水準等を明らかとする方向で検討を行っているか。

NHKは、放送法で求められる豊かで良い放送番組を提供するという目的を果たすため、視聴者の多様なニーズに応えることができるよう、おおむね3年毎に策定している中期経営計画において、計画期間中に取り組む主な事業内容を示した上で、収支の見通しを明らかにしており、この経営計画に則って、重点事項などへの財源の配分などの事業運営を行っているところである。

ここ数年は、▼国の「4K・8K推進のためのロードマップ」を踏まえた4K・8K放送の実施に合わせた投資、▼インターネット活用業務の強化、▼国際放送の強化、▼東京オリンピック・パラリンピックに向けた対応、▼サイバーセキュリティの強化、▼命と暮らしを守るため、いかなる事態においても放送を継続するための放送機能強化等、社会的な要請も踏まえた重点業務への対応のため、国内放送費・国際放送費を中心に事業支出が増加したが、一方で、毎年度、既存業務の見直しなどを行い、業務全般にわたる100億円規模の経費の削減を実施している。

今後、世帯数の減少やテレビ保有率の低下が進み、NHKを取り巻く経営環境は厳しさを増す状況になるものと認識しており、公平負担の徹底に努めても、受信料収入は7,000億円を超えたところから減収に転じると予測しており、これまでのような受信料収入の増加が今後も続くとは想定していない。

そうした厳しい状況を見据えて、限りある経営資源を最大限に活かし、公共メディアとしての務めをしっかりと果たしていくことを基本として、将来にわたって持続可能な業務体制を構築していくことが必要だと考えている。

2021年度を初年度とする、次期中期経営計画の策定にあたっては、この点は重要なポイントの一つになると考えており、既存業務の徹底した見直しを進め、事業規模の見直しを加速させながら、重点投資が必要なものについてはきちんと投資するなど、メリハリのある経営を行うことが必要だと認識している。

計画の策定にあたっては、計画期間中に取り組む事業内容と事業規模をお示しして、収支の見通しを策定してまいりたいと考えている。

予算案の作成について、そのプロセス（事業ごとの見積もりを算出したものに対して査定を行うのか、事業ごとなどに一定の支出に収まるよう作成するか等）を教えてください。また、その際、事業の効率化・合理化が働くような取組をされているのであれば教えてください。

各年度予算・事業計画案の作成にあたっては、まず、3か年経営計画をふまえた予算・事業計画の策定方針・考え方について役員による検討を行い、それに基づいて本部各部局や地域放送局へ作成を指示する。本部各部局や地域放送局は、指示に加え前年度決算の点検、当年度の進捗・計理状況などをふまえ、事業規模・支出の適正化に向けた検討を行い、各局における予算・事業計画案を作成する。その際、新たな施策のための原資は、既存業務の廃止やコスト削減で生み出すことを原則とし、削減の具体策を提示した上で、それを反映した予算案を作成する。

経理局は、本部部局や全国の地域放送局からの予算・事業計画案の提案を受け、事業ごとに内容を精査し、さらなる支出圧縮も図りながら、NHK全体の案を作成する。さらに、NHK全体の事業規模をふまえ、役員による検討を行い、例えば、インターネットサービス経費2.5%の枠内での調整や、契約収納費の抑制も図るなど、事業ごとに支出を抑制する。

こうしたプロセスの後、経営委員会での複数回にわたる審議を経て、NHK予算・事業計画を議決し、総務大臣へ提出する。

なお、業務改革を推進する会長直属の特命プロジェクトを今月発足させた。

NHKにおいて長年積み重なってきた課題等を洗い出し、事業の効率化や支出の削減につながる施策を示して、必要なものは次期経営計画、予算・事業計画に反映させることにしている。

NHK経営計画2018-2020においては、経営14指標を定め、公共放送として果たすべき役割を把握、評価しているが、指標設定の考え方と、これまで指標を踏まえてどのような取組を行ったのかを教えてください。また、今後の指標設定とその活用についての方向性があれば教えてください。

2004年の不祥事を受け、NHKは、視聴者のみなさまの意向をよりの確に事業運営に反映するため、2005年度から、外部の専門家が客観的にNHKを評価し、その報告結果に基づいて事業運営を改善する仕組みを取り入れ、2011年度まで運用した。

その成果を引き継ぐ形で、2012～2014年度の経営計画で、NHK自らが「公共放送としての役割を達成するため、NHK独自の評価・管理方法を確立」することを掲げ、その際、放送法に定められた公共放送に求められる要件を、「公平・公正」「正確・迅速な情報提供」など、14の指標に分解した。現在の3か年経営計画では、計画に掲げた“6つの「公共的価値」の実現の追求”も踏まえて必要な修正を施したうえで、引き続き14の経営指標を用いている。具体的には、年2回、世論調査を実施し、視聴者のみなさまからの期待度と、視聴者のみなさまから見たNHKにおける実現度を把握し、期待度の実現度を近づけることを目指している。

現在、2021年度から始まる次期中期経営計画の策定に着手しているが、計画のキーコンセプトとして「NHKらしさの追求」を考えており、指標設定においても、「NHKらしさ」を軸として、経営の取り組みを検証する手法等について、検討を進めたいと考えている。

(参考)

経営14指標

- ① 公平・公正
- ② 正確・迅速な情報提供
- ③ 多角的論点の提示
- ④ 記録・伝承
- ⑤ 文化の創造・発展
- ⑥ 多様性をふまえた編成
- ⑦ 新規性・創造性
- ⑧ 世界への情報発信
- ⑨ 地域社会への貢献
- ⑩ 教育・福祉・人にやさしい放送
- ⑪ インターネットの活用
- ⑫ 放送技術の発展
- ⑬ 受信料制度の理解促進
- ⑭ 受信料の公平負担

1-2 国内放送業務

(1) 国内放送業務の見直し

最近 10 年間に於いて、受信料収入の増加率に対し、国内放送費の増加率が高くなっているところ、この原因は何か。

国内放送費については、「情報の社会的基盤」の役割を果たし、視聴者の期待に応えるため、多様で質の高い番組・コンテンツ、安全・安心に向けた報道機能等の充実・強化を継続的に図ってきた。さらに、東京オリンピック・パラリンピック放送・サービスの実施に向けた準備に取り組み、国の「4K・8K推進のためのロードマップ」をふまえ、2020年に最高水準の放送・サービスを実現することをめざし、4K・8Kの制作力強化と普及促進にも努めているほか、字幕放送や解説放送等の人にやさしい放送サービスを拡充してきた。あわせて、東京オリンピック・パラリンピックをはじめとする放送の維持継続・情報漏洩防止のため、サイバーセキュリティ強化に取り組んでいることで、国内放送費（番組）が増となっている。

また、国内放送費（技術）においても、4K・8K制作関連経費や、緊急報道対応設備の整備・保守などのシステム経費が増加している。

(参考)

区分	2008 年度決算	2018 年度決算
国内放送費	2,726 億円	3,428 億円
(番組)	2,161 億円	2,750 億円
(技術)	564 億円	678 億円

なお、受信料収入については、公平負担の徹底に向け、法人委託の拡大など営業改革を推進し、支払率向上に全局体制で取り組んだことや、2017年12月の最高裁判決を受けて自主的に契約を申し出る方が増えたことなどにより、契約総数、衛星契約ともに増加したことが受信料収入の増収につながった。

(参考) 受信契約件数 (年度末件数)

区分	2008 年度決算	2018 年度決算	増減
契約総数	3,662 万件	4,169 万件	+507 万件
衛星契約	1,387 万件	2,162 万件	+776 万件

現在4波ある衛星波を3波に整理・削減することとしているが、衛星放送に対する国民・視聴者のニーズをどのように捉えているのか。

衛星波については1989年に本放送開始、2000年にデジタル化を経て、2KではBS1とBSプレミアムの2波のサービスを提供。また、2018年12月からはBS4K、BS8K本放送を開始し、高精細・高音質の番組によって、新たなテレビの魅力を提供している。

BS1は“ライブ感あふれる情報チャンネル”として、「報道」「スポーツ」「ドキュメンタリー」「国際」「地域」の各分野を充実させた編成を行っている。視聴者からは、「プロ野球やJリーグなど日本のスポーツの充実した中継」、「地上波では取り上げない情報」、「世界の動きを伝えるニュースや番組」など、地上波とは異なる番組への期待があり、それに応えて編成をしている。

BSプレミアムは、個性と見応えを追求した多彩な知的エンターテインメント番組を編成している。視聴者からは「迫力ある美しい映像で感動できる」、「落ち着いて見られる」、「地上波では取り上げない情報を得ることができる」などの番組に期待をいただいている。

また、BSプレミアムは、外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用している。外部制作者の企画・制作による番組は、外部で賞を受けるなど高く評価されたものもある。

2KのBS2波については、番組改定の参考として実施している調査で、いずれも70%以上の満足度と高い評価をいただいております。地上波にない情報や番組を届けるチャンネルとして、視聴者の一定のニーズにお応えしていると認識している。

BS4K・BS8Kについては、国の「4K・8K推進のためのロードマップ(2015)」を踏まえ、放送サービス高度化推進協会(A-PAB)や電子情報技術産業協会(JEITA)、ケーブルテレビ事業者等と連携して、認知度向上・普及推進に取り組んでいる。

BS4Kは機動力と高画質の魅力を生かした幅広いジャンルの番組を提供し、高精細映像チャンネルの先導的役割を果たしたいと考えている。今年3月末のA-PABの集計では新4K8K衛星放送の視聴可能機器台数は、400万台（394万台）に迫っており、今年3月だけの普及台数を見ても、前年同月比で約2倍となっている。

BS8Kは全く新しい視聴体験に挑戦する世界最先端メディアとして、未知なる映像文化を切り開くコンテンツを提供している。8K放送をご覧いただくためには、8K受信機の普及とともに、左旋の電波に対応した受信環境の整備やケーブル事業者等の設備の対応が重要である。左旋の普及に向けては、新たなロードマップの策定など国のリーダーシップを期待するとともに、NHKとしては、関係者と連携して、円滑な普及に取り組んでいきたい。

BS4KとBS8Kについては、引き続き、高精細チャンネルの普及促進に向けて質の高いコンテンツをお届けしていく。

なお、災害時の衛星放送の役割として、首都直下地震などで東京の放送センターが万一機能停止した場合に、大阪放送局から放送衛星を経由してニュース等の全国放送を実施するバックアップ機能も担っている。

NHK 回答においては、現在 4 波ある衛星波を 3 波に整理・削減すること及び 2020 年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定することなどを表明しているが、現時点での検討状況や見直しの方向性はどのようになっているか。

「放送を巡る諸課題に関する検討会」（昨年 12/13）において示したとおり、4 K・8 K 放送の普及状況や視聴者・国民の意向等を十分に把握した上で、衛星波の整理・削減に向けた案を策定したいと考えており、現在、視聴者・国民の意向を把握するための調査実施に向けて具体的な準備を進めている。

この調査の結果、および、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催延期や新型コロナウイルスの感染拡大等が 4 K・8 K 放送の普及にどのように影響するのかを踏まえて、案の策定作業を進めることにしている。

<参考>

「4 K・8 K 放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方について」（2019 年 12 月 13 日）で示した整理・削減の考え方

- 4 K・8 K 放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、2 K 放送のみご覧いただいている視聴者が多いことを踏まえて、視聴者保護の観点を堅持した上で、現在の 4 波を「2 K・4 K・8 K」の 3 波に整理・削減する。
国の「4 K・8 K 推進のためのロードマップ」を踏まえて、オールジャパンで取り組む中で、公共放送として先導的な役割を果たしていきたい。
- 整理・削減にあたっては、視聴者が 4 K 放送をご覧いただける視聴環境が整うことや、外部を含めたコンテンツの制作体制が 2 K から 4 K に円滑に移行することが前提と考えている。
今後、オリンピック・パラリンピック東京大会に際しての 4 K・8 K 放送の普及状況や整理・削減に対する視聴者・国民の意向等を十分に把握した上で、2020 年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定する。
- また、整理・削減を見据えて、来年度から 4 K・2 K の“一体制作”を加速させること等により、事業支出の削減を着実に進めつつ、4 K 放送の普及推進と外部の制作体制の 4 K 化を促すことにより、整理・削減の実施に向けて、みずから積極的に環境を整えていきたい。

(2) 字幕・手話放送等の充実

字幕放送、解説放送及び手話放送に対する国民・視聴者のニーズをどのように捉えているのか。

NHKは、障害のある人も積極的に参加・貢献できる「共生社会」への理解を深めるとともに、人種・国籍・性別などの違いを超えて多様な価値観を認め合う社会をめざした放送・サービスを充実していくことを公共放送の使命ととらえ、現3か年経営計画の重点施策にも掲げている。

その一環として、幼児、子どもからお年寄り、目や耳に障害のある方など、すべての視聴者が、見やすく、聞きやすく、分かりやすく、安心して視聴できる「人にやさしい」放送・サービスの充実に努めてきた。

3月に公表した「新型コロナウイルスとともに克服しよう」～公共メディアNHKの行動指針～でも、住んでいる場所や年齢、障害の有無による情報の格差を防ぐ旨を掲げて取り組んでいる。

障害者団体の皆さまと定期的に意見交換会を実施するなどして、課題等を伺う機会を設けている。こうした機会にいただいたご要望やご意見などを踏まえて、国会中継での所信表明演説・代表質問等への字幕の付与や、字幕の位置や色の改善、分かりやすい解説放送など質的な向上にも取り組んできている。

ほかにも、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、松山の地域拠点局では2016年までに生放送に字幕を付与する設備と要員を配置しており、各局の夕方ニュース番組や夜8時45分のニュースで字幕を付与している。また、NHKプラスでも、放送で字幕・解説を付与している番組は原則、字幕・解説を付与して配信を行っている。

2018年度（平成30年度）からの新しい行政の指針に則り、字幕放送・解説放送・手話放送のさらなる拡充を、ICT（情報通信技術）も活用して進めていく。

平成 30 年度に「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」において示された字幕放送、解説放送及び手話放送の目標について、現時点での取組状況(平成 30 年時点からのアップデート)及び今後の見通しはどのようなになっているか。

NHKでは、2018年2月に策定された「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を目印に、字幕放送・手話放送・解説放送の拡充に取り組んでいる。

具体的には、字幕放送に関しては、2020年度(令和2年度)、総合テレビにおいて、普及目標の対象となる午前6時30分から24時30分間の番組では、98%程度の番組に字幕を付与する計画である。

手話放送についても、2020年度(令和2年度)地上波において、1週あたり4時間程度の放送を計画している。

副音声で情景描写などをコメントする「解説放送」は、2020年度(令和2年度)は106番組(随時番組含む)で実施する計画である。

技術開発では、高齢者や障害のある人など、だれもが快適にご覧いただけるための「人にやさしい放送・サービス」を、ICT(情報通信技術)も活用して構築することを掲げ、研究開発をしている。気象情報の手話CG(コンピューター画像)の研究や、自動音声認識字幕付与装置の実験を一部の地域放送局で行うなど取り組みを進めている。インターネット活用業務の費用上限などを考慮しながら、開発や実用化を進めていく。

今後もどのような課題があるか、公共放送として何が可能なのか、引き続き検討を重ね、すべての視聴者が、見やすく、聞きやすく、分かりやすく、安心して視聴できる「人にやさしい」放送・サービスの充実に努めていきたい。

災害時等においては、障害者や在留外国人などへの情報伝達や地域ごとの状況に応じた情報伝達も課題となるが、こうしたニーズをどのように評価し、どのように取り組んでいるか。

NHKは、緊急災害時における障害のある方への情報提供は非常に重要な課題と受け止めている。

2017年度（平成29年度）に、ニュースの字幕付与の体制を見直し、特設ニュース等の緊急対応に、より充実した体制で対応できるようになった。午前7時から深夜0時まで、緊急対応時に、すぐに字幕放送を出せる体制を整えている。

要員が少ない深夜・早朝に災害等が発生した場合、災害発生後すぐに字幕を付与できないこともあるが、そのような場合には、字幕放送が始まる前に、必要な情報について文字スーパーを多用したり、L字放送で表示したりして、確実に必要な情報が届くようにしている。また、台風が接近するなど事前に予測ができる場合は深夜、早朝も字幕放送ができる体制で構えている。

また、地域拠点局にも、字幕を付与する設備を整えており、災害などの緊急時にも、拠点局からブロック単位で放送するニュースに生字幕を付与している。

地域拠点局以外の県域放送で放送する際にも、文字スーパーやL字放送で、必要な情報が確実に届くようにしている。

手話放送では、多重放送でお送りできないため画面のオン・オフができないという制約がある中で、一般の番組に手話表現を付与するよりも、Eテレの「手話ニュース」など、定時放送の手話番組の拡充を進めている。

なお、記者会見については、官邸での会見で手話通訳が付く場合、生放送では同時に画面に映し、お届けしている。新型コロナウイルス関連の都道府県知事等の会見についても、原則として、生放送や、インターネットでのライブストリームにおいて、同様の方針で臨んでいる。

視覚に障害ある方への情報伝達については、人命に関わるニュース速報等が出た場合、生放送中は番組の編集責任者等の判断で、速報の読み上げを行っている。収録番組の放送中に人命に関わる災害等が起きた場合、番組を中断して特設ニュースで伝えている。また、「緊急地震速報」が出た時は、チャイム音とともに

に「緊急地震速報です」と音声で知らせることとなっている。

NHKでは「NHKニュース防災」アプリというスマートフォン等携帯端末用のアプリを公開している。このアプリは速報をプッシュ通知でお知らせする機能を持ち、携帯端末の読み上げ機能を通じて、速報の文章を読み上げた音声でお伝えすることが出来る。

また、NHKプラスでも、放送で字幕・解説を付与している番組は原則、字幕・解説を付与して配信を行っている。

在留外国人への情報伝達については、1978年度から、総合テレビでは午後7時のニュースで副音声を用いて英語で伝えており、現在は「ニュースウォッチ9」でも実施している。

外国人向けテレビ国際放送「NHKワールド JAPAN」を、国内の一部のケーブルテレビ局等に番組提供しているほか、ウェブサイトや携帯端末向けアプリを通じて、国内でもライブストリーミングで視聴できるようにしている。ライブストリーミングには自動翻訳機能を利用して6言語7種類（中国語は二つの字体）の字幕を付与している。一部のニュース・番組は、無料のオンデマンドで提供している。

また、台風などの災害時には、地上波のL字画面で「NHKワールド JAPAN」の英語ニュースサイトに遷移するQRコードを紹介して、周知を図っている。

17の言語で放送するラジオ国際放送「NHKワールド JAPAN」も、ウェブサイトや携帯端末向けアプリで、ライブストリーミングとオンデマンドで提供している。

また、携帯端末向けアプリで国内の地震や津波に関する災害情報を英語と中国語で発信するなど、外国人に向けた情報発信を適切に実施していくための取り組みを進めている。

1-3 国際放送業務

国際放送業務の認知率の現状及び認知率向上のための PDCA サイクルの取組の現状について教えていただきたい。

NHKの国際放送は、グローバル化が急速に進展する中で、日本に対する理解を促進していくことを目指している。そのために、日本の視点を生かしたニュース・番組を発信し、認知度を向上させ、視聴を促進することに取り組んでいる。

こうした国際放送の取り組み状況を多角的に把握・評価するため、インターネット調査の形で「国際戦略調査」を行っている。

この調査では、経営計画の目的に沿って「国際放送に接してもらうことで日本についてどの程度、理解していただけたか」という理解度を中心に、認知度、リーチ（接触の状況）なども測定している。重点地域と位置づけた北米（ワシントンDC、ニューヨーク、ロサンゼルス）とアジア（タイ、インドネシア、シンガポール、ベトナム）、それにヨーロッパ（イギリス、フランス）において、半期ごとに年2回調査を行っている。

これまでの調査では、すべての国・地域において、「NHKワールド JAPAN」に接触した人（リーチ者）の方が、接触しなかった人（非リーチ者）よりも、日本についての理解度が高いという結果が出ている。認知率については、アジアで高い水準を維持しており、北米でも緩やかではあるが増加傾向にある。理解度や認知度にどのような番組が貢献しているかを分析するなど、調査結果を参考に、番組や編成の改善および効果的なプロモーションの取り組みを進め、発信力の強化につなげていく。

「NHKワールド JAPAN」について知ってもらい、視聴してもらうための具体的な取り組みとして、たとえば、各国のメディアがしのぎを削る北米では、同じ公共放送であるPBS（アメリカ公共放送サービス）と連携し、PBSのチャンネルで「NHKワールド JAPAN」の番組を放送している。また近年は、全世界で急速に普及しているソーシャルメディア（SNS）を活用した取り組みを強化しており、人気コンテンツの事前の告知をはじめ、NHKが制作した番組をショート動画に切り出して発信・拡散させたり、災害時には最新情報を発信するなど、NHKのコンテンツに広く接触してもらう機会を提供し、新規視聴者の獲得やリピーターの定着化を図っている。

(参考 2019 年度第 4 四半期業務報告より)

国際戦略調査の結果

重点地域の「NHKワールド JAPAN」の四半期リーチ有無別の日本についての理解度・認知・四半期リーチ (%)

黒色は今四半期結果、灰色は前期結果

分類		項目	ワシントン DC		ニューヨーク市		ロサンゼルス		タイ		インドネシア	
日本についての理解度	日本全般	リーチ者	79.2	81.9	86.3	76.3	81.5	83.0	90.5	85.9	92.6	88.9
		非リーチ者	49.2	46.5	44.0	45.4	48.9	52.8	60.8	60.4	67.6	65.9
	国民性	リーチ者	74.0	83.0	82.5	76.3	83.7	83.0	94.8	91.6	93.9	92.4
		非リーチ者	46.4	45.1	41.3	42.6	45.5	49.9	68.7	67.2	69.4	66.9
	政治面	リーチ者	64.9	73.4	76.3	71.2	68.5	71.0	88.5	87.1	88.6	80.9
		非リーチ者	31.0	30.0	31.8	29.6	33.3	32.7	56.4	54.7	54.5	49.3
	経済面	リーチ者	79.2	78.7	83.8	79.7	77.2	79.0	94.6	93.1	94.9	90.6
		非リーチ者	41.3	41.2	39.0	38.9	39.2	39.5	66.5	66.9	71.2	67.5
	文化面	リーチ者	88.3	86.2	82.5	83.1	84.8	87.0	94.8	93.1	95.8	92.9
		非リーチ者	53.7	54.2	49.5	50.0	52.3	57.4	71.2	71.6	72.4	69.8
量的評価	認知率		19.5	23.3	16.4	15.7	21.6	22.6	36.0	31.7	52.7	47.4
	四半期リーチ率		7.5	9.2	7.8	5.4	9.0	9.7	24.2	17.7	36.7	30.4

分類		項目	シンガポール		ベトナム		イギリス		フランス	
日本についての理解度	日本全般	リーチ者	87.1	87.4	90.7	92.2	77.6	83.3	81.9	87.5
		非リーチ者	66.0	68.0	66.5	71.9	36.4	33.6	33.3	30.8
	国民性	リーチ者	79.1	80.7	90.7	87.0	76.3	85.7	81.9	93.8
		非リーチ者	55.1	58.7	60.1	63.6	35.8	35.8	38.4	37.7
	政治面	リーチ者	62.1	64.4	89.4	86.1	65.8	61.9	79.2	83.3
		非リーチ者	33.5	37.7	50.9	57.2	20.4	19.5	29.4	28.3
	経済面	リーチ者	78.3	75.7	94.7	95.7	76.3	81.0	83.3	89.6
		非リーチ者	44.1	50.6	63.9	69.2	30.1	27.6	37.7	36.1
	文化面	リーチ者	86.5	86.6	93.4	89.6	80.3	89.3	88.9	89.6
		非リーチ者	64.8	66.7	64.7	70.7	41.9	40.6	44.3	44.9
量的評価	認知率		47.8	45.1	36.0	30.7	11.6	11.2	12.4	10.4
	四半期リーチ率		19.8	20.3	27.9	21.9	4.1	4.3	3.9	2.6

出所) 2020 年 1 月 10 日~2020 年 2 月 14 日実施のインターネット調査結果。

総務大臣意見における「国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化」について、これまでの取組状況及び今後の見通しはどのようになっているか。

NHKでは、テレビ、ラジオ、インターネットと幅広い回路を通じて「NHKワールド JAPAN」を充実させ、海外への情報発信を強化してきた。

放送では、全世界に日本やアジアについての多様な番組を届けている。テレビでは毎正時から30分、最新の日本やアジアの情報をニュースで、後半の30分は、日本の伝統文化や旅番組、和食から、産業、技術、エンターテインメントなど、さまざまなジャンルの番組を通じて日本の幅広い魅力を紹介している。2019年度は、G20大阪サミットにあわせて大阪の関連番組を編成して地域の魅力を発信したり、退位・即位に伴う関連行事を英語や中国語の同時通訳で伝えるなど、日本の情報を多角的に発信した。

インターネットを通じた情報発信にも力を入れている。17言語による放送と同時のライブストリーミングと、放送後のオンデマンドでの提供に加え、SNSを通じた番組情報やショート動画など積極的な情報発信を行っている。多言語化も進めており、英語のテレビ番組に英語以外の言語の字幕や吹き替え音声をも16言語で付与してオンデマンドで提供している。また、中国語のニュースや番組をインターネットで編成・配信する「NHK華語視界」、トルコ語のテキストニュースや番組のオンデマンド提供も開始した。

訪日・在留外国人向けのサービスも進めており、2019年度、テレビとラジオで日本語学習番組を拡充した。大規模災害時の安全・安心に資する情報発信の充実も進めており、2019年度は新たに、大型台風の接近の際に、「NHKワールド JAPAN」のウェブサイトにも台風に関する情報を集めた英語特設サイトを都度開設し、最新情報や関連情報を発信した。また、国内における視聴機会拡大の取り組みも進めている。2019年度は、G20などの機会も捉えながら「NHKワールド JAPAN」の導入をホテルへ働きかけ、導入ホテル数は3月末に400件となった（2019年2月時点で180件）。

こうした取り組みを積み重ね、「NHKワールド JAPAN」のホームページへの訪問者数も増えてきており、2017年度第4四半期の週次平均訪問者数は約75万人、2018年度同期は約128万人となっている。2019年度同期については、新型コロナウイルスに関する情報への多くのアクセスもあり、週次平均訪問者数は過去最高の約162万人となった。

2020年度については、テレビ国際放送のライブストリーミングに自動翻訳機能を活用した多言語字幕を付与するサービスを本格的に開始した（6言語7種類）。また、新型コロナウイルスについては、NHKの国内放送のコンテンツを迅速に英語化し、世界に向けて放送するとともに、英語特設サイトも開設し、最新のニュースや記者の解説記事、感染予防策の動画などを掲載し、発信を強化している。特設サイトに多くのアクセスが寄せられており、引き続き、どのような発信のあり方が効果的なのかを検討しながら、重点的に発信をしていく。

今後も、日本の視点を生かし、日本への理解を促すニュース・番組を充実するとともに、アジアの取材拠点も活用した国際報道を強化していくことで、日本についての多彩な情報発信に取り組んでいく。

1-4 インターネット活用業務

NHK 回答においては、インターネット活用業務について、地方向け放送番組の提供の計画や、費用の抑制的管理方法について具体化することなどを表明しているが、現時点での検討状況はどのようになっているか。

地方向け放送番組の提供については、2021 年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等について、次期中期経営計画の中で具体化させることにしており、策定に向け検討を進めている。

地方向け放送番組の提供の計画は、拠点放送局発の放送番組の同時配信・見逃し番組配信から着手することを前提としている。配信サービスのあり方、配信するシステムのあり方などの課題について、NHK プラスの利用のされ方や、新たな技術の進展等を踏まえ、合理的・効率的な方法で利用者の期待に応えられるよう検討を続けている。費用の抑制的管理方法についても検討を進めているが、拠点放送局発の放送番組の同時配信・見逃し番組配信を実施することはサービス拡大の規模が大きく、費用の上限も含め、現在の実施基準についてもあらためて検討が必要になると考えている。

地方向け放送番組の提供の計画を具体化するに当たり、費用の抑制的管理のための具体的な仕組みを通じ、費用を合理化する考えはあるか。

インターネット活用業務については、放送を補完するサービスとして、その費用を抑制的に管理し、効率的・効果的に実施することとしており、地方向け放送番組の提供についても、技術面及び費用面で合理的に可能な範囲で実施する。インターネット活用業務の費用の抑制的な管理方法については、次期中期経営計画で、IT 関連の経費抑制に精通した専門家など外部の知見などを参考に、具体的な仕組みについて示すことを目指しており、こうしたことも踏まえながら地方向け放送番組の提供の計画の検討を進めていく。

放送法上の努力義務となっている他の放送事業者との協力について、現状、TVer や Radiko で実施しているが、今後どのように進めていくのか。

放送で培ってきた二元体制を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携・協調を進めることは重要と考えており、現在、TVer や radiko を通じた NHK 番組の配信を実施して、連携・協調の取り組みを行っている。最近の具体的事例としては、新型コロナウイルス関連の「NHKスペシャル」や「クローズアップ現代+」を TVer 経由で配信することで、通常NHKに接する機会の少ない層にも情報を届けることができた。この取り組みは TVer 全体の価値向上に資することにもつながるのではないかと考えている。

また放送番組のインターネット配信については、権利処理や配信基盤など民間放送事業者と共通の課題があり、これまでさまざまな場を通じて意見交換等を行っている。「NHK プラス」についても、利用状況や課題について、可能な限りの情報共有を図っており、今後も進めていく。

一方で放送番組をインターネット上でどのように配信していくかについては、民間の放送事業者の中にも様々な考え方があると承知している。そのことも踏まえ、放送・通信の融合時代にこうした連携・協調をどのように発展させていくのか、検討していきたい。

NHK プラスについて、これまでの利用の状況及び利用者からの評価についてどのように捉えているか。また、インターネットに接続されるテレビやモニターでの利用ニーズや、受信設備を持っていない者の利用ニーズについて、どのように捉えているか。

4月末現在、NHKプラスの利用登録の申請数はおよそ61万件、ID登録完了に至ったのはおよそ46万件となっており、利用状況については堅調に推移していると受け止めている。

利用者からの評価については、ふれあいセンターに寄せられたご意見や、TwitterなどのSNS上の反響として、「出勤や帰宅の途中に最新のニュースに触れることができ便利だ」「見逃した番組、録画し忘れた番組を1週間配信してくれるのはありがたい」などといったご意見をいただくなど、一定の評価を得ているものと考えている。

一方で、「自分が住んでいる地域のニュースを配信してほしい」とか、「アニメや海外ドラマで配信していないものがあるのは残念」といった意見も寄せられている。

また、字幕・解説がついている番組は、NHKプラスでも原則として字幕・解説が利用できることについて、障害者の方から評価する声もいただいている。NHKプラスの利用状況、評価については、今後も調査等を通じて的確に捉えていきたい。

インターネットに接続されたテレビやモニター向けのサービスについては、民間事業者の動画配信がテレビ端末向けのサービスを拡充させているなど、一定のニーズがあることは承知している。また、テレビを持たない人に対し、公共性の高い情報やコンテンツを届けていくことは、信頼される「情報の社会的基盤」という公共的役割を果たしていくうえで重要な課題だと考えている。

一方で、これらのサービスを実施するにあたっては、通信にかかる費用の増大や、受信料の公平負担のあり方など、解決すべき課題があるものと承知している。

今後、費用、技術、制度等の課題をどのように解決するかを検討し、コンテンツのインターネット配信を通じてより一層、公共的な役割を果たしていけるよう取り組んでいく。

NHK プラスについて、提供対象、提供時間、提供する放送のチャンネルについて、現在どのような考え方にに基づき行っており、今後についてはどのように考えているのか。

総務省の「実施基準の認可に関するガイドライン」第4の3では、放送法 20 条 10 項 3 号の規定に関して、「テレビ等の受信設備を設置していない者であっても、受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等、受信料制度の趣旨との整合性がとれなくなるおそれがある。したがって、当該業務の種類、内容及び実施方法並びに提供条件が、受信料制度の趣旨との整合性を十分に踏まえたものとなっていることが必要である」とされている。こうした考え方を踏まえ、NHKプラスについては、受信料制度との整合を保つため、受信契約の有無を確認する認証の仕組みを取り入れた。

認証を経たサービスを提供する対象は、受信契約者本人および契約者と生計をともしにする者としている。事業所契約については、現時点では、契約に紐づく利用者の特定や限定が困難であることから、実施には至っていない。NHKプラスの提供対象のあり方については、引き続き研究を進めてまいりたい。

同時配信の提供時間については、放送に準じる即時性の確保や利用者の利便性の観点から、放送時間中は常時提供すべきものと考えているが、費用の観点から、深夜の時間帯を除いて提供している。ただし緊急時には速やかに配信を開始できる体制を確保している。また見逃し番組配信については、メンテナンスの時間等を除き、常時利用可能としている。今後、費用の問題が解決することを前提として、できるだけ早い段階で時間帯の制限なく同時配信を行ってまいりたい。

衛星放送については、現状では、権利上ネットに配信できない番組も多く、費用なども勘案して、地上放送の番組を提供することとした。

1-5 放送サービス全体の進歩発達のために必要な業務

放送サービス全体の進歩発達のための業務として、これまでの取組状況及び今後の見通しはどのようになっているか。

<現状、これまでの取り組み>

これまで NHK は、10～20 年先を見据えた長期展望のもと、放送技術研究所（技研）を中心として、ハイビジョン方式や衛星放送、デジタル放送、2018 年 12 月に開始された新 4K8K 衛星放送など、放送・サービスの核となる技術の研究開発を進めるとともに、国内外の標準規格の策定や、メーカーおよび民間放送局等への技術協力による社会還元・実用化促進に貢献してきた。

公共メディア実現を掲げる NHK の 3 か年経営計画に則り、2018 年度（平成 30 年度）からスタートした技研の 3 か年計画では、4K 8K 放送の普及促進を図るためのフレキシブルディスプレイ技術や、空間表現メディアである 3 次元テレビおよび AR・VR などの技術、インターネットを活用してより便利で快適な視聴サービスを提供する技術のほか、人にやさしい放送サービスとして、音声認識を活用したハイブリッドキャストによる地域の放送局での生字幕配信実験を、東京オリンピック・パラリンピックでの活用を目指した音声ガイドやスポーツ手話 CG などの研究開発を進めてきた。

<今後の見通し>

4K8K 放送に続く将来の放送サービスとして、3 次元テレビや AR・VR などの技術を活用し、よりリアルな視聴体験をもたらす未来のメディア技術「ダイバースビジョン」の研究開発業務を推進して、視聴者に新たな価値の提供を目指す（図 1）。

「ダイバースビジョン」では、いつでも・どこでも、あらゆる視聴者に快適な放送サービスを提供できるよう、衛星放送や地上放送の放送波に限らず、インターネットも活用してコンテンツを配信するための技術を研究していく。例えば、ネットワークの混雑状況や視聴環境を考慮して安定したコンテンツ視聴を可能とする動画配信技術や、家庭内の様々な IoT（Internet of Things）機器とテレビを連携させて番組や関連情報を適切な形で提示する技術（図 2）など、視聴者により役立ち、放送・通信融合時代に相応しいサービス実現を目指した研究開発を進める。

また、人にやさしい放送サービスの拡充に向け、AI 技術を活用した音声認識字幕システム高度化のための技術や、手話 CG のリアルタイム生成技術、触力覚により情報を提示する新たなシステムの研究なども進めていく。

これらの研究開発で得られた成果は、技研公開や国内外の展示イベント等を通じて広く一般に公表するのに加え、ARIB（社団法人電波産業会）や ITU（国際電気通信連合）、SMPTE（映画テレビ技術者協会）、IPTV フォーラム、W3C（World Wide Web Consortium）をはじめとする国内外の標準化活動への寄与や、放送事業者・メーカーなどへの技術協力を通じて、積極的に社会還元していく。

（参考図）



図1 「ダイバースビジョン」が実現する将来の放送サービスイメージ



図2 テレビと連携する家庭内の様々なIoT機器のイメージ

1-6 営業経費の効率化・合理化

現行の中期経営計画において、より効率的な契約・収納手法を開発・実施することとしていたが、これまでどのような取組を行い、営業経費にどのような影響を与えているのか。

今後、世帯数の減少が見込まれ、営業環境が厳しくなると想定される中、公平負担の徹底を図り、支払率を向上させていくには、契約増加への一層の取り組みが必要不可欠である。

従来、契約・収納業務については、NHKと業務委託契約を締結した地域スタッフ（個人委託）を中心に進めてきたが、より効率的・効果的に活動を推進するため、平成20年度以降、法人委託の拡大を進めるとともに、公益企業、ケーブルテレビ、不動産会社等の外部の会社との連携を進めてきた。

また、受信機設置情報や住所変更情報の活用など、訪問によらない契約・収納活動への転換を図っており、これらの取り組みにより訪問によらない新規契約・住所変更取次数を向上させることで、訪問手数料・営業経費の抑制につなげている。

しかしながら、NHKでは、毎年300万件以上の新規契約・住所変更取次を行っているが、視聴者からの自主的な届け出（特に新規契約の申し出）は限定的となっており、受信料制度の理解促進を図り、公平負担を徹底していくためには、一軒一軒訪問せざるを得ず、こうした活動に係る経費が必要となっている。

（参考）具体施策

【法人委託・外部企業の活用】

- 公募型企画競争等による法人委託の拡大と法人委託の安定的な運用
- 公益企業等と連携した営業活動のさらなる展開
 - ・ 郵便局転居届とNHK住所変更届のワンライティング化
 - ・ ガス・電力会社による住所変更の手続き代行の拡大
- 不動産会社、引越し会社等での契約手続き代行の拡大

【訪問によらない契約・収納手法の一層の推進】

- CASメッセージを活用した文書・電話による契約手続きの推進
- 郵便転居情報を活用した文書による住所変更手続きの勧奨の推進
- 住民票「除票」を活用した住所変更届提出の省略の推進

特に大都市圏においては上記施策を重点的に実施している。

◆地域スタッフと法人委託の状況（各年度の計画値）

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)
地域スタッフ	2,600人	2,100人	1,700人	1,400人	1,100人	934人	840人
公募型企画競争等による法人委託(*1)	73地区 (1,060万世帯)	82地区 (1,176万世帯)	91地区 (1,343万世帯)	103地区 (1,495万世帯)	126地区 (1,730万世帯)	159地区 (2,022万世帯)	192地区 (2,326万世帯)
エリア型法人委託(*2)	171地区	286地区	309地区	345地区	384地区	392地区	320地区

(*1) . . . 指定地域の契約・収納業務全般と職員が行う業務の一部を委託

(*2) . . . 小規模な地域の契約・収納業務を委託

今後の営業経費について、更なる効率化による削減などについて現時点で見通しがあれば教えていただきたい。

1年間で300万件以上もの新規契約・住所変更取次をしているが、訪問によらない取次件数は180万件程度に止まっている。受信料制度を維持し、公平負担をさらに徹底していくためには、届け出をいただいていない視聴者について、現状では、訪問により発見・面接・説明・契約のための活動を行う必要がある。訪問による活動は、主に法人事業者や地域スタッフといった業務委託先が担っており、そのための経費に約300億円を要している。

また、受信契約数の増加に伴う「通常の請求・収納や契約者の管理のための経費」の増加も想定されるが、訪問活動との比較で低コストな訪問によらない契約・収納活動のさらなる促進など営業改革を一層促進することにより、受信料の公平負担の徹底と営業経費抑制に向けて取り組んでいる。

営業経費の内訳について、それぞれの費用の性格(固定費用か変動費用か等)や最近の増減傾向及びその理由とともに、教えて頂きたい。

営業経費は「通常の請求・収納や契約者の管理のための経費(請求・収納、管理に係る費用)」と「未契約者・未収者対応等に係る業績に連動する費用(未契約者・未収者対応等に係る費用)」に大別できる。

「請求・収納、管理に係る費用」は受信契約件数の増加に伴い不可避免的に増加する経費となっている。

公平負担を徹底し、制度を維持していくための経費である「未契約者・未収者対応等に係る費用」については、訪問によらない契約・収納手法を一層推進するなど営業改革を不断に推進することにより圧縮に努めている。

それぞれの費用の主な内訳は次のとおりとなっている。

【請求・収納、管理に係る費用】 348億円(2018年度決算)

通常の請求・収納や契約者の管理のための経費

- ・振替・払込手数料など請求・収納経費
- ・事務処理経費、システム経費
- ・職員人件費、減価償却費

【未契約者・未収者対応等に係る費用】 425億円(2018年度決算)

公平負担を徹底し、制度を維持していくための経費

- ・地域スタッフや法人委託など訪問要員への手数料
- ・CATVへの契約取次手数料
- ・文書やテレマ等による契約勧奨等に係る経費

他国の公共放送と比較して、受信料の徴収費用及び徴収額全体に占める割合が高くなっているが、その要因をどのように分析しているのか。

NHKにおいては、毎年300万件以上の取次を行っているが、視聴者からの自主的な届け出（特に新規契約の申し出）は限定的となっている。

このため、受信料制度の理解促進を図り、公平負担を徹底していくためには、一軒一軒訪問せざるを得ない実情があり、訪問に係る経費が必要となっている。

他方、受信料（国によって性格は異なる）を財源として運営されている主要な海外の公共放送においては、公共放送自らが居住に関する情報（郵便局の住所ファイル等）を活用できる仕組みや、受信機を設置していない者がその旨を届ける未設置申告制度等が整備されている。こうした制度整備により、未契約世帯等の点検把握や面接、受信設備の設置を確認するための訪問活動が原則不要であり、営業経費を低く抑えることが可能な状況となっていると考えている。

これら海外の公共放送の制度を踏まえて、NHK会長の諮問機関である「NHK受信料制度等検討委員会」に、平成29年2月、「公平負担徹底のあり方」について諮問を行い、同年9月、「居住情報の利活用制度」^{*1}や「受信設備の設置状況の確認制度」^{*2}の制度整備を検討する妥当性があるとの答申をいただいております、NHK内において研究を継続して行っている。

- * 1 NHKが公益事業者等に対して、受信契約が確認できない家屋の居住情報を照会することにより、郵送による契約案内を可能とする制度
- * 2 NHKからの郵送による照会に対して、受信設備を設置していない場合は申し出てもらうこと等により、設置状況を確認する制度

1-7 業務委託等の見直し

NHK 回答においては、業務委託や施設・設備の整備の在り方などを検証することのことだが、

- ・業務委託の割合や随意契約比率の状況（業務分野及び契約内容による割合や比率（件数及び額））及び一定の業務分野又は契約内容により割合又は比率が高くなる理由

- ・施設・設備の整備

に関するこれまでの取組と現状はどのようなになっているか。また現時点で見直しの方向性があれば教えていただきたい。

<業務委託>

番組の企画制作は、番組1本ごとに内容や制作手法がすべて異なるという特性があり、価格による競争入札には馴染まない。このため、随意契約という形で業務委託している。

そうした環境の下で「競争」という概念をいかにして取り入れるか検討し、2006年から、番組制作プロダクションから企画提案を募り、その内容によって採否を決める、企画提案段階からの競争、「企画競争」方式を導入した。

外部の優秀な制作会社との競争的共存の中で、NHKグループのみならず、日本全体のコンテンツ制作力向上に貢献するという目的も持っている。

「企画競争」による公募は一年を通して実施しており、審査基準を透明化するなどのルール整備や説明会を繰り返し実施するなど、公募に参加しやすくする環境整備にも努めてきている。

この春には、新型コロナウイルスの影響で多くの人たちが外出を自粛する事態が続いている折、家族で楽しい時間を共有する夏の特集番組を、改めて、この企画競争で募集した。

定型化された番組の演出をより一層向上させるために、「企画競争」の枠組みで募集する新たな試みも検討している。

公共放送としての番組の品質を確保や、番組制作等のノウハウの維持発展の方針を堅持しつつ、企画競争番組の拡大にこれからも取り組んでまいりたい。

番組関係のほか、その他一般取引を含めた競争契約推進の取り組みの全体像については別紙参照。

(参考) 総務省「基本的な考え方」へのNHK回答

業務委託については、放送番組の質の確保や、番組制作等のノウハウの維持発展の方針を堅持すると同時に、委託による費用の効率性や手続きの透明性を高めるため、外部のプロダクションなどを対象とした番組企画競争を一定の目標を定めたうえで一層広げるなど、一般取引だけでなく番組関係においても、競争契約をさらに推進していく。

<施設・設備の整備>

施設・設備の整備については、継続的に放送サービスを維持できるよう中長期設備整備計画を策定し、これに基づいて各年度の整備内容を策定している。特に、全国“あまねく”放送を届けるためのテレビ・ラジオの送出・送信設備や、各地域の災害報道の拠点となる地域放送会館については、計画的な整備を継続する必要がある。また、放送の進歩発達に先導的な役割を果たすため、新たな技術開発にも取り組んでいる。

一方で、近年は、4K8K 衛星放送への対応や地域放送会館の建て替えが続いている等、施設・設備の整備経費が増加傾向にある。今後も、設備の老朽劣化の度合いや稼働状況を考慮しつつ、今年度着工が予定されている放送センター建替（情報棟整備）等を含め、設備の性能、機能、式数を大胆に見直すなど、より一層の経費抑制を図っていく。

1-8 受信契約手続等の電子化の推進

受信契約者が引っ越した際の住所変更手続や、NHK プラスの認証コード送付など、郵送による住所確認手法がとられているが、手続の簡便化等の観点から、マイナンバーカード等の活用により、電子化していく考えはあるか。

受信契約やNHKプラス等に関する手続きについて、視聴者の利便性向上や経費の削減を図るため、電子化を推進していくことは重要だと考えている。

NHKでは現在、インターネット等により受信契約の住所変更をお届けいただいた場合や、NHKプラスの利用申込みをいただいた場合には、当該住所に書面(ハガキ)を送付して、受信契約者本人による申出であることを確認している。

現在は経費と確実性の観点から各種手続きに係る本人確認を郵送により実施しているが、今後はその電子化についても、費用対効果等を考慮しながら、研究していきたいと考えている。

2-1 受信料の適正な水準と在り方の見直し

受信料額は、総括原価方式で決定されているが、具体的な算出方法及びその際の考え方について説明をお願いしたい。

NHKは、放送法で求められる豊かで良い放送番組を提供するという目的を果たすため、視聴者の多様なニーズに応えることができるよう、おおむね3年毎に策定している中期経営計画において、計画期間中に取り組む主な事業内容をお示しした上で、収支の見通しを明らかにしている。

受信料額の算定にあたっては、NHKの事業運営に必要な総経費（事業支出及び資本支出充当）に対して、繰越金の使用分を含む総収入が見合うことを基本に料額を算定している。この場合、総経費の中には、資本の充実のために必要な経費も含ませることが必要であると考えている。さらに、受信料は公共的料金の性格を有するものであることから、なるべく長期間にわたって安定した料額であることが望ましく、3～5年程度の期間で、事業運営の総経費に対し、繰越金の使用を含めた収入全体が見合うよう設定するという考え方を基本にしている。

こうした考え方は、平成22年(2010年)7月の「NHK受信料制度等専門調査会※」の答申において妥当と考えられる、との見解が示されているところである。

なお、受信料額は、毎年度の予算・事業計画を国会で承認されることによって定まる（放送法70条4項）。

※1 「NHK受信料制度等専門調査会」は、テレビ放送のアナログ放送が終了し、デジタル時代を迎える等、環境変化を踏まえ、受信料制度及びその運用のあり方について調査検討するために、定款に基づき会長の諮問機関として平成22年(2010年)に設置した外部有識者による専門委員会である。

地上契約と衛星契約について受信料額の水準は、それぞれどのような考え方にに基づき算定しているのか。

受信料の料額は、「NHKの維持運営のための特殊な負担金」である受信料の性格を踏まえ、視聴者に公平に負担していただくことを原則として、総括原価方式の考え方を基本に算出している。衛星契約の受信料額は、地上契約の受信料額に衛星付加受信料を加えたものとなっている。

衛星付加受信料は、衛星放送受信設備を設置した受信者が、衛星放送の実施にあたって必要となる経費（衛星放送番組制作費、衛星放送施設運用費、衛星契約取次費等）を負担していただくことを基本に設定している。

総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「第一次取りまとめ（平成28年9月）では、地上契約と衛星契約の区分などの受信契約の体系について、引き続き検討していくことが必要とされ、また昨年12月に衛星波について現在の4波から「2K・4K・8K」の3波に整理・削減するとしていたが、現時点で今後の在り方に関する見通しについてどのように考えるのか。

4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、昨年12月の「放送を巡る諸課題に関する検討会」において示した通り、4K・8K放送の普及状況や視聴者・国民の意向等を十分に把握した上で、衛星波の整理・削減に向けた案を策定したいと考えており、現在、視聴者・国民の意向を把握するための調査実施に向けて具体的な準備を進めている。

この調査の結果、および、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催延期や新型コロナウイルスの感染拡大等が4K・8K放送の普及にどのように影響するのかを踏まえて、案の策定作業を進めることにしている。

また、衛星付加受信料の在り方については、衛星放送の実施にあたって必要となる経費や、受信契約に占める衛星契約の割合などの推移も踏まえつつ、公平負担の見地から適切に考えてまいりたい。

受信料徴収の単位を、世帯としている理由について、説明をお願いしたい。

現時点では、依然としてテレビが視聴端末の主流であり、テレビ放送を家族・世帯で見ているという視聴実態に照らすと、受信契約は世帯ごとにいただくことが妥当であると考えている。

会長の常設諮問機関として設置した、外部の有識者による「NHK受信料制度等検討委員会」の答申においても、「世帯単位」を維持することは妥当との見解が示されている。（2017年2月27日付け諮問第3号「受信料体系のあり方について」への答申・2017年9月12日）＜51ページ参照＞

また、海外の主な公共放送においても、契約の単位は「世帯」としているものと承知している。

人口減やテレビ離れ等による受信料への影響について今後の予測は行っているのか。予測を行っている場合、今後の NHK の業務に与える影響をどのように評価しているのか。

2021年度を初年度とする、次期中期経営計画の策定にあたっては、その検討の前提となる経営環境やメディア環境の厳しい変化に関するデータ等の把握に努めている。

例えば、日本の総人口の推移の将来推計については、国立社会保障・人口問題研究所などのデータを参考にしている。それによると今後、人口減少が加速し、65歳以上の「高齢化率」が2025年には30%となって、その後も上昇する一方、15～64歳のいわゆる「生産年齢人口」の比率が急速に低くなると予測されている。また、人口減少に伴って世帯数の減少も進み、「世帯総数」も2023年（5419万世帯）をピークに減少に転じる予測となっている。受信料は、世帯を契約単位としていることから、世帯数の減少は、今後の事業収入に少なからず影響を与えるものと想定している。

またテレビ保有率の推移についても、内閣府の消費動向調査によると、総世帯の保有率は、地上デジタル化後の薄型テレビを調査対象にした2014年以降、95%前後で推移している。このうち「世帯主が29歳以下の世帯」では、85～90%の間を推移しており、若い世帯の10%超がテレビを持っていないということになる。テレビ保有率は、受信料がテレビ受信機に紐づいているということにとどまらず、NHKが「情報の社会的基盤」の役割を広く果たしていく上で、重要な指標のひとつと受け止めている。テレビを持たない世帯に、どのようにして公共性の高い情報やコンテンツを届けるのか、そして、NHKが信頼される「情報の社会的基盤」の役割をどうやって果たし続けていくのか、大きな経営課題だと認識している。

次期中期経営計画の策定に向けては、こうした経営環境やメディア環境の変化を織り込んだ上で、中長期の収支見通しを算出する必要があると認識しているが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会経済や受信料収入への影響等、流動的な要素もきちんと考慮する必要があるものと考えており、現在、精査を続けているところである。

視聴者から受信料体系及び水準について寄せられる意見にはどのようなものがあるのか。

受信料体系及び水準についてのご意見は、主にNHKのコールセンターに寄せられることになる。

具体的な事例としては、

- ・料金を安くしてほしい
- ・学生の一人暮らし（または単身赴任）で、自宅とは別に受信契約をしているが、同じ家族で2件分の受信料を払うのは（家族割引等はあるとはいえ）納得いかない

といったご意見がある。

受信料体系及び水準に関するご意見に対しては、訪問要員に、より丁寧な説明を行うよう指導するとともに、番組やスポット、ホームページ等を通じて、協会をあげて理解促進に努めているところである。

放送法上、中期経営計画に規定する事項とされている「受信料の体系及び水準に関する事項等」について、現時点での検討状況や見直しの方向性はどのようなになっているか。

2021年度を初年度とする次期中期経営計画には、「受信料の体系及び水準に関する事項その他受信料に関する事項」など、改正放送法第71条の2で明記された記載事項を盛り込むこととしており、こうした点を含めて、現在、検討作業を進めている。

世帯数の減少やテレビ保有率の低下など、厳しさを増す経営環境やメディア環境の変化を踏まえつつ、既に実施している負担軽減策と受信料の値下げの影響、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会経済や受信料収入への影響等も考慮して、中長期的な収支の見通しを算出する必要があるものと考えており、現在、精査を続けているところである。

NHKによる放送番組のインターネット同時配信が開始され、NHKの放送番組を視聴できるという点においては、スマホ等の端末とワンセグ対応端末とで相対的な違いは小さくなっていると考えられる。このような変化を受け、ワンセグ対応端末について、視聴者からの意見に変化はあるのか。

これまでNHKに寄せられるご意見は、「ワンセグ対応端末しか所有していないが、受信契約は必要なのか?」といった受信契約の要否に関する問い合わせが中心であった。

一方、NHKプラスのサービス開始後は、

- ・ワンセグ放送とNHKプラスの違いを教えてください。
- ・ワンセグ未対応のスマートフォンを所有しているが、スマートフォンでもNHKの番組を見たいと思っていたので、ありがたい。

といったご意見も寄せられている。

ワンセグ対応端末による現在の視聴実態についてどう評価しているか。
また、今後ワンセグ対応端末向けの放送についてどのような展望を考えているか。

ワンセグ対応端末は、放送法第64条に規定されている「協会の放送を受信できる受信設備」にあたり、受信契約の締結と放送受信料のお支払いをお願いしている。NHKでは、受信契約の締結の際に、一般のテレビで受信しているか、ワンセグやパソコンで受信しているかといった受信形態は登録していないことから、ワンセグ対応端末の受信契約件数など、視聴実態については把握していない。

今後のワンセグ対応端末向けの放送の在り方に関しては、対応する受信端末の流通状況の変化など、メディア環境の変化を注視する必要があると考えるが、いずれにしても、ワンセグ対応端末向けの放送も、視聴者に必要な情報を届ける「情報の社会的基盤」を支える、多様な伝送路のひとつとしての役割を果たしていると考えている。

2-2 受信料の公平負担の徹底

受信料額の支払率を向上させ、受信料の公平負担を徹底するためにどのような方策を実施しているのか。今後の支払率の向上について、現時点で見通しはあるか。

視聴者のみなさまに広くご負担いただく受信料制度において、公平負担の徹底はNHKの重要な責務であると考えている。

受信料の契約・収納活動においては、法人委託の拡大と安定的な運用、訪問によらない契約・収納手法の一層の推進、外部企業や業界団体等とのさらなる連携など、営業改革に継続して取り組んでいる。

支払率については、大都市圏で低い傾向にあるが、要因としては、世帯の移動が多いことや、単身世帯や共同住宅の割合が大きく、面接が難しいことなど、NHKの契約・収納活動が難しい環境にあることが影響していると考えている。

そのため、特に大都市圏においては、より効果的な文書による契約・収納施策等の実施に重点的に取り組んでいる。

さらに、未契約者への民事手続きや未収者に対する支払督促を着実に実施するなどの取り組みを行っている。

あわせて、放送やイベント・広報、ホームページ等を活用して、多角的に公共放送の役割や受信料制度の意義を伝える取り組みを、NHK全体で展開している。

公平負担の徹底に向けて、2015年度からの3か年経営計画においては、3年間で支払率を4ポイント向上させることを経営目標として設定し、2017年度末には目標とした80%に到達した。

また、2018年11月に修正した、2018年度からの3か年経営計画においては、2020年度末84%の支払率を経営目標として設定している。

世帯数やテレビ保有率の減少など、経営環境は一層厳しさを増すものと認識している。2021年度以降については、今後の社会・経済状況や営業を取り巻く環境等を見極めたうえで、次期中期経営計画において、適切な計画を検討していきたいと考えている。

3-1 子会社等の在り方

これまでの子会社等の設立及び統廃合は、どのような考え方の下に行ってきたのか。また、これまでに実施した統廃合の結果、役員・社員数、資本金の額、事業所の数等の減少等にどのような効果が出ているのか。

子会社等の設立は、NHKとともに豊かで多様な放送文化の創造に貢献するために、次のような目的を実現するために行われている。

- NHK業務の効率的な推進
- NHKソフト資産やノウハウの社会還元
- 副次収入によるNHK財政への寄与

また統廃合については、「ヒト、モノ、カネ」という経営資源をより効率的に活用していくため、次のような視点などから継続的に取り組んできた。

- 中核業務であるコンテンツ制作・展開事業の強化
- 時代に応じた新事業への対応・使命を終えた事業の廃止
- 重複事業の統合・集中による効率性の向上
- 管理経費の削減による効率化

これまでの代表的な統合事例

- 2009年4月、報道分野の制作事業を行う「NHK情報ネットワーク」とアナログの文字放送を行ってきた「日本文字放送」を統合し、「NHKグローバルメディアサービス」を設立。使命を終えた文字放送業務を終了し、報道分野の新たなデジタル展開事業に対応力を強化した。
- 2009年4月、インフラ管理業務を行う「NHK共同ビジネス」と、編成情報処理、管財業務などを行う「NHKオフィス企画」を統合し、「NHKビジネスクリエイト」を設立。総合的な業務支援会社として再編。グループ全体に共通する支援業務を担う体制を整備した。
- 2019年4月、技術分野の「NHKアイテック」と「NHKメディアテクノロジー」を統合し、「NHKテクノロジーズ」を設立した。役員体制や管理部門の重複業務などを整理するとともに、情報セキュリティやインターネット展開など、今後求められる新たな業務への対応を目指している。

○2020年4月、番組制作分野の「NHKエンタープライズ」と「NHKプラネット」が統合し、新体制での「NHKエンタープライズ」となった。統合前の両社が担ってきたコンテンツ制作・展開と地方局支援のノウハウを融合させ、新たなNHKの地域サービスの開発と充実を目指している。

こうした統合や業務の見直しで効率化を進め、新たな事業への対応力を強化することによって、NHKは、グループとしての要員数を長期的に減少させつつ、4K8K放送や常時同時配信の開始、災害報道や国際報道の強化など、公共放送としてのサービスの質と量の充実に努めてきた。

なお、子会社の常勤役員の数については、例えば、前述のNHK情報ネットワークと日本文字放送の例では9人(2008年度末)から7人(2009年度末)、NHK共同ビジネスとNHKオフィス企画の例では10人から5人(それぞれ同年度末)に減らしている。こうした統合の効果を含め、子会社の常勤役員の総数は、2001年度末の155人から、2019年度末時点で85人に減少させている。

統合に伴い、事業所数も減少させている。

例えば、前述のNHKメディアテクノロジーとNHKアイテックの統合においては、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台において、以前、旧アイテックと旧メディアテクノロジーに分かれていた各総支社オフィスを統合し、5つのオフィスを削減した。

同じく前述のNHKエンタープライズとNHKプラネットの統合においては、本社機能を統合し、旧プラネットの本社オフィスを削減した。

競争入札で対応できる業務を行う子会社がある場合、出資する意義は何か。競争入札で対応できない業務を行う子会社がある場合、その子会社が NHK 以外から業務を請け負うことにより、競争環境に与えていないか検証は行っているか。

NHKの子会社は、NHKとともに豊かで多様な放送文化の創造に努めつつ業務の効率的な推進を行い、NHKの業務を補完・支援することを役割として担っている。

子会社等への出資は、そうした役割を果たすことを主目的として行っている。(業務範囲は関連団体運営基準で定めて明確化し、定期的な調査も実施して管理・指導を行っている。)

子会社等への随意での業務委託は、元来こうした目的遂行のために行われているが、社会環境の変化などを踏まえて見直しを行い、外部で調達が可能となった業務については競争契約化を進めている。

例えば、子会社に委託していた会館管理業務のうち、そこに含まれていた清掃業務を切り出して、他の業者に委託するなど、業務のあり方、契約の有り様を見直してきた。

また、子会社等がNHK業務で得た経験やノウハウを活用してNHK以外から業務を担うことはあるが、これにより、副次収入等への還元によるNHK財政への貢献のほか、産業全体の活性化にもつながると考えている。

子会社等の事業活動の適正性については、子会社等の事業活動について外部から意見、苦情を受け付け、その適正性や、適正性を確保する取り組みについて、外部有識者の知見を取り入れて審査する「関連団体事業活動審査委員会」を設置し、運用している。

子会社等事業活動の適正性の確保に関するこの他の取り組みとして、子会社等の業務範囲が子会社ガイドラインや各社定款等に照らして適正か、外部の監査法人に依頼してチェックを受けている。

今年度から、このチェックの結果についても関連団体事業活動審査委員会に報告し、外部有識者から出された意見については、さらに監査委員会に報告することとした。

○ NHK 回答における「さらなる経営統合も視野にいたしたグループ経営改革」について、現時点での検討状況や見直しの方向性はどのようなになっているか。

NHKの関連団体の整理・統合については、限りある「ヒト、モノ、カネ」という経営資源をより効率的に活用していくため、関連団体同士やNHK本体との業務の仕分けや、役割分担などを明確にしつつ、継続的に取り組んできた。

これにより、1998年度に65あった関連団体は、現在24団体（子会社11社、関連会社4社、関連公益法人等9団体）となっている。

現在NHK内で検討を進めている次期中期経営計画においては、各団体の業務内容を精査し、既存業務の見直しを行うとともに、団体間での重複業務については、合理的なありかたを検討する。

こうした子会社や一般財団法人で行っている重複業務の整理、部門再編などの検討を進める一方で、2年連続で行った技術分野と制作分野の子会社同士の合併による、新会社の管理部門の合理化やシナジー効果など、統合による効果が、当初の予定どおり進んでいるかどうかも見極める必要がある。また、今回の新型コロナウイルス感染拡大で顕在化した財政基盤強化の必要性など、経営課題についても加味して検討していく必要がある。

こうした多角的な検討を進めながら、次の中期経営計画では、NHKグループとしてのビジョンを明確にしたうえで、公共メディアを支える持続可能な組織としてのあるべき姿と具体的な施策を打ち出していく。

- 子会社等の事業について、NHK として現時点でどのような課題があると考えているか。

子会社等の事業に関する、現時点での主要な課題は、「NHKインターネット活用業務実施計画の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」（2019年11月8日）についての検討要請を踏まえたNHKの回答に示したが、その中で以下の3点を、現時点の中心的な課題と考えている。

①経営統合も視野に入れた業務の見直し推進

子会社等の役割や業務内容などについては、引き続き精査し、既存業務を見直すとともに、団体間での重複業務の合理的なあり方についても検討する。また、効果が見込める経営統合については積極的に検討し、グループ経営改革を押し進めることを次期中期経営計画に反映させることを目指す。

②業務委託の効率性・透明性の向上

業務委託については、放送番組の質の確保や、番組制作等のノウハウの維持発展の方針を堅持すると同時に、委託による費用の効率性や手続きの透明性を高めるため、外部のプロダクションなどを対象とした番組企画競争を一定の目標を定めたうえで一層広げるなど、一般取引だけでなく番組関係においても、競争契約をさらに推進していく。

③利益剰余金の適切な管理と還元

子会社の利益剰余金については、適切な水準に管理するとともに、配当の実施により協会への還元を着実に実行する。また、子会社の資本政策の見直しを進め、グループ外企業の株式保有率を下げるなど、協会への効果的な配当につながる施策を推進する。

○ 子会社等の役職員のうち、NHK出身者の占める割合はどの程度か。

子会社等（25団体）の常勤役員：132人（非常勤役員：184人）
うちNHK関係者：104人（同左：113人）
（※NHK関係者割合 78.8%）

（内 訳）

出向者：2人
OB：102人
団体採用者：10人
外部人材：18人

子会社等（25団体）の常用従業員：6,606人
うちNHK関係者：2,018人
（※NHK関係者割合 30.5%）

（内 訳）

出向者：739人
OB：1,279人
団体採用者：4,558人
NHK以外からの出向者：30人

（2019年度末（2020年3月31日）現在）

なお、役員にNHK関係者が多いのは、子会社等がNHKからの放送に係る受託業務を実施することから、正確性、公平性など、放送の質を一定レベルで担保していくために、NHKでのノウハウ等を持つ役員が必要となるためである。また、当該子会社等の事業運営や経営管理についての見識とともに、子会社等についての法制度上の制約についての理解も必要となる。NHKが統制の取れたグループ経営を行っていくためには、このような適任者を役員に配置することが不可欠なことと考えている。

非常勤役員は多くがNHK役職員であり、これは、グループとしての統制を強固にすることを目的としたものである。この施策による非常勤役員については無報酬である。

3-2 放送法改正を受けたガバナンス強化の状況

- 令和元年の放送法改正を受けた
 - ・ 内部統制関係議決の整備
 - ・ NHK及び子会社等に関する情報公開
 - ・ 子会社の利益剰余金の還元
- 等の取組の現状はどのようになっているか。

<内部統制関係議決の整備>

放送法及び放送法施行規則が改正されたことに伴い、また総務省が公表した「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」を踏まえ、令和元年12月24日、経営委員会が新たな「内部統制関係議決」（令和2年1月1日施行）を議決したことを受け、執行部は所要の規程改正を行うなど、当該議決に沿って内部統制体制を整備・運用している。

<NHK及び子会社等に関する情報公開>

NHKは平成13年から自主的に情報公開に取り組んできた。情報公開は「情報提供」と「情報開示」の2本柱となっており、そのうち「情報提供」については、事業活動や財務内容等に関する情報を、放送、パンフレット、ホームページ等を活用してこれまでも積極的に提供してきた。

令和元年の放送法改正で情報提供が義務付けられたことを受け、昨年12月、改正法の施行に先立ち、放送法施行規則に定められた各項目に該当する文書について、NHKオンラインで公表するとともに、各放送局でも閲覧可能とした。従来公表していた文書に加え、一部の文書は新たに公表した。公表に合わせ、自主的な情報提供を行ってきたNHKオンラインのページをリニューアルし、この中に、施行規則で義務付けられた各項目と該当文書の対応関係を一覧で確認できるページを新設した。

また、NHKが保有する情報の公開に関する施策の充実が努力義務となったことを踏まえ、引き続き、放送による言論表現の自由を確保しつつ、視聴者に対する説明責任を果たしていくとともに、業務の透明性を高めていくことで、公共放送に対する信頼を深めていく。

<子会社の利益剰余金の還元>

子会社の利益剰余金の還元については、これまでも最大の株主という立場から自主的に内規を作り運用してきたが、昨年の放送法改正を受けて、経営委員会による内部統制関係議決で「会長は、子会社の配当については、各子会社の財務状況、事業計画、株主構成等を勘案したうえで、実施、規模等を決することと、その子会社の維持・発展に必要な内部留保を除いた利益剰余金については配当することを定め、株主としての権利を行使して、適切に運用する。」と定められた。

これを受けて、執行部として関連団体運営基準に「子会社の配当方針」として次の内容を記載した。

- ・各子会社の財務状況、事業計画、株主構成などを勘案したうえで、実施、規模等を決定すること
- ・配当の原則
- ・特例的な配当の実施
- ・理事会、監査委員会および経営委員会への報告

こうした利益剰余金への考え方と配当方針はNHKのホームページでも公開している。

○ 令和元年の放送法改正により、経営委員会や監査委員会の役割が強化されたが、これに伴い、それぞれの事務局についてどのような体制強化を行っているのか。

経営委員会事務局、監査委員会事務局の体制について、執行部としてはそれぞれの事務局体制についての内部統制関係議決に基づき、両委員会の要望を踏まえた職員配置や予算措置を行っている。

3-3 意見・苦情を踏まえた対応の推進

NHK に寄せられている意見・苦情並びにその対応体制及び対応状況の概要（件数、内容、受付及び対応体制、整理分析方法、担当部署への情報提供、対応を要する案件の判断基準、業務改善に反映された事例等の対応状況の公表状況等）はどのようなになっているか。

2019 年度、全国の NHK に寄せられた視聴者からの意見・問い合わせは、約 376 万 3,000 件であった。このうち、受信料関係は 212 万 9,000 件（57%）、放送関係は約 105 万 4,000 件（28%）、受信相談・技術関係は約 6 万 3,000 件（2%）、その他 51 万 1,000 件（14%）、経営関係約 3,000 件（0.1%）であった。

対応の体制は、ふれあいセンター（放送・営業・受信相談）で電話等の受付をしているほか、全国の放送局でも、電話やメール、受付、手紙、FAX で、意見・問い合わせを受け付けている。

受付内容は、放送番組、受信料、技術・受信相談、経営、その他の項目に分け、それぞれ意見・要望、問い合わせ、その他に分類して、担当部局等と共有し担当部局で判断して業務改善に生かしている。

業務改善の例は、「月刊みなさまの声」、「NHK 視聴者ふれあい報告書」等にまとめ、適宜 NHK オンライン等で公開している。

このうち、受信契約に関する苦情等があった場合は、地域を担当する営業部・センターに連絡し、担当職員または法人委託会社の管理者から直接視聴者対応を行っている。また、いただいたご意見等の内容については分類・分析し、訪問要員への指導を行う等、契約収納活動全体の改善につなげている。

- 消費者相談センター等の外部機関に寄せられているNHKに関する相談について、NHKとして内容や傾向を把握しているのか。

消費者相談センター等の外部機関に寄せられているNHKに関する相談については、適宜、国民生活センターや各地の消費生活センターと情報交換を行い、相談内容の把握に努めている。

消費者相談センター等に寄せられる相談のうち、多いものは、受信料制度に関する問い合わせや意見のほか、訪問要員に起因する苦情であると聞き及んでいる。

訪問要員に起因する苦情については、訪問時のマナーや説明不足によるものが多いため、訪問要員に対しては、NHK職員による訪問マナーやコンプライアンス等に関する講習会の開催や、現地でのお客様対応指導をおこなっている。

NHKに寄せられる苦情は、前年度と比較して減少傾向にあり、消費者相談センターに寄せられる苦情も減少傾向にあると聞いているが、今後も訪問要員の教育・指導を徹底し、丁寧な説明、クレーム発生の抑止に努めてまいりたい。

【受信料制度関係】

○NHKにおける受信料体系の在り方に関する最近の検討内容

(NHK受信料制度等検討委員会諮問第3号「受信料体系のあり方について」
答申関係)

○常時同時配信の導入検討に際しての負担方法の論点整理

(NHK受信料制度等検討委員会諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方
について」関係)

(諮問内容及び答申要旨)

NHK受信料制度等検討委員会諮問第3号

「受信料体系のあり方について」答申要旨(平成29年9月12日)

諮問第3号「受信料体系のあり方について」

メディア環境や社会経済状況等の変化を踏まえ、受信料の負担の公平性や財源の確保等の観点から、世帯および事業所の契約・受信料免除の合理的なあり方等について、見解を求める。

(検討の背景)

メディア環境や社会経済状況が変化するなかで、今後も受信料負担の公平性を確保し、NHKが公共放送としての社会的使命を果たすために必要な財源を維持していくにあたり、世帯および事業所における契約や受信料免除のあり方等、現行の受信料体系のあり方について、その妥当性をあらためて検討する必要がある。

(世帯における契約のあり方)

- 世帯における受信契約の単位については、現時点では依然としてテレビ受信機が視聴端末の主流であり、テレビ放送を家族(世帯)で見るという視聴実態が個人視聴を上回っており、住居におけるテレビ受信機は世帯で設置しているものと認識されている状況は大きく変化していないこと等から、「世帯単位」を維持することが妥当である。
- 世帯の定義については、放送受信規約において「同一生計かつ同一住居」と定められている。単身世帯の増加等に鑑み、同一生計で別住居である場合の負担のあり方についても、検討の対象となりうる。家族割引の拡大や世帯の定義の変更(同一生計のみとする)が選択肢としては考えられるが、免除制度との整

合性、負担の公平性の確保、受信料収入の減少や今後の視聴形態の動向等を十分に考慮し、慎重に検討することが必要である。

(事業所における契約のあり方)

事業所における受信契約の単位については、現在、「設置場所単位」となっているが、海外における事例を参考にすると、「施設単位」や「機器単位」も選択肢となりうる。しかし、いずれも負担の公平性や受信料収入の減少等の観点から課題があるとともに、単位の変更は受信料体系を抜本的に変更することであり、現行受信料体系との整合性や運用の実効性を十分に考慮することが必要と考えられる。このため、事業所における契約のあり方を検討する場合でも、現時点では「設置場所単位」を維持したうえで、メディア環境や社会経済状況の変化、事業者間の公平性や納得性、NHKの財政状況および世帯における負担とのバランス等を十分に考慮し、慎重に検討することが必要である。

(受信料免除のあり方)

- 受信料免除については、今日でも、受信料制度の基本的性格は変わっておらず、負担の公平性を重視し、限定的に運用するという基本的な方向性を継続することは適切と考えられる。
- ただし、免除の対象について、社会経済状況や社会福祉にかかわる制度の変更等が生じた場合に、あらためて検討することまで妨げるものではない。検討する際には、免除の必要性・妥当性が他の負担者の理解を得られること、免除基準に生じた不公平性や不合理性の解消を目的とすること、将来にわたる財政状況への影響等を十分に考慮して、真に免除が必要な経済弱者（文化・情報弱者）に限定することが重要である。

(おわりに)

現行制度における受信料体系のあり方は、視聴者・国民の負担のあり方そのものであり、常に公平性・合理性のあるものとして、広く視聴者・国民に受け入れられることが必要となる。そのため、NHKには常にメディア環境や社会経済状況の変化等を注視し、視聴者・国民の声を把握しながら、受信料体系のあり方について検討することが求められる。答申は、メディア環境や社会経済状況について、可能な範囲で現時点から将来を見通したうえでとりまとめたが、それらは今後も変化していくことが予想される。NHKには、受信料体系が常に時勢に適合したものとなるよう、引き続き検討することを期待する。

諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」

NHKは、メディアや社会環境等が変化するなかで、引き続き「情報の社会的基盤」の役割を果たすべく、インターネット常時同時配信の可能性の検討を進めている。

この検討にあたり、受信料負担の公平性、財源の確保、財源の独立性、および現行受信料制度との接合性等の観点から、常時同時配信における費用負担のあり方について、見解を求める。

（検討の背景）

- スマートフォンやタブレット端末等が普及し、動画配信等の多様な形態でのサービスの提供が広がってくるなどメディア環境が大きく変化するなかで、NHKは、放送を太い幹としつつインターネットも利用してNHKの放送番組を届ける方針である。視聴者・国民がインターネットを通じて「豊かで、かつ、よい放送番組」を普段から日常的に享受でき、視聴機会の拡大につながる常時同時配信の環境が実現し、NHKが正確な情報で人と人を互いに“つなぐ”という役割の向上を目指すことは意義があると考えられ、その前提に立ち、常時同時配信における費用負担のあり方について検討した。

（受信契約者には追加負担を求めない）

- 常時同時配信における費用負担のあり方について、既に放送受信契約を結んでいる世帯（全契約対象世帯の約80%）に対しては、放送のサイマル配信である常時同時配信を利用・視聴するPC（パソコン）やスマートフォン等の端末を「放送受信契約を結んでいる同一世帯内の2台め、3台めのテレビ」として取り扱い、常時同時配信を追加負担なしで利用できるようにすることが適当である。

（費用負担者の範囲および性質）

- テレビ受信機を持たない世帯（総世帯の約5%）が、常時同時配信を利用する場合の費用負担を求める考え方としては、大きく次の2つが想定される。
 - ① 常時同時配信のみの利用者に対しても、NHKの事業の維持運営のための特殊な負担金である受信料として費用負担を求める考え方（受信料型）
 - ② 利用・サービスの対価として料金を設定し、費用負担を求める考え方（有料対価型）

常時同時配信を無条件に無料で利用できる」とすると、テレビで視聴し費用を負担する視聴者・国民との間の公平性が保たれず、将来的に、NHKの公共放送としての使命を果たすための財源の確保を難しくすることが懸念される。

- 制度としてはいずれを採ることも可能と考えられるが、条件を整えば、放送の常時同時配信は、NHKが放送の世界で果たしている公共性を、インターネットを通じても発揮するためのサービスと考えられ、インフラの整備や国民的な合意形成の環境が整うことを前提に、受信料型を目指すことに一定の合理性があると考えられる。

ただし、受信料型は多岐にわたる論点の検討や視聴者・国民の理解を得ること等に時間がかかることも予想されるため、現時点では、有料対価型や、一定の期間は利用者に負担を求めないといった当面の暫定措置についても検討しておくことが必要である。

- 受信料型の場合の費用負担者としては、PCやスマートフォン、タブレット等はさまざまな用途を持つ汎用端末であることを考慮すると、PC等のインターネット接続端末を所持・設置したうえで、常時同時配信を利用するために何らかのアクションもしくは手続きをとり視聴可能な環境をつくった者を費用負担者とすることが適当である（先述のように、放送受信契約者を除く）。

有料対価型の費用負担者としては、一般の取引と同様に常時同時配信を利用する契約を結んだ者とするのが適当である。

（費用負担の単位）

- 常時同時配信の費用負担の単位は、受信料型・有料対価型とも「世帯」単位が適当である。

（費用負担者の把握方法）

- 常時同時配信の利用にあたっては、利用者を把握するために何らかの認証を用いる必要がある。受信料型の場合、幅広い層の視聴機会を拡大する簡便性と、フリーライド（費用を負担せずに視聴すること）を抑止する厳格性のバランスを考慮すると、視聴可能としたうえで認証する「ゆるやかな認証」とすることが適当である。なお、大規模災害時に代表されるような国民の生命・財産等にかかわる緊急時等、広く情報を届ける必要性の高い場面においては、認証や契約の状況にかかわらず特例的な運用を可能にする等、NHKがその役割・機能を果たすために必要な柔軟性をもつ制度・運用とすることが望ましい。

(地域放送との関係)

- 地域放送と常時同時配信の関係については、NHKが果たすべき役割・機能としての地域性の観点から、常時同時配信においても、費用や設備の準備等現実面にも留意しながら、地域放送番組を配信することが求められると考えられるが、その際、地域における民放との二元体制を維持していく観点から、民放への配慮も十分考慮しつつ進めていくことが望ましい。

(おわりに)

- 答申では、今後検討すべき事項についても幅広く指摘しており、常時同時配信についてのNHKとしての具体的な考え方や計画を、速やかにとりまとめることを期待する。また、NHKには、メディア環境の変化に対応し、人々が必要とする公共的な価値の実現に貢献していくことが期待され、不断の検討が望まれる。最後に、視聴者・国民の声に耳を傾け、今後の検討に反映していくことの重要性を強調しておきたい。

※以上は答申の要旨だが、NHK受信料制度等検討委員会諮問第1号、第3号それぞれの「答申」と「参考資料」について別添する。

○ 現行の受信料制度の評価

日本の受信料制度は、放送法に拠って、NHKを支える自主的な財政基盤として設けられたものと認識している。放送受信機を設置した世帯にお支払いいただく受信料を財源とすることで、特定の利益や視聴率に左右されず、社会生活の基本となる確かな情報や豊かな文化を育む多様な番組を、分け隔てなく、あまねく提供する役割を自律的に果たすことが可能になっている。

NHKが自主自律を堅持しながら、信頼される「情報の社会的基盤」として、放送法に規定されている公共放送としての役割を果たしていくための財源としては、広く視聴者のみなさまに負担していただく受信料制度がふさわしいものとする。

「放送と通信の融合時代」にふさわしい受信料制度の在り方に関しては、研究が必要な課題だと考えているが、いずれにしても、受信料制度の在り方については、視聴者・国民のみなさまのご理解を得ることが大前提だと考えている。

NHKの“競争契約推進”の取り組み

【NHKと子会社等、一般事業者との取引実績（2018年度）】

取引実績 5,305億円										
番組関係 1,358億円	その他一般取引 3,947億円									
<ul style="list-style-type: none"> 番組1本ごとに内容や制作手法が異なり、価格による競争入札には馴染まないため、2006年度から国内の番組制作プロダクションから企画提案を募る「企画競争」方式を導入している。 ホームページを通じた企画の公募（通年／特集）や、審査基準の透明化などのルール整備、説明会の実施など、公募に参加しやすくする環境整備にも努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> NHKと子会社等および一般事業者との取引については、2008年度に「随意契約見直し計画」を策定・公表し、競争契約の推進に取り組んでいる。（競争契約率 2006年度：50.0%⇒2018年度：69.4%※） 役務提供や物品購入などの一般取引においては、競争契約が基本。 子会社等は、NHKの業務を補完・支援することを役割として担っている。NHKで培った技術やノウハウを要する業務を子会社等に委託して、NHK本体と一体となって効率的な業務運営を推進している。なお、委託した業務においても、競争が可能な実務部分については契約を分け、競争契約に移行するなどの取り組みを行った。 <p>※2018年度は放送センター建替工事（618億円）が競争契約に含まれているため大きく上昇。</p> <p>【その他一般取引（3,947億円）の内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>子会社等</th> <th>一般事業者</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>662億円 (2,001件)</td> <td>3,285億円 (11,330件)</td> <td>3,947億円 (13,331件)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 競争 148億円 (423件) 随意 513億円 (1,578件) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 競争 2,591億円 (5,423件) 随意 693億円 (5,907件) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 競争 2,740億円 (5,846件) 随意 1,206億円 (7,485件) </td> </tr> </tbody> </table>	子会社等	一般事業者	計	662億円 (2,001件)	3,285億円 (11,330件)	3,947億円 (13,331件)	<ul style="list-style-type: none"> 競争 148億円 (423件) 随意 513億円 (1,578件) 	<ul style="list-style-type: none"> 競争 2,591億円 (5,423件) 随意 693億円 (5,907件) 	<ul style="list-style-type: none"> 競争 2,740億円 (5,846件) 随意 1,206億円 (7,485件)
子会社等	一般事業者	計								
662億円 (2,001件)	3,285億円 (11,330件)	3,947億円 (13,331件)								
<ul style="list-style-type: none"> 競争 148億円 (423件) 随意 513億円 (1,578件) 	<ul style="list-style-type: none"> 競争 2,591億円 (5,423件) 随意 693億円 (5,907件) 	<ul style="list-style-type: none"> 競争 2,740億円 (5,846件) 随意 1,206億円 (7,485件) 								

公共放送としての番組の品質を確保しつつ、企画競争番組の拡大に取り組んでいく

子会社等に委託してきた業務について可能な限りの見直しを行ってきたが、今後も業務のあり方や契約のあり方を精査・検討していく

以下資料については省略

- ・受信料制度等検討委員会「諮問第1号」答申
- ・受信料制度等検討委員会「諮問第3号」答申

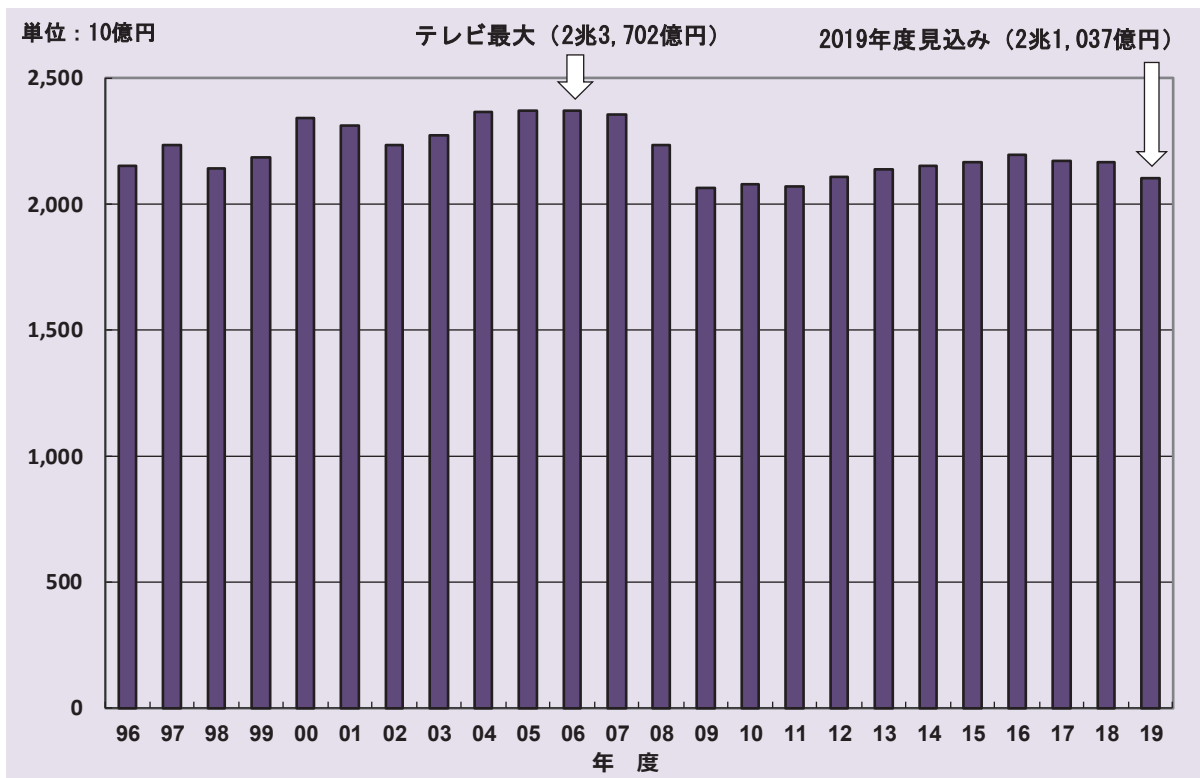
2. 一般社団法人日本民間放送連盟

総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」 ご説明資料

2020年5月22日

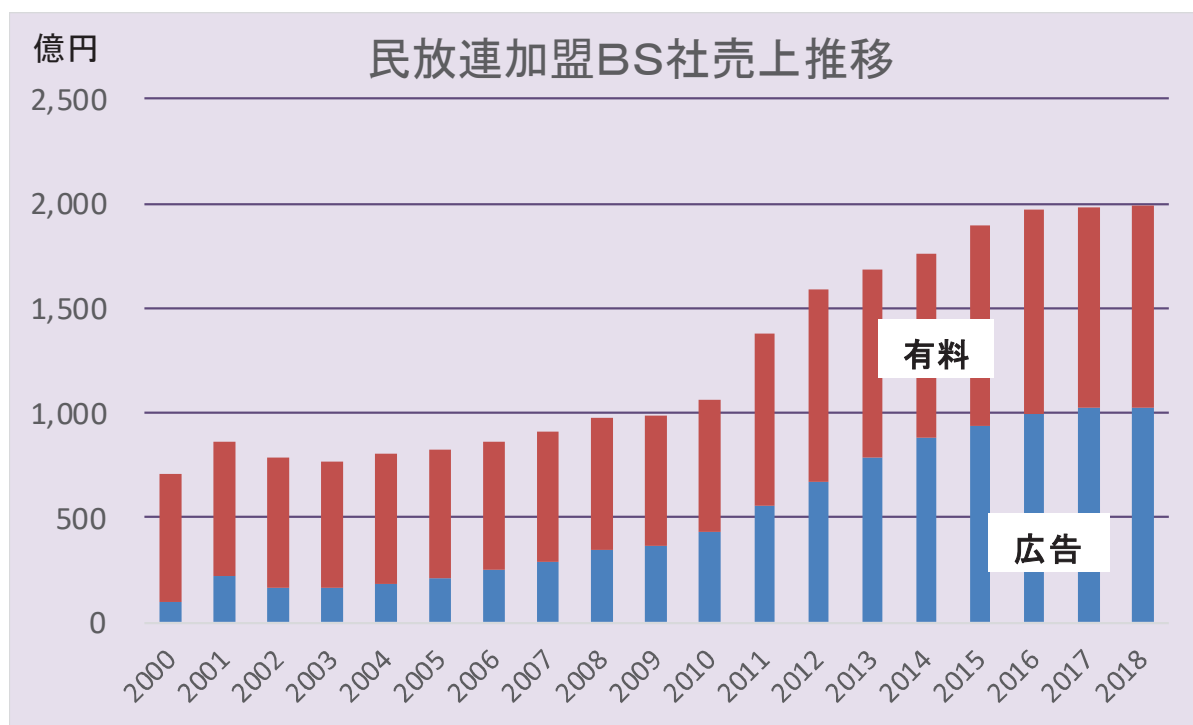
一般社団法人 日本民間放送連盟

地上テレビ営業収入の推移



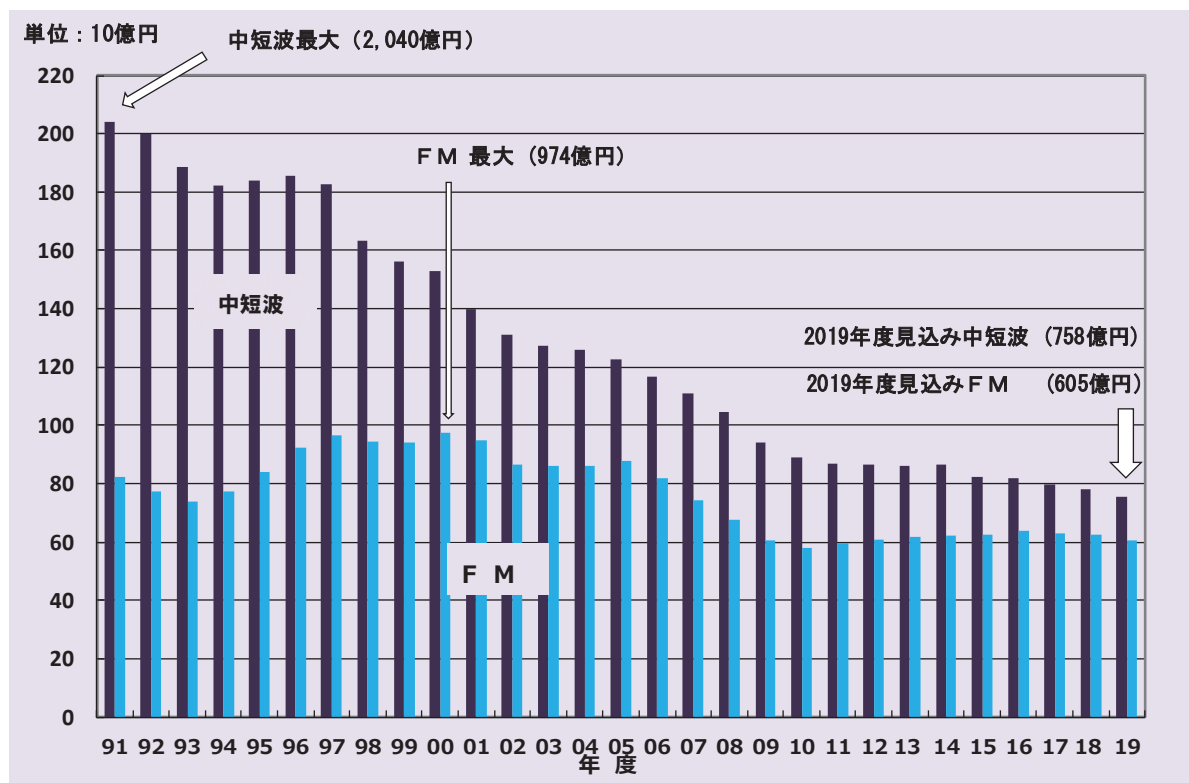
※民放連調べ

BS放送の営業収入の推移



※民放連調べ

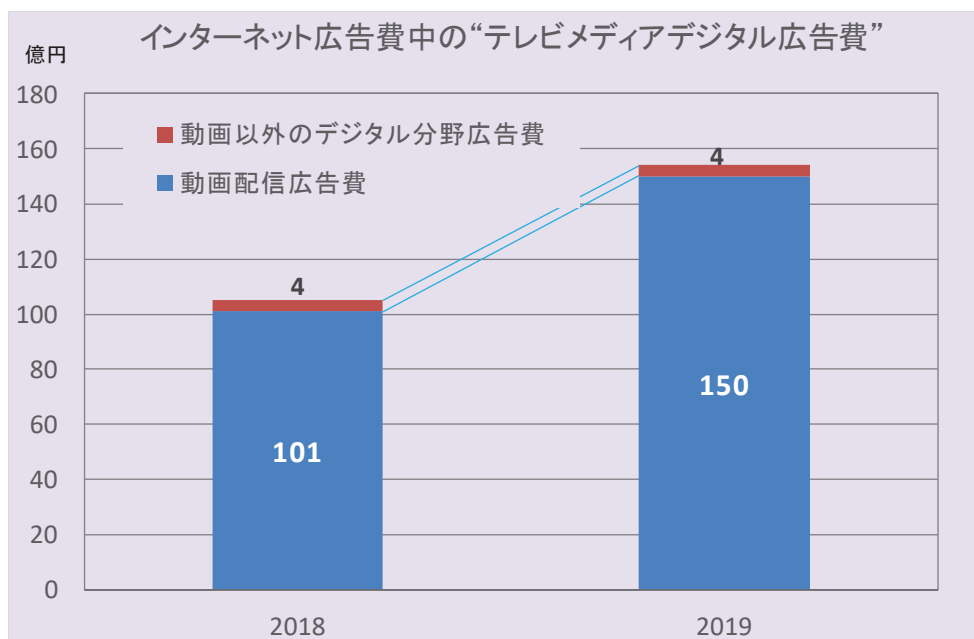
ラジオ営業収入の推移



※民放連調べ

インターネット動画配信による広告収入

- 民放事業者の動画配信による広告費は成長を続けているが、その規模はテレビ広告費(1兆8,612億円)の0.8%程度。



※電通「2019日本の広告費」より作成

放送サービス発展の観点からNHKに期待すること

■ 放送技術・放送サービスに関する先導的な技術・知見の共有

- ・ NHKの先導的な技術・知見の活用は、放送サービスの一層の質の向上および民放事業者の経営基盤強化に寄与する。

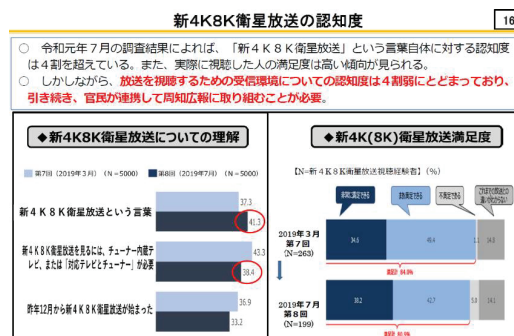
放送事業の基盤強化に関する取りまとめ(案) (総務省、2020年4月11日公表)

第4章 ローカル局の事業の拡大・多様化の推進

NHKは、(～略～) インフラ面や番組制作における民放との協力をその自立的な判断の元に進めるとともに、2020年1月に一部施行された改正放送法を踏まえ、インターネット配信に係る協力も一層取り組んでいくことが望まれる(放送法第20条第14項)。さらに、NHK放送技術研究所ではAIを活用した自動手話や自動字幕生成などの技術開発が行われており、これらの技術は、NHKのみならず我が国の放送サービスの全体の高度化、普遍化に資するものである。NHKの持つこのような先導的な知見・技術を広く放送サービス全体に活用することは、様々なサービスが地域住民に提供され、放送サービスの向上に大きく寄与するとともに、ローカル局の経営基盤の強化にも貢献することとなると考えられるため、その具体化を進めることが適当である。

■ 新しい放送メディアの普及推進

- ・ 2018年に開始された新4K8K衛星放送の視聴可能機器は、2019年3月末時点で394万台。
- ・ 放送の視聴方法に関する認知度は4割弱。
- ・ 一層の普及推進に向けて、NHKに先導的な役割を期待。



※出典: 総務省「衛星放送の未来像に関するWG」第7回会合(2020.4.24)

事業の経営上、問題と考えられる業務の例

■ NHKが特殊法人である以上、民間事業者が収支を勘案しながら市場競争を行っている分野で業務を展開することは、常に民業を圧迫するリスクをはらむ。

■ 会員社から寄せられている個別の事例等

- ・ 地方自治体や地元企業が主催するイベントや広報材の企画提案において、NHKの子会社や関連会社が企画に入札し、民放事業者と競合している。
- ・ 高校野球などの地方大会をNHKが同時配信を行う場合、民放事業者の放送や配信と競合する可能性がある。
- ・ 国際的スポーツ大会や音楽イベント等の放送権獲得交渉において、豊富な受信料を財源とするNHKが民放事業者と競合するのは、公平とは言えないのではないか。

NHK常時同時配信の実施に関する考え方について

■ 民放連は2018年10月、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめの中で特に重視すべき8項目を「NHK常時同時配信の実施に関する考え方」として公表している。

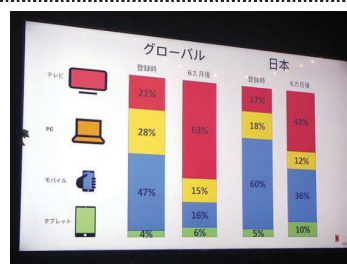
1. 区分経理の採用によるインターネット活用業務の見える化
2. インターネット活用業務の受信料収入2.5%上限の維持
3. NHK常時同時配信の地域制御
4. ネット配信事業における民放事業者・NHKの連携
5. ガバナンス改革として外部監査の強化による事後チェック体制の拡充
6. 関連団体への業務委託の透明性・適正性の向上、子会社のあり方等の見直し
7. 衛星波の整理・削減を含む既存業務の大胆な見直しによる事業規模の適正化
8. 受信料体系・水準等の受信料のあり方の見直し

テレビでの動画配信サービスの視聴

■ テレビ画面での動画配信サービスの視聴が拡大する傾向。

「日本は、アジア諸国で最もテレビ画面でNetflixを視聴している」

「Netflixによると、モバイルを使ってサービス登録する人が最も多いが、半年後の視聴デバイスはテレビが半数以上を占める結果が出ているという」



CNET Japan 2019年9月7日付記事「快適な視聴体験”のためにNetflixが取り組んでいる5つのこと」
(<https://japan.cnet.com/article/35142332/>)より引用

■ 様々な動画配信サービスをテレビで視聴できるデバイスが広く流通。

<Amazon Fire TV Stick>



出典: <https://www.amazon.co.jp>

<Google Chromecast>



出典: <https://www.google.co.jp>

NHK受信料と主な動画配信サービスの水準

サービス	NHK衛星受信料	Netflix	NHK地上受信料	Hulu	Paravi	FODプレミアム	TERASA	Amazonプライムビデオ	YouTube	AbemaTV
月額(税込)	2,230円	1,320円	1,260円	1,026円	1,017円	976円	618円	500円		
年額(注)	26,760円	15,840円	15,120円	12,312円	12,204円	11,712円	7,416円	6,000円	広告付無料	広告付無料
備考	地上契約含む	上記はスタンダードプラン(HD画質、同時2アクセス) ベーシックプランは月額880円(SD画質、同時1アクセス)、 プレミアムプランは月額1,980円(4K画質、同時4アクセス)				定額の雑誌、漫画サービスを含む		速達配達、定額の音楽書籍サービスを含む	YouTubeプレミアム(月額1,180円~)プランあり	ABEMAプレミアム(月額960円)プランあり

(注)年額は月額(税込)に12を乗じた金額。一括払いなどによる割引は考慮していない。

※各社ウェブサイトから民放連事務局作成

「若者のテレビ離れ」について

- 総世帯のテレビ普及率は、緩やかな低下傾向にあるが、特に世帯主が29歳以下の世帯のテレビ普及率は低下が顕著。
- 可処分所得が相対的に少ない若年層が「テレビを持たない」ライフスタイルを選択している可能性は否定できない。

＜世帯主年齢別 カラーテレビ普及率(総世帯ベース)＞

	2005年3月		2010年3月		2015年3月		2020年3月	
	構成比	普及率	構成比	普及率	構成比	普及率	構成比	普及率
総世帯		98.9%		98.8%		95.7%		93.8%
29歳以下	5.1%	97.1%	4.0%	94.4%	1.8%	84.7%	2.8%	84.7%
30～59歳	44.7%	99.0%	37.7%	98.7%	37.3%	95.0%	38.1%	93.8%
60歳以上	50.2%	98.9%	58.3%	99.1%	60.9%	96.5%	59.0%	94.3%

※内閣府「消費動向調査」各年版より作成

NHKへの要望

■ 民放連「NHK常時同時配信の実施に関する考え方」(2018年10月)

1. 区分経理の採用によるインターネット活用業務の見える化
2. インターネット活用業務の受信料収入2.5%上限の維持
3. NHK常時同時配信の地域制御
4. ネット配信事業における民放事業者・NHKの連携
5. ガバナンス改革として外部監査の強化による事後チェック体制の拡充
6. 関連団体への業務委託の透明性・適正性の向上、子会社のあり方等の見直し
7. 衛星波の整理・削減を含む既存業務の大胆な見直しによる事業規模の適正化
8. 受信料体系・水準等の受信料のあり方の見直し

■ 民放連「改正放送法の施行に向けたNHK関係の省令等の整備に対する意見」(2019年7月)

そもそも2018年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめでは、「常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があると認められる」とされました。国民・視聴者の理解は“三位一体改革”の徹底によって醸成されるものであり、常時同時配信だけを切り出して議論するのでは、公共放送のあり方全体に関わる課題の本質を見失いかねません。例えば常時同時配信のための認証や視聴者対応は、世帯単位の受信契約を適正に管理する効率的なシステム全体の中で構築されるべきです。有料のNHKオンデマンドと常時同時配信の業務の整理もいまだ出来ていません。公共放送NHKの“三位一体改革”中에서도既存業務の大胆な見直しによる事業規模の適正化や、いまだ手つかずの受信料体系・水準等のあり方の見直しを置き去りにして、常時同時配信に多額の受信料をつぎ込むのでは、国民・視聴者の理解は到底得られません。

2. 一般社団法人日本新聞協会

NHKの「三位一体改革」に関する 日本新聞協会メディア開発委員会の意見

＜基本的な考え方＞

NHK改革の大前提は、子会社等を含めたグループ全体を対象に「業務・受信料・ガバナンス」の三位一体改革を不可分で進めることである。具体的には、公共放送が担うべき業務範囲を明確化すると同時に、それを担うに足る公平で効率的な受信料の体系・水準を策定し、結果生じる余剰分を値下げ等の形で視聴者・国民に還元することである。

放送法の趣旨にのっとりNHKの自主自律、とりわけ番組の制作・編集・編成における自主自律が尊重されるべきことは言うまでもない。しかし、NHKという特殊法人は、税金に極めて近い性格を有する受信料で成り立っている。このことを考えれば、NHKグループが「公共放送」としてふさわしい運営がなされているか否かを検証することは当然であり、NHKはその設立趣旨にかなう分野に経営資源と業務を集中すべきである。

NHKグループの経営概況は下表の通りである。

(収支等の単位:億円、従業員等の単位:人・社)

		2008年度	13年度	08→13増減	18年度	08→18増減
収 支 等	事業収入	6,644	6,615	▲ 29	7,332	687
	受信料収入	6,386	6,345	▲ 41	7,122	735
	事業支出	6,368	6,432	63	7,060	691
	国内放送費	2,726	2,868	142	3,428	702
	収支差金	275	182	▲ 93	271	▲ 4
従 業 員 等	グループ全体	15,400	15,530	130	15,640	240
	本体	10,464	10,174	▲ 290	10,150	▲ 314
	子会社	4,936	5,356	420	5,490	554
	子会社数	17	13	▲ 4	13	▲ 4

NHKグループ全体の要員は10年間で240人増加した。この間、放送波が増えていないにもかかわらず、国内放送費は受信料収入の増収額(735億円)と同規模増加した。毎年200億円規模の「黒字」を計上し、本体と子会社合わせて3,700億円を超える内部留保(建設積立資産1,707億円を含む)を積み上げてきている。この間NHKは、衆参両院の決議や歴代総務大臣からガバナンス強化を求められてきたにもかかわらず、子会社と一体になり公共放送としての役割を逸脱した業務、例えばイベントの企画・運営や商品の通販などを行ってきた。また、NHKは総括原価方式を取っているため、収入とコストが比例関係になりやすく、自主的に事業規模の見直し、コスト削減に取り組み難いことも考慮する必要がある。NHK内部での検討状況をみる限り、自助努力に任せては三位一体改革が進まないおそれ大きい。

「NHKプラス」として本格運用をはじめた常時同時配信が、三位一体改革を前提にして解禁された経緯があることを考え併せても、高市大臣が受信料改革を「未来への責任を果たすため」に政府が検討すると切り出したうえで、本分科会で三位一体改革の具体案を議論すると整理したことには合理性があると考えられる。NHKは今夏に予定される中期経営

計画案策定前に、業務範囲と受信料水準についての基本的な考え方を具体的に示し、本分科会で、国民・視聴者の視点に立って三位一体改革を具体化する議論を進めるよう期待する。以下、総務省の質問項目別に当委員会の考え方を述べる。

1. 業務全般について

総務省「情報通信白書」等によれば、テレビの保有率・接触率は若年層で漸減傾向にあるとはいえ、全年代では依然としてインターネットを上回っており、その信頼度は新聞と並び、群を抜いて高い。NHKと民放の二元体制は有効に機能し、国民の情報インフラとして機能しているといえるが、当委員会が再三指摘してきた通り、NHKの在り方については見直すべき点が多数ある。前述の通りNHKの番組制作・編集・編成はNHKが自律的に行うべきであるが、特殊法人たるNHKが税金に極めて近い受信料をもとに実施するにふさわしい業務範囲か否かを、子会社を含めて当分科会が議論・指摘することに問題はないと考える。

大前提として、NHKは報道を中心とした国民の安心・安全の確保に寄与する分野や、放送技術の革新などNHK設立と受信料制度の本旨にかなう分野に経営資源と業務を集中すべきである。NHK子会社はそれをサポートする業務に徹すべきで、民間放送事業者や他のメディア・事業者等が公正な競争をしている市場に進出することは厳に慎むべきである。インターネットでのニュース配信に関しても、既に民間によって市場が形成されており、受信料を財源とするNHKが参入すること自体が市場をゆがめる。NHKのインターネット活用事業はあくまで「放送の補完」であり、抑制的に運用されるべきだ。

先に指摘した通り、NHKの国内放送費は7波（地上テレビ2、地上ラジオ3、衛星テレビ2）のまま、10年間で700億円超増加し3,428億円に達した。受信料収納にかかわる契約収納費は644億円、営業経費は773億円に達している。NHKと子会社の取引総額は受信料収入の1/4を超える1,880億円で、その9割が競争のない随意契約によるものである。以上3点に限っても、番組制作費を10年前の水準でコントロールし、受信料の在り方と収納方法を抜本的に改め、子会社の業務範囲を公共放送にふさわしいものに限定したうえで「原則競争契約」という業務委託基準にのっとった取引を徹底させれば、700億円（番組制作費削減分）+700億円（営業経費減少分）に加え、収納率上昇による増収や子会社取引の縮減により、総額2,000億円近い国民負担を削減できる可能性があると考えられる。

受信料は公共放送としてふさわしい業務にこそ支出されるべきである。この視座に立てば、公共放送であるNHKが担うべき業務範囲を規定し、子会社を含めその事業運営を抑制的に行う新たな仕組みの構築が必要である。NHKの自主自律を尊重すれば、NHKはその業務範囲について、拡大解釈を行いにくい指標を自ら策定すべきである。分科会には、番組制作費が増加した詳細な理由や子会社の事業・取引実態について検証したうえで、NHKが策定する指標の原案を示してほしい。NHKには、策定した指標を総務省に報告するとともに公表し、毎年度決算時に経営委員会・監査委員会がその評価を行い、公表する仕組みを構築することも求めたい。

2. 受信料について

2017年12月に最高裁が受信料制度を合憲と判断したことを受け、18年度末の契約率が82.8%に達し、さらに収納率が上昇していることを考えると、「特殊な負担金」とされた受信料の性格はより「税金」に近づいていると言える。日本の受信料制度は受信機の設置にひもづいて契約義務が生じるが、支払い義務が明文化されていない影響もあり、受信料を支払わずに視聴する「フリーライダー」の存在や、集合住宅などで契約の意図がないのに衛星放送を受信してしまう「受動受信」などの問題点が指摘されている。分科会では、まずはこうした当面の課題を洗い出すとともに、解決に向けて取り得る施策を検討することを求めたい。

さらに分科会で議論してほしいのは、①地上と衛星の「2階建て受信料」制度の見直し②受信料水準引き下げの具体案——の2点である。①については、総括原価方式を取っているにもかかわらず地上放送と衛星放送の受信料がほぼ同額であることに対し、制度上の問題点を指摘する声が根強くあることを踏まえ、両者の一本化を含めて議論してほしい。②については、前項で指摘した業務範囲の見直しで削減できる費用を算出したうえで、契約率・収納率の向上と営業費用の削減の具体案を検討し、①と併せて具体的な受信料水準を国民・視聴者に提示してほしい。

3. その他

子会社からNHKへの配当方針は20年度から「NHK関連団体運営基準」の新ルールが適用されているが、履行状況、とりわけ3項の「特例的な配当」を実施する場合は「関連団体の維持・発展に必要な内部留保を除いた」という部分が過大に見積もられないよう、経営委員会・監査委員会が適切に管理監督し、公表すべきである。

以 上

6. 構成員からの質問に対するヒアリング対象者からの書面回答

NHK への追加質問事項

① NHKに対する消費者相談では、「衛星契約の勧誘を強引に行われ契約してしまった後、受信機器がないことが証明されたが返金が納得いく形で行われていない」というものがあります。

具体的には

- ・いつから受信機器がないか証明できないため返金が行われなかった
- ・協会から送られてきた衛星受信状況の確認書を間違えて返送し、衛星契約になってしまった
- ・地上波との差額の返金を求めたが、契約当初まで遡ってもらえなかったなどの相談があります。

返金の仕組みについて、一定の基準があるのでしょうか。(長田構成員)

- NHKでは、訪問により衛星契約のお手続きをいただくにあたっては、お客様がお使いの受信設備について、パンフレット等を活用して丁寧にお尋ねするとともに、お客様ご自身でNHKの衛星放送のチャンネルにあわせていただき、画面のロゴや現在放送されている番組を確認していただくなどして、衛星放送の受信確認を行ったうえで衛星契約の締結をお願いするよう、訪問員に指導しています。
- また、ご契約後には、お客様にお手続き内容をご案内するダイレクトメールを郵送し、ご契約内容をご確認いただいています。
- お客様が契約当初から衛星放送が受信できる受信設備をお持ちでないにも関わらず、誤って衛星契約を締結していただいた場合は、契約時からご返金する必要があると考えています。お客様からお申し出があり、NHKでその事実が確認できた場合は、すみやかにご返金しています。
- NHKでは、今後とも、お客様に手続き内容についてご理解・ご確認をいただいたうえで受信契約の締結をお願いすることを徹底するとともに、ご返金の対応等にあたっては、事案ごとに適切に対応してまいります。

② 調査研究投資の比率は概ね2%程度以下で、NTT等に準じておりSONY等は例外的とのことでしたが、会計上の考え方や方法も少し異なるとは承知の上で、民放各社との比較はなされているのでしょうか。なされている場合、他と比較した現状はどうでしょうか。(西田構成員)

- 放送法では「放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと」がNHKの必須業務として規定されていることから(第20条第1項第3号)、NHKには放送界全体の進歩発達に貢献する研究開発が期待されており、民放各社における研究開発とは求められる役割が異なると考えています。
- 実際に、NHKは日本で唯一の放送技術に関する総合的研究機関として放送技術研究所を設け、ハイビジョンなどの放送方式の標準化や、フレキシブルディスプレイなどの先駆的な技術の研究・開発を行い、得られた研究成果をNHKだけではなく、民放を含めた放送界や放送関連の産業分野にも活用いただくことで幅広く社会に還元し、視聴者サービスの向上に貢献してきました。
- なお、総務省統計局「科学技術研究調査の結果」に記載の「企業における研究活動」で放送業に携わる民間企業の総売上高に対する研究投資比率を見ると、平成30年度の放送業(民間)の研究開発支出は0.08%(対総売上高比)となっています。

③ 子会社の営業利益率に関し、NHK発注分が3.1%、それ以外が5.8%だとの説明を頂戴しました。(関口構成員)

1) NHK以外からの業務受注につきましても資料2-3-1・32頁のような経年推移をお示し下さい。

推移については、平成26年度以降でお示ししますと、以下のようになります。

【NHK取引以外の営業利益率】

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
利益率	2.8%	2.7%	3.7%	5.2%	5.8%

なお、平成30年度の子会社におけるNHKとの取引における営業利益率は、資料にも掲載しました通り、2.9%（平成30年度）となっています。

2) また、NHK以外からの営業利益率が5.8%と、NHK分の営業利益率よりも高いことの原因分析についてもご教授下さい。

NHK以外からの受注は随意契約が極めて少ないと想定され、一定程度の競争環境に晒されている中で受注活動が行われていると思われるにも関わらず、NHK以外の受注分の営業利益率が高いことの原因をどのように分析されていますでしょうか。

NHK以外の取引で利益率が高くなっているのは、見える化の実施以後、NHKの各関連団体で不採算事業の見直しに取り組んだほか、日々の営業努力とコストダウンを図りながら利益を確保し、受信料への還元を図れるよう努力をしてきたことによるものと考えています。

3) 営業経費の共通費に関し、配賦に用いられているコストドライバと費用配賦の結果（NHK受注分に配賦された営業費の額と、NHK以外からの受注分に配賦された営業費の額）についてご教授下さい。

いわゆる営業費を含む販管費は、各社の業務及び費目の特性に応じて配賦を行っています。このうちご質問の営業費（＝広報費や交際費など注文を獲得するための費用）については、基本的に、NHK取引においては発生しないと考えているため、原則、NHK取引には配賦させず、NHK以外取引に計上するよう求めています。

4) 平成 26 年度から平成 30 年度にかけて、NHK の子会社の費用配賦について、大きく影響を与える見直しは行っているでしょうか。行っている場合には、どのような内容でしょうか。

子会社の販管費の配賦について、平成 26 年度から平成 30 年度の間に、大きな見直しは行っておりません。

④ NHKにおいて、インターネット上のフェイクニュースやデマに対して、自らの報道において事実関係を踏まえて取り上げることはあるところ、それを越えて、インターネット上のプラットフォーム事業者等のファクトチェックの取組への協力について、どのように考え、あるいは取り組まれているのか。（大谷構成員）

- 総務省で開催された「プラットフォームサービスに関する研究会」最終報告書を受け、インターネット上のフェイクニュースや偽情報への対応の柱の一つとして、国内外の主要プラットフォーム事業者と、表現の自由に関わるステークホルダー等が参加する「フォーラム」の設置が検討されていることを承知しています。
- 民間部門における自主的な取組が求められているところであり、公共放送として、どのような貢献ができるのか、関係者の意見を聞いたうえで、総合的に判断していきます。われわれ報道機関には、取材や制作のために得た情報を目的外に使用しないという共通のルールも存在するため、必要に応じて、こうした面にも配慮していきます。
- NHKでは、今年 2 月に、取材・制作の基本姿勢を記した「放送ガイドライン」と「インターネットガイドライン」を統合し、共通の指針としてまとめ、視聴者に公表しました。今後も、NHKは、放送と、インターネットを活用し、広く社会の要請に従い、よりいっそう信頼できる情報の発信に努め、「情報の社会的基盤」としての役割を果たして参ります。

⑤ また、NHKにおける SoLT の最近の取組状況について。（大谷構成員）

- NHK報道局の SoLT(ソーシャル・リスニング・チーム)は、事件・事故の端緒となる情報やインターネット上の独自の流行に関する情報をツイッターなどのソーシャルメディアからも把握するため、2013年に専門チームとして発足し、現在も取材活動を行っています。
- SoLT 発足のきっかけの1つには、東日本大震災の時にインターネット上で広がった、うそや誤った情報の拡散があるため、こうした情報についても SoLT では毎日収集しています。
- 具体的な方法は、うそや誤った情報に多く含まれるキーワードを分析して検索したり、うそや誤った情報を拡散することが多いウェブサイト等を定期的に巡回したりするなど情報収集しています。
- SoLT からの情報を元に、情報の内容や情報をもたらす社会的影響などのニュース性に応じて、事実関係を確認する取材を行っています。こうした、いわゆる「ファクトチェック」の結果を踏まえた情報についても、必要に応じて放送やインターネットで伝えています。
- 例えば、新型コロナウイルスに関しては、「ウイルスはぬるま湯で死ぬため毎日（ぬるま湯を）飲むとよい」などの医学的に誤った情報や、「原材料の不足でトイレtpーパーが品薄になる」といった生活に影響を及ぼす情報などがインターネット上で相次ぎました。こうした SoLT からの情報をもとに、専門家などに取材を行った上で、事実に基づく情報を報道しました。
- インターネット上でさまざまな情報が溢れる中、NHKは公共放送・公共メディアとして、正確で公平・公正な情報を幅広く提供する役割を果たしていきます。

⑥ 再委託先は、どのような業務についてどのような範囲で認めているのか。
(林構成員)

- 業務委託契約における「再委託」について、「業務委託基準」（HPで公表）では、「協会は、協会がその必要を認めて承認した場合に限り、受託者に当該委託業務の一部を他の第三者に再委託させることができるものとする。」としています（第7条）。

【関連団体との業務委託契約】

受託者である関連団体（委託先）とは委託に関する基本条項を締結していますが、その中では再委託する場合、委託先が委託業務の遂行過程および結果に対し全責任をもつこと、そして委託先が再委託先にも契約上のすべての義務を遵守させ、再委託先の行為について全責任を負うこととしています。

再委託の対象となる業務は、包括的に業務委託している業務のうち、委託先が個別に分割して再委託することが社会通念上認められ、かつ合理性があるものです。例として、関連団体に包括的に業務委託しているNHKホールの管理業務のうち、電気設備等特殊な技術を要する業務を専門業者に再委託するケースがあります。

【その他の契約】

競争契約、随意契約の区分にかかわらず、委託先と交わす各種契約書において、再委託（もしくは下請負）に関する条項があり、全部または大部分の再委託（一括再委託）の禁止、再委託の際の書面による承認、再委託先の行為の全責任を委託先が負うことを明記しています。

- ⑦ NHK内部において、随意契約における再委託の審査基準や再委託の適正性についてチェック機能はあるのか。ある場合には、そのチェックの基準等はあるのか。
- ⑧ 随意契約における再委託について、チェックの基準等がある場合、それは公表されているのか。もし、公表されていない場合には、公表することに対する見解はあるのか。
- (林構成員)

- 委託先が受託した業務の一部を再委託する場合は、再委託の対象となる業務の内容や理由等を委託先から明示させます。
- 再委託を行うことが合理的であるか、再委託する業務の範囲は適正か、再委託先の経営状況や技術力など業務遂行能力に疑義がないか、などの視点から点検を行い、再委託の可否を判断していますが、そのような基準等の公表は行っておりません。

- ⑨ 随意契約の再委託について、年間の委託件数全体と再委託を行っている件数（割合）、可能であればそれぞれの近年の推移もお示しいただきたい。
- (林構成員)

- 関連団体との業務委託契約における再委託の件数は3件（2019年度）です。その他の契約については、統計的に件数はまとめておりませんが、個別に再委託について妥当性を確認しています。

経営委員会への追加質問事項

経営委員会・監査委員会の体制は具体的にどのようなになっているのか。
(大谷構成員)

- 経営委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣により任命された12名で構成されています。
- 経営委員の中から、互選により経営委員長を選出し、委員長職務代行者を指名するとともに、役員職務の執行を監査するため、3名以上の監査委員を任命することとなっています。
- 現在、監査委員会は、常勤1名、非常勤2名、合計3名の委員で構成されており、定期的に監査委員会を開催し、必要があれば調査を行い、経営委員会に活動内容を報告しています。
- 放送法によって、経営委員会は、事務局に関する体制を整備することとなっています。改正放送法により、経営委員会について、議決事項の追加や意見募集の実施が定められたことなどをふまえ、2月に経営委員会事務局の職員を増員し、現在、9名の体制となりました。内部統制関係議決に基づき独立性を保ちつつ、必要により外部の知見も活用して業務にあたっています。
- 監査機能の強化が図られた改正放送法成立を受けた昨年6月に監査委員会では事務局職員が1名増員されて、6名の体制となりました。また、法改正を受けて、内部統制関係議決において、「監査委員会事務局の所属職員は、監査委員会又は監査委員より指揮命令された業務に関して会長、副会長及び理事の指揮命令を受けない」という文言を新たに加え、さらなる独立性を担保しました。

監査委員会への追加質問事項

監査委員会は、子会社の業務執行の状況把握に関し、子会社の監査役と、恒常的な接点はあるのか。(構成員)

- ご質問に対する回答といたしましては、放送法改正を受けて、NHK執行部と子会社等の監査役による意見交換の場である、年2回の「NHKグループ監査役・監事連絡会」に常勤監査委員が、新たにオブザーバーとして参加しています。

また、子会社等の業務執行の状況把握という意味では、NHK内部監査室から、関連団体調査結果について、監査委員会として、定期的に報告を受けています。

さらに、子会社11社の社長や関連公益法人等9団体の理事長のトップヒアリングを年に1回ずつ実施しています。

加えまして、▽関連事業担当役員からの監査委員会への定期報告、▽関連事業担当役員への定期ヒアリング、▽関連事業局長との恒常的な意見交換を通じて、監査委員会では、NHK子会社等の業務執行の状況把握に努めております。

民放連への追加質問事項

スライド最終ページ「NHKへの要望」のなかに、「4. ネット配信事業における民放事業者・NHKの連携」という項目があります。本日のご説明の中には、地方局字幕へのAI活用等の技術に関するご説明もありましたが、当該連携の要望はネットに限定したものか、それとも放送も含みうる要望か、詳しいご説明をお願いできますでしょうか。（西田構成員）

- 説明資料の最終ページに記載した「4. ネット配信事業における民放事業者・NHKの連携」については、当連盟が2018年10月に公表した「NHK常時同時配信の実施に関する考え方」を引用したのですが、これは、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、NHKテレビ放送のインターネット常時同時配信が検討されるなかで、当連盟として重要と考える事項を8項目にまとめたものです。そのため、ネット配信事業における連携に焦点を絞った表現としております。
- 一方、日本の放送事業は、NHKと民間放送が相互に競争・協調しながら発展してきており、放送分野でのNHKとの連携・協力が重要であることは言うまでもありません。今後も引き続き、特に放送技術・放送サービスの開発や、新しい放送メディアの普及推進などを中心として、放送分野におけるNHKの先導的な役割に期待しております。

新聞協会への追加質問事項

資料中「インターネットでのニュース配信に関しても、既に民間によって市場が形成されており、受信料を財源とするNHKが参入すること自体が市場をゆがめる。NHKのインターネット活用事業はあくまで「放送の補完」であり、抑制的に運用されるべきだ。」との記述が見受けられます。関連して、近年の新聞業界の経営環境の変化のなかで、新聞社の取材網縮小や通信社の活用が拡大しているようにも思われる一方で、ネットメディアや民放のそれらの拡充は一向に進まず、新聞協会もご指摘のように、確かに新聞各社の取材力情報網が依然優位にあるようにも思えますが、そうであれば、放送における二元論的な考え方の拡大や、むしろ連携強化で現状に対応するような考え方もありえるように思いますが、いかがお考えでしょうか。(西田構成員)

- ご質問いただいた内容には広くジャーナリズムの在り方にも及ぶ部分があり、NHKの在り方について議論する検討分科会の範囲を超えているところがあると存じます。ご指摘いただいている連携強化も、民間企業である各新聞・通信社の個別判断となるものです。その上で、繰り返しになりますが、既に民間によって形成されている市場に、受信料を財源とするNHKが参入することの影響の大きさを考慮し検討いただくことを希望します。NHKの業務範囲拡大につながりかねない点については、極めて慎重な議論が必要だと考えています。

インターネットでのニュース配信市場にNHKが参入することで、具体的に市場にどのような影響が生じているのでしょうか。(大谷構成員)

- そもそも利益を前提としていないNHKとその子会社が、民間市場で利潤を求めることは放送法と受信料の本旨にもとります。税金に極めて近い受信料を原資とするNHKが民間の市場に参入すること自体、影響が大きいと考えています。

NHKのインターネット活用事業はあくまで「放送の補完」であり、抑制的に運用されるべきとの見解ですが、「放送の補完」を超えていると感じている部分がありますでしょうか。(大谷構成員)

- ニュース配信市場への参入がまさに「放送の補完」を超えている事例ではないでしょうか。分科会には「放送の補完」の範囲を定義いただき、子会社の業務を含めて検証いただきたいと考えています。